



第4次芦屋市総合計画

自然とみどりの中で^{きすな}絆を育み、
“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

— 基本構想・前期基本計画 —

平成23年3月
芦屋市

市長挨拶

これから 10 年間の芦屋のまちづくりの指針となる新しい第 4 次芦屋市総合計画がスタートします。

このたびの計画づくりでは、47 人の公募による市民会議の皆様が白紙の段階から芦屋の将来の姿を描き、基本構想素案として提言していただきました。さらに、41 人の若手職員で構成する職員会議がこの素案を受けて具体化し、様々なアイデアを基本計画素案として提出してくれました。

このように、行政主導の計画でなく、市民の皆様が考える芦屋の姿を目標に置いた計画ができあがったと思っております。

これからは、少子化や高齢化、人口減少の時代を見据えたまちづくりが求められています。

市民の皆様からも、「より便利に」だけでなく、緑やまちなみなど、落ち着いた景観や静かな生活環境を望まれる声をお聞きます。また、人と人とのつながり、^{きずな}絆の大切さに目を向ける時代が来ていると感じております。

これからの芦屋が目指すものは、「成長」から「円熟」ではないでしょうか。

市民会議から提言いただいた芦屋の将来像「自然とみどりの中で^{きずな}絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」には、そのような想いが込められていることを改めて深く感じているところです。

この計画の策定に際しましては、市民会議の皆様をはじめ、学識経験者の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなど、多くの市民の皆様にもご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

平成 23 年 4 月 1 日

芦屋市長 **山中 健**



目 次

 基本構想	1
--	---

第1章 計画づくりの背景と基本姿勢 2

1-1 計画策定の趣旨	2
1-2 計画の役割と構成・期間	4
1-3 芦屋のまちの変わりゆくもの・変わらないもの	6
1-4 芦屋市行政が直面する課題	8
1-5 計画づくりの基本姿勢	10

第2章 将来像とまちづくりの基本方針 12

2-1 芦屋の将来像	12
2-2 芦屋のまちづくりの基本方針	13
参 考 市民会議が描く芦屋の将来の姿	14

第3章 目標とする10年後の芦屋の姿 24

3-1 人と人がつながって新しい世代につなげる	26
3-2 人々のつながりを安全と安心につなげる	30
3-3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる	33
3-4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	37

第4章 基本構想の実現に向けて大切にすること 38

資 料 芦屋市の状況 40

資 料-1 市民アンケート調査結果	40
資 料-2 芦屋市の人口推移と将来推計人口	44
資 料-3 芦屋市の財政状況	46

前期基本計画 49

第4次芦屋市総合計画前期基本計画について 50

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる 52

- 1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる 53
- 2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている 59
- 3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている 65
- 4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている 70
- 5 地域で安心して子育てができている 76

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる 82

- 6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている 83
- 7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる 90
- 8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている 100
- 9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている 104

第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる 112

- 10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している 113
- 11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている 121
- 12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている 127
- 13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている 133

第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる 140

- 14 信頼関係の下で市政が展開している 141
- 15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている 147

 附属資料 153

1	策定経過	154
2	策定方針	155
3	総合計画審議会	158
4	原案へのパブリックコメント	170
5	第4次芦屋市総合計画アドバイザー会議	176
6	第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議	178
7	第4次芦屋市総合計画基本計画素案作成職員会議	182
8	芦屋市総合計画策定委員会・専門部会	186
9	芦屋国際文化住宅都市建設法	191
10	市民憲章	192
11	市木と市花	192
12	未来のあしや絵画コンクール	193
13	芦屋市全図	194
14	第4次芦屋市総合計画策定に関連した資料一覧	195

第4次芦屋市総合計画
基本構想

平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

第1章 計画づくりの背景と基本姿勢

1-1 計画策定の趣旨

※¹ 地方自治特別法

日本国憲法95条に規定されている特定の地方公共団体だけに適用される法律で、それらの地方公共団体の地方自治権を侵害することがないよう、その制定には住民投票による賛成を必要とする。芦屋国際文化住宅都市建設法がこれに当たる。

※² 芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和25年(1950年)12月に議員提出法案として国会で可決され、昭和26年(1951年)3月に住民投票を経て公布された本市のみに適用される法律のこと。本市のまちづくりの理念の基礎となっている。

※³ 芦屋市民憲章

国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、市民、学識経験者55人で構成する「芦屋市民憲章制定委員会」で検討を重ね、市民の意見も聴き、昭和39年(1964年)5月に策定した。

※⁴ 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

本市は兵庫県南東部、大阪と神戸の二大都市の間に位置しています。これら大都市への交通の利便性ととも、北には緑豊かな六甲の山々が連なり、南には大阪湾を臨み、自然環境や温暖な気候に恵まれた居住条件の優れた住宅地として成長してきました。そして、昭和15年(1940年)に精道村から芦屋市へと飛躍し、平成22年(2010年)には市制施行70周年を迎えたところです。

戦後からの復興途上にあった昭和26年(1951年)には、住民投票によって本市のみに適用される※¹地方自治特別法「※²芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。昭和39年(1964年)には「※³芦屋市民憲章」を制定し、昭和46年(1971年)には「芦屋市総合計画」として、自然の美、人工の美、人間の美が調和し、品位と風格のある個性豊かな住宅都市を目標にまちづくりを進め、昭和61年(1986年)には「芦屋市新総合計画」において「誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市」として成熟都市を目指してきました。

しかし、平成7年(1995年)1月17日の※⁴阪神・淡路大震災によって444人もの尊い人命が奪われ、長年築き上げてきた芦屋のまちは壊滅的なダメージを受けました。平成7年(1995年)に「芦屋市震災復興計画」、平成13年(2001年)には「第3次芦屋市総合計画」を策定し、「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を将来像に掲げ、全国から寄せられた支援に支えられながら、市民と行政でまちの再生・創生を図ってきました。しかし、復興の過程や世代交代の中で、これまで芦屋の良さとしてきたものが失われつつあります。

これからのまちづくりは、まちの個性が求められます。何をまちの個性とし、どのように魅力を発展させていくのかが問われています。芦屋の魅力をもっと高め、「住み続けられるまち・住んでみたいまち・芦屋」であり続けるために、芦屋に関わる人々が共有できる目標として第4次芦屋市総合計画を策定します。

【芦屋国際文化住宅都市について】

昭和26年（1951年）に住民投票によって生まれた本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、これまでの本市の総合計画では将来像に「国際文化住宅都市」を表してきました。

このことについて市民会議では、この法律が公布されてから60年が経ち、グローバル化や高度情報化の時代となった今日では「国際」は特別なことではなくなっていることや、芦屋は「都市」よりもコンパクトな「まち」のイメージがふさわしいという意見が多くあった一方で、やはりまちの個性としては大事にすべきではないかという意見もありました。

目標とするまちの姿を示すものとしては、現在では特徴的ではないという見方もありますが、このような本市だけに適用される特別法があるということは、まちの個性として欠かせないものであると本市としては考えています。

一般的に、「まちづくり」、「市民」、「協働」という言葉の定義は必ずしも明確ではありません。

この計画ではこれらの言葉を次のように定義し、使用しています。

(1) 「まちづくり」とは

この計画における「まちづくり」とは、まちなみ、芦屋の歴史や文化、人と人とのつながり、まちを大切にする暮らし方、そして、地域の課題解決のための仕組みづくりなど、芦屋づくりに関わる全てのことについて、みんなで考えたまちの将来像を市民と行政が共有し、それぞれの役割を果たしながら継続的に取り組むこととします。

また、市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく、市民一人一人の行動や行政による活動も含め、芦屋をより良いまちにしていけるための行動全体とします。

(2) 「市民」とは

「※1 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「市民」を「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。」と規定しています。

この計画における「市民」もこの規定に基づいて用いています。

(3) 「協働」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「協働」を「市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。」と規定しています。

この計画における「協働」もこの規定に基づいて用いています。

※1 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例（平成19年条例第5号）

市政に対する市民の参画を推進するためパブリックコメント等の手法などを定め、協働の拠点と市民活動等への支援を盛り込み、市民及び市が協働による住み良いまちづくりを目的に制定したものを。

1-2 計画の役割と構成・期間

(1) 計画の役割

○ まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

○ 行政運営の指針

本市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

○ 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿などを尊重し、本市と相互調整を図るための指針とします。

(2) 計画の構成・期間

○ 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。

基本構想の期間は10年とし、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

○ 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

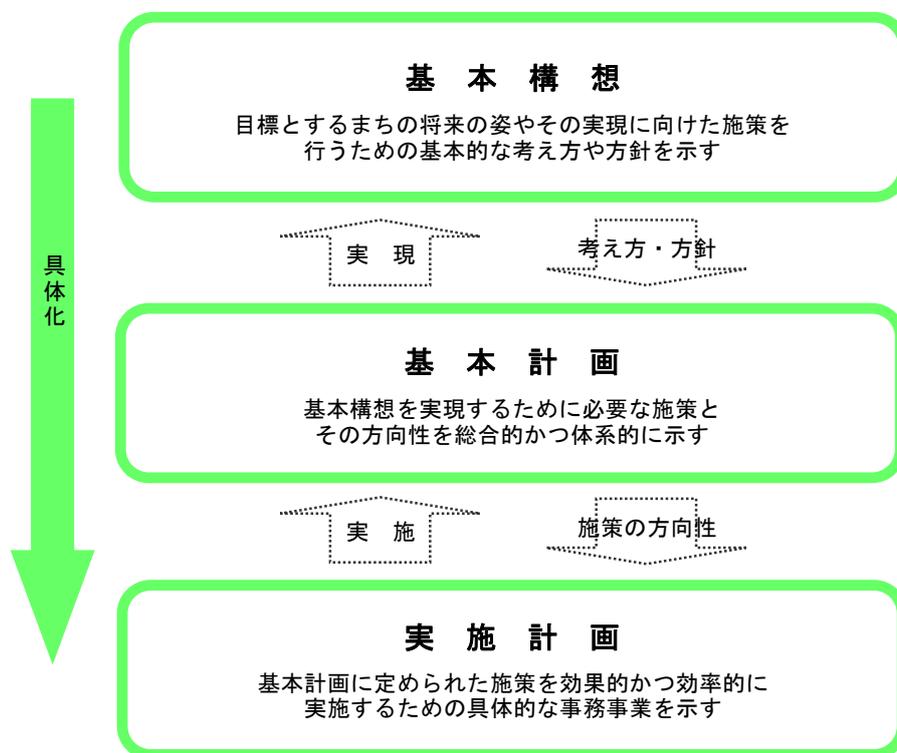
基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）まで、後期を平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

○ 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものです。その策定に当たっては、その時々の方財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

【第4次総合計画の構成】



【第4次総合計画の期間】

平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	
基本構想 (10年間)										
前期基本計画 (5年間)										
					後期基本計画 (5年間)					
実施計画 (3年間)										
実施計画 (3年間)										
		実施計画 (3年間)								
			実施計画 (3年間)							

1-3 芦屋のまちの変わりゆくもの・変わらないもの

(1) 変わりゆくまちなみ

※¹ 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

※² ライフスタイル

生活様式のこと。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方のこと。

芦屋では、昭和40年代から地価の上昇や相続の困難さなどから、敷地の大きな住宅がマンション用地として供給され始めました。^{※1} 阪神・淡路大震災後はその状況が加速し、企業の社宅や寮であった土地もマンション用地となり、低層住宅が中層の集合住宅へ変化し、それとともに人口が膨れ上がってきました。

かつての芦屋の特徴であった庭園に豊富な緑をたたえた「お屋敷まち」、「大きな邸宅が多いまち」というまちなみは、時代の流れとともにその姿も変わりつつあります。

(2) 薄れていく人々のつながり

まちなみの変化だけでなく、人々のつながりも変わってきました。

家族構成や^{※2} ライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴い、個人の生活にしか関心を持たない暮らし方や自治会などの地縁的な組織への参加意欲の低下など、人々と地域のつながりが希薄化し、地域での支え合い、助け合いによる暮らしの安心を弱めていると考えられます。

(3) 芦屋の魅力への変わらない愛着

市民アンケート調査の結果からは、8割以上の方が「住み心地がいい」と感じています。

また、恵まれた自然環境や交通が便利であることなどの立地条件に加え、清潔で美しく、生活の利便性があることが芦屋に住み続けたい理由となっており、このことはこれまでのアンケート調査の結果とも変わらないものとなっています。

また、これまでの芦屋のまちなみの良さを残す取組の一つとして、^{※3} 地区計画や^{※4} 建築協定の制度を積極的に活用し、一定地区内の建物の種類や大きさなどについてその地区の市民が話し合い、その地区の特性に応じたまちなみづくりを行ってきています。このことは、市民が芦屋の魅力を理解し、その良さを残したいというまちへの愛着の表れと考えられます。

このことから、市民の芦屋への愛着をこれからも変わらないものにするためには、今ある魅力を堅持しながら、住宅都市としての機能や付加価値を高めていく必要があります。

※³ 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画(土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等)を定める制度のこと。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。

※⁴ 建築協定

建築物を建築する場合に、地域のよりよい環境を創っていくために、その地域住民全員の合意のもとに、まちづくりのための基準を定めてお互いに守りあっていくことを約束する制度のこと。

(4) 震災の経験から学んだ市民参画・協働の大切さを再び

阪神・淡路大震災では、人々が支え合うことの大切さを学びました。ボランティア元年と呼ばれるように、支え合いに参加するボランティアの存在を大きなものにしました。また、復興の過程では、^{※1}まちづくり協議会をはじめとした市民参画・協働がまちづくりに欠かせないものであるという考え方も定着してきました。

そのような中で、平成13年度（2001年度）にスタートした第3次芦屋市総合計画では、「市民と行政の協働のもとに」を基本理念に市民参画と協働の推進のための環境づくりに取り組んできました。

震災をきっかけにしてボランティア活動を始め、現在も継続に行っている市民も多くおられますが、人々のつながりや参加意欲が希薄化していく中で、改めて日頃の近隣とのつきあいの大切さを思い起こし、まちづくりに「参加する」文化を確かなものにしていく必要があります。

※1 まちづくり協議会

緑ゆたかな自然環境を保全・育成し、「国際文化住宅都市」にふさわしいゆとりのある優良な住宅都市とするため、地域で地区計画や建築協定等に取り組むため地区ごとに設立されたもの。

1-4 芦屋市行政が直面する課題

(1) 公共に求められる役割の拡大

少子高齢化の進行や家族構成の変化、地域社会でのつながりの希薄化などに伴い、保育や介護などのサービスの充実や、価値観の多様化に伴う様々な課題への対応が必要となっています。また、社会資本整備の拡大による維持管理業務が増大していることに加え、多様化する犯罪、頻発する自然災害への対応など、公共に求められる役割は拡大しており、その中で、行政サービスの需要も増大し続けています。

(2) 行政を取り巻く厳しい状況

公共サービスの需要が増える一方で、世界的な景気変動の影響によって税収入も不安定となり、今後の見込みが立ちにくく、さらに、少子高齢化によって生産年齢人口（15～64歳）が減少し、財政負担能力も低下してきており、行政だけできめ細かなサービスまでも担っていくことには限界がある状況となっています。

(3) 国と地方の役割と関係の見直し

このような時代潮流の中で、国と地方の役割と関係も見直されています。

平成12年（2000年）に施行された、いわゆる^{※1}地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）以降、平成19年（2007年）に施行された^{※2}地方分権改革推進法、さらに、平成21年（2009年）の^{※3}地方分権改革推進計画によって、国と地方の関係が上下の関係から対等の立場で対話できる新たな関係へと着実に進んできています。

このことから、地方公共団体、特に住民に最も身近な市町村である本市においては、これまでの国の指揮監督のもとに進めてきた様々な行政サービスを、自らの責任と判断で地域の実情に応じて主体的に対応していくことが、今後、更に求められることとなります。

※1 地方分権一括法

平成11年（1999年）7月に成立し、平成12年（2000年）4月から施行。この法律により、国と地方公共団体の役割が見直され、機関委任事務を廃止し、自治事務と法定受託事務に再構成された。

※2 地方分権改革推進法

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として、国及び地方公共団体が担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進するため平成18年（2006年）4月に制定された。

※3 地方分権改革推進計画

「地方分権改革推進法」に基づき、平成21年（2009年）12月14日の地域主権戦略会議を経て、翌12月15日に閣議決定された。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制が明記されている計画。

(4) 地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へ

このような状況の中で、個性や多様性、心の豊かさを求める価値観が広がり、地域の一員としての役割意識だけでなく、地域のために活動することに生きがいを見いだす人々が増え、人々の信頼や連帯感を取り戻す動きに加え、これまで行政が担ってきた公共サービスの提供者となり得る意欲と能力を備えた市民活動や^{※1}NPO活動が全国的に増えており、芦屋においてもそのような活動が活発化してきています。

市民が自分たちでできることは自分たちで行いながら、地域に必要な行政サービスを地域が選択していくとともに、芦屋の資源を発掘、再発見し、個性と活力に満ちた芦屋づくりを行う、まさに地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へと大きな転換期を迎えていると言えます。

^{※1}NPO
(NonProfit Organization)
ボランティアを含む組織構成員が利潤追求を目的とすることなく社会に対するサービスを提供する民間非営利組織のこと。

1-5 計画づくりの基本姿勢

(1) 芦屋に暮らすことに誇りと愛着を持つために

※1 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

芦屋の魅力は行政だけで高めることはできません。^{※1} 阪神・淡路大震災では市内全域に及ぶ被害を受け、行政が対応できることには限界があることや、近隣の助け合いがいかに重要であるか身をもって体験してきました。

市民一人一人がまちを大切に作る心や芦屋に暮らすことに誇りを持ち、まちの魅力を高めるために考え、行動することでまちへの愛着となってまちの雰囲気を作り上げていきます。市民と市民、市民と行政の連携によってまちを大切に作る心の文化を継承していかなければならないときに来ています。

(2) 市民と行政の協働による計画づくり

※2 市民会議

第4次芦屋市総合計画を市民参画で策定するため、市の公募で選任された47人、6つの部会で構成される。基本構想素案を作成し、市長に提言した。

このようなことを背景に、この計画では、目指すべきまちの姿を市民が描き、行政がその実現に向けた方策を考える過程によって、市民と行政が協働して計画づくりを行うことを基本姿勢として取り組みました。

まず、公募市民 47 人で構成する^{※2} 市民会議と若手職員中心の 41 人で構成する^{※3} 職員会議が素案づくりを行いました。市民会議では、^{※4} 6つの視点で芦屋の将来の姿を描き、職員会議では、市民会議と連携して施策につながるように目標を具体化し、それぞれが「^{※5} 基本構想素案」、「^{※6} 基本計画素案」としてまとめ、市長に提言を行いました。

この提言を受け、素案を尊重しながら行政としての課題認識を加え、前期基本計画については施策として整理し、計画づくりを行いました。

第4次芦屋市総合計画は、「私たちの計画」として市民と行政が協働して策定したものです。

※3 職員会議

第4次芦屋市総合計画基本計画を職員参画で策定するため、課長補佐以下の職員41人、市民会議と同じ6つの部会で構成される。市民会議における基本構想素案づくりと連携して基本計画素案を作成し、市長に提出した。

※4 6つの視点

安全安心、保健医療福祉、次世代育成、市民活動、まちづくり、行政のこと。

市民会議及び職員会議の部会構成になっている。

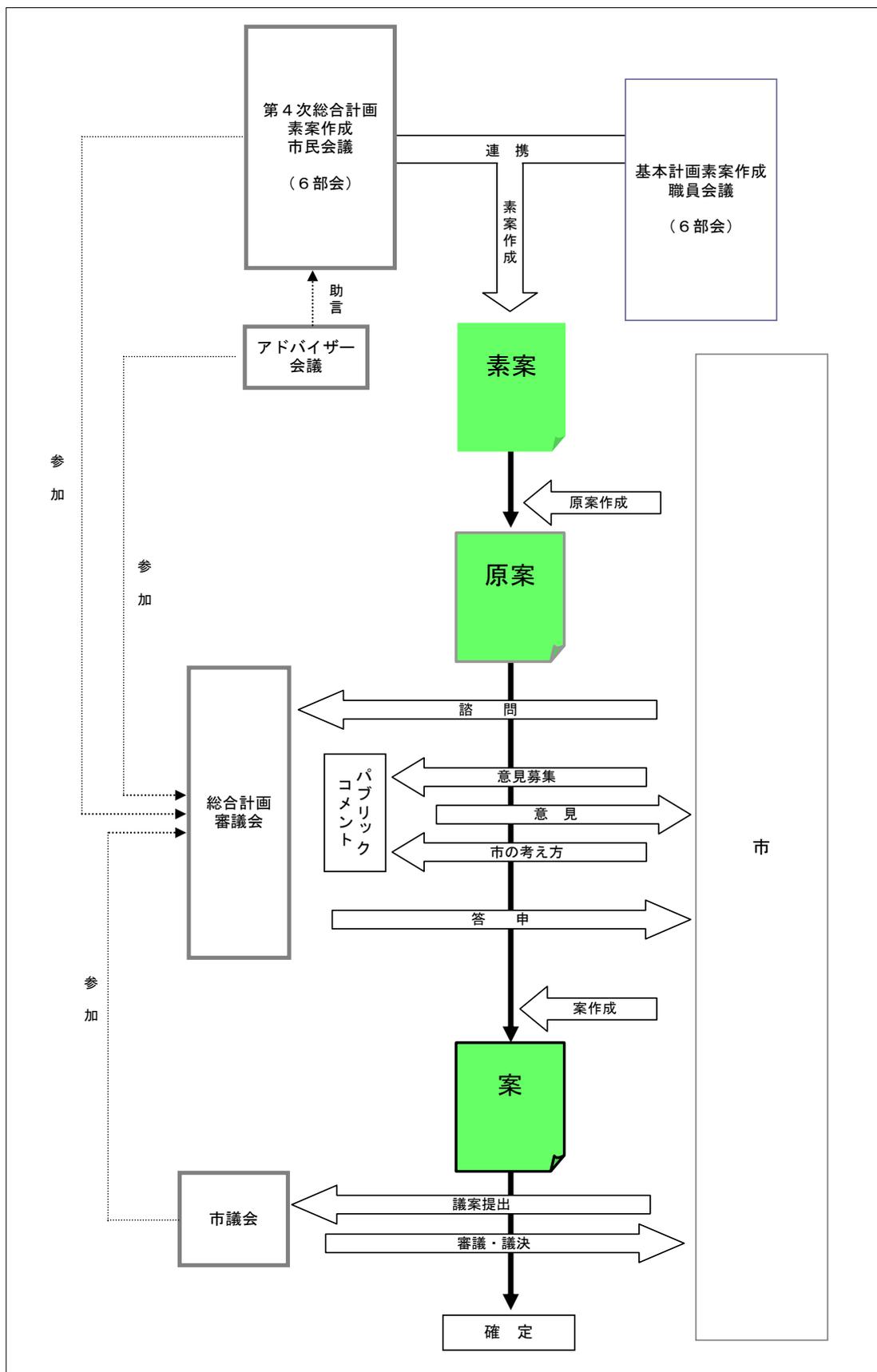
※5 基本構想素案

第4次芦屋市総合計画の策定過程で、基本構想原案の基となった案のこと。市民会議が作成し、市長に提言された。

※6 基本計画素案

第4次芦屋市総合計画の策定過程で、基本計画原案の基となった案のこと。職員会議が作成し、市長に提出された。

【第4次総合計画基本構想・前期基本計画策定のプロセス】



基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

前期基本計画
資料

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

前期基本計画
資料

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

前期基本計画
資料

前期基本計画
資料

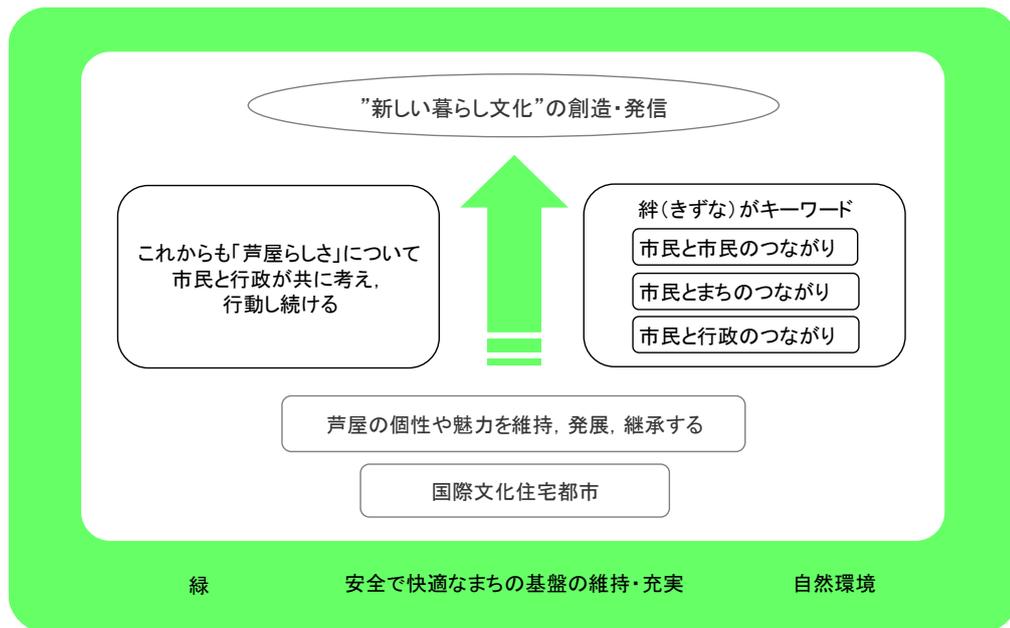
第2章 将来像とまちづくりの基本方針

2-1 芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆^{きずな}を育み、 “新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋は、大阪と神戸の二大都市の間に位置し、交通の利便性などの居住条件に優れているだけでなく、北の緑豊かな六甲の山なみ、南の大阪湾、芦屋の風景の代表でもある南北に流れる芦屋川や宮川などの自然環境にも恵まれています。この環境の中で人々や文化が交流し、先人たちは暮らしそのものを楽しみ、それまでの暮らしの様式を守りながらも新しい風を呼び込んだ芦屋の暮らしを築き、創造してきました。

私たちはこの芦屋ならではの暮らしの創造を“暮らし文化”と名付けます。自然やみどりを守り、歴史を伝え、伝統を継承し、人々や文化が交流するまちで、市民がまちなみを美しく保ち、人とのつながりやまちを大切にする心を育てながら暮らしを楽しむことを芦屋の個性や魅力と捉え、これからも時代の流れとともに“新しい暮らし文化”を創造し、発信し続けるまちを芦屋の将来像として掲げます。



2-2 芦屋のまちづくりの基本方針

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆^{きずな}を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」から、「絆^{きずな}」を「人と人とのつながり」、「人とまちとのつながり」、「市民と行政とのつながり」と捉え、それを「芦屋のまちづくりの基本方針」へと展開しました。

1 人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし、絆^{きずな}を深め、お互いに刺激し合うことで育ち育てられながら世代をつないでいく。

2 人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃の挨拶から何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり、助け合い、支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつないでいく。

3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切に作る心を育て、活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつないでいく。

4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいく。

これからの 10 年間、安全で快適な住宅都市としての基盤をより一層充実させることに努めながら、この「絆^{きずな}」を深めるための取組を進め、芦屋の未来へとつないでいきます。

参 考 市民会議が描く芦屋の将来の姿

この計画の策定では、市民会議から基本構想素案を提言としていただきました。
 市民会議は、6つの部会、47人の公募市民委員から構成されており、平成21年（2009年）5月から12月までの7か月間に渡り、延べ61回の話し合いをされました。
 第4次芦屋市総合計画では、この提言を尊重し、芦屋の将来の姿として引き継いでいます。

※「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」（平成21年12月）第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から抜粋

○ 芦屋の将来像

自然とみどりの中で^{きずな}絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋のまちのスタイルである“暮らし”を礎に、市民の交流から生み出される新たな暮らしを文化と捉え、まちの魅力につなげていく“暮らし文化”を基軸に据え、山・川・海の恵まれた自然とまちなかの身近な“みどり”の中で、人と人、自然と人との^{きずな}絆を育み、その絆で^{きずな}“暮らし文化”を創造し、発信するまちを芦屋の将来像とします。

※市民会議での芦屋国際文化住宅都市建設法についての意見

- ・当時は「都市」を目指していたが、今は「まち」のほうがイメージと合っていて、やわらかい感じがする。
- ・現在では、「国際」や「文化」は芦屋だけのことではないので、総合計画に残す必要がないのではないかな。
- ・「国際文化住宅都市」は芦屋を特徴付けた良い意味での遺産なので、残しておくべきではないかな。

○ 芦屋の将来像と6つの視点から見た将来像

芦屋の将来像

自然とみどりの中で^{きずな}絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

保健医療福祉

全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

次世代育成

麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

市民活動

みんなでつなごう芦屋の笑顔 ～花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市～

まちづくり

自然と緑を大切に「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

行政

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政（協働のまちづくり）

安全安心の視点から見た将来像・10年後の姿

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

私たちの日常生活における不安要素は、自然災害の激化や凶悪犯罪の発生、交通事故の増加などを背景に増加しています。また、地球温暖化や自然環境の保全など環境への意識も高まっており、今まで以上に安全で安心な、人にも環境にもやさしいまちが求められています。

このような安全安心に対する課題の多様化に対しては、災害や犯罪を防ぐ環境づくりなどももちろん必要ですが、市民が課題を共有し、お互いに助け合うことも不可欠です。そこでまずは、挨拶などの「声のかけあい」を市民みんなが始め、お互いに助け合う力を育んでいくことが必要です。そして、その上で災害や犯罪から市民が身を守れるような取組や、交通マナーが改善されるような取組を行い、芦屋市をみんなが安全安心に一生住み続けられるまちにしていかなければなりません。

安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

(1-1) 非常時にみんながパニックなく行動できるようになっています

－防災－
災害時に施設や設備、地域の人材などの様々な資源を有効に活用できるためには、市民と行政が一緒になって情報の集め方や伝達の仕方、共有の仕方をしっかりと話し合いながら、協働して災害に対する体制づくりを行っていく必要があります。

(1-2) 全ての市民が犯罪から身を守る方法を知っており、犯罪を予防できる環境も整っています

－防犯－
安全に生活できる環境となるためには、暗い道に街灯を設置することなどの整備だけでなく、犯罪発生状況に関する情報の迅速な共有化とともに、市民が防犯活動に積極的に関わるなどの市民が犯罪を予防する力を育て、市民が自ら犯罪から身を守れるようになる必要があります。

(1-3) 全ての市民が安心して道を歩けるよう、良識ある芦屋になっています

－交通安全－
みんなが安全安心に歩けるようになるには、交通マナーに関する教育や、マナーを守らない人への規制などのような直接マナーを向上させる取組だけでなく、お互いに市民が注意するなど交通マナー違反自体に気づかせる取組も必要です。このような取組を市民と行政がお互いに力を合わせて進めていくことで、良識ある芦屋にしていく必要があります。

(1-4) 全ての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っています

－生活環境－
緑や管理の行き届いた公園などの都市環境は安全安心の基礎となるものとして、これからもしっかり守る必要があります。
また、生活環境の観点からは、地球環境問題や新型インフルエンザ等の感染症の問題、食の安全の問題、悪徳商法の問題など様々な問題が存在しており、今後、新たに出てくる脅威に十分対応できるよう準備する必要があります。

(1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができますようになっています

－基礎：マナー礼節－
人と人のつながりが希薄になることでマナー礼節の低下を招き、「安全・安心」な生活を脅かすと考えことから、日常生活の挨拶を始めとした「声のかけあい」に積極的に取り組むことによってマナー礼節を高め、お互いが助け合い「安全・安心」な生活を守っていく必要があります。

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

保健医療福祉の視点から見た将来像・10年後の姿

全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

芦屋市の将来人口は、他の都市と比べると大きな減少傾向にはありませんが、高齢化は着実に進んでいくことが予想されています。

ますます進んでいく少子高齢社会の中であって、誰もが「生涯安心して暮らせる」ことを求めています。乳幼児からお年寄りまでのあらゆる年代の人、障がいのある人や闘病中の人、仕事がない人、生活が苦しい人、外国籍の人、そして今は健康であり不安のない生活を送れている人など、誰もが「生きがいを感じて心豊かに」生活したいと望んでいます。

そこで、第4次芦屋市総合計画における保健医療福祉分野が目指すべきまちの姿を「全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち」を掲げ、その実現を目指します。

保健医療福祉

全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

(2-1) 近隣のつながりを取り戻して支えあいの地域力が高まっています

—支えあいの地域力を高める—

誰もがこのまちに安心して住み続けるためには、近隣の人のつながりを取り戻して支えあいの地域力を高めていく必要があります。

そのためには、自治会や小地域福祉活動など、市民が中心となる取組を全市に広げ、顔が見える近隣のつながりや支えあいを高め、あわせて団塊の世代などの地域デビューの場を創っていくことで地域活動が活発化していくことが期待できます。

また、地域福祉の専門職である地域福祉コーディネーターが中心となって、地域で活動する様々な人々のつながりを強めて、地域ぐるみの支えあいの体制が充実していくことが期待できます。

さらに、空き家を活用した身近な拠点づくりで、一人暮らしの高齢者や障がい者の地域生活を支える居場所が広がっていくことが期待できます。

(2-2) 市民力を中心にしてまちぐるみの保健医療福祉ネットワークができています

—まちぐるみの保健医療福祉ネットワークづくり—

市民が保健医療福祉のサービスを利用しやすくすることが必要です。

そのためには、まず、バラバラの情報を集約し、縦割りのサービスをつなげ、行政組織間の連携や市民ニーズに基づく総合的なサービス提供や総合的な窓口が必要です。

また、市内各地域に民生委員・児童委員、福祉推進委員、ボランティア等と連携した市民にとってより身近な相談場所を配置することで、専門職の支援へとつなげていくことが期待できます。

さらに、これらをつなぎあわせる保健医療福祉ネットワークに市民が参加し、市民力を中心にしたまちぐるみの取組にしていくことで、よりそのニーズを反映したものになることが期待できます。

(2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています

—福祉拠点の整備—

地域で安心して住み続けるためには、それを支える拠点整備が必要です。

そのためには、高齢者や障がい者が施設に入所することになっても、現在は市外に依存している入所施設を市内に増やすことや、可能な限り在宅生活を続けられるよう、市民や事業者の協力を得て、空き施設や空き家を活用することによって、市民と事業者、行政が連携して身近な場所に施設を整備することが考えられます。

また、地域医療については、芦屋病院が地域医療の中核としての役割を果たしていけるよう、病院運営をサポートする市民参加の場づくりを行うことで、市民・医療機関・行政が一緒になって、安心して医療を受けられる芦屋市ならではの医療システムが創られ、病院が再生することが期待できます。

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

(2-4) 健やかで心豊かな日々を過ごせる健康づくりに取り組んでいます

ー心豊かな日々を実現する健康づくりー

健康づくりの輪を広げていくために活用できる空間として、公園や遊歩道などの身近な環境を整備することで、市民の健康づくりの輪が広がっていくことが期待できます。

また、健康づくりに関する情報が一体的に提供されることによって活動のきっかけづくりや活動の輪が広がっていくことが期待できます。

(2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています

ーユニバーサルデザインのまちづくりー

芦屋市の歩行者空間は、車いす利用者にとってバリアとなる道が多く残されており、阪神芦屋駅周辺のユニバーサル社会づくりの実績を広げていくことによって、障がい者や高齢者をはじめとする誰にとっても優しく安全な移動空間の確保が必要です。

そのためには、次のモデル地区として、例えば芦屋川をユニバーサルデザインのまちづくりとして再整備していくことが考えられます。

また、芦屋市の南北移動はバス交通が中心となっていることから、3病院ネットワークバスのような移動に制約のある人への支援が求められています。

次世代育成の視点から見た将来像・10年後の姿

麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

芦屋市は、広域的には大阪や神戸方面、市内では東西方向の交通利便性が高いまちです。また、南北方向のつながりは弱いものの、山と海と川に囲まれコンパクトで整ったイメージがあり、自然とふれながら安心して子育てができるまちです。さらに、市民は芸術に理解があり、文化イベントも多く、子どもにとっても文化的な環境が豊かなまちです。しかし、近年、祭りなどにおいて地域での世代間のつながりが希薄化してきています。そのため、各世代のつながりや多様な知恵を活かした、安心して質の高い子育て環境づくりが望まれます。

就学前や学校教育については、一般に高い水準にあり、小学校では独自性のある教育内容が進められています。特に、自分について考えたり、体験したりする教育を進めるなど、勤労観・職業観と自分の将来を設計できる力につながる教育は、小学校高学年から実施されています。しかし、卒業後自分の将来像や得意分野を見つけられない若者もでてきている状況もあり、更にそのキャリア教育を推進していくことが求められます。

今後は、身近で親しみの持てる美しい海、山、川の自然で彩られる箱庭のような芦屋で、家族のように気づかい助け合いながら子ども達を家庭・地域・学校で育み、市民自らも成長して次世代に受け継いでいくまちを目指します。

次世代育成

麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

(3-1) 芦屋の子育て環境には、様々な立場の家庭がいつでも気軽に安心して利用できる場があります

ー子育てするには芦屋がお得ー：視点 A 就学前の子育て

子ども同士の遊びが豊かになり、親も話し相手ができ、情報交換をしたりすることが可能になるように、気軽に立ち寄れる場や、子育て応援隊の設置など「芦屋での子育てはお得」と言われるよう行政の子育て支援施策とともに、身近な自然と触れ合い、育む自然教育の場を大切にすることが必要です。

情報の提供や交換が気軽に行える場の充実の取組を進め、コミュニケーションが生まれ、地域も活性化していくことを目指します。

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

(3-2) 子どもに「自ら夢を抱き、実現するために必要な広い意味での能力」をつけ、一般社会に適応できる「社会性」も育てています

一人を育てるー：視点B学校教育

子どもの人格形成に是非とも必要なものとして、学級の少人数化、サポーターの導入、体験型授業等の工夫、制度・体制・施設環境や教育内容の一層の充実、教員の指導力の向上、地域特性を活かした取組（学校と地域の協働）などがあげられますが、財政面の限界については学校と保護者双方の協力で対応していく必要があります。

さらに、定職に就けない、就かない若者もいるため、人材育成とともに自分の目標とする将来像や得意分野を見つけられる取組が重要であることから、子ども達が、社会の一員であるという自覚を持って、役割分担を認識し、誇りをもって生活していける『生きる力』を身につけることを目指します。

(3-3) 参加型市民が、国際性が豊かで芸術、伝統、スポーツ等の特色ある文化活動をしています

ーハイソサエティーな文化ー：視点C市民性・文化性

真に高いマナーと文化性を有する国際文化住宅都市の再生を目指し、次世代を担う子どもたちが、身近に外国人や国外生活経験者が存在するという多文化共生の環境のもとで、芦屋の自然、伝統、芸術、スポーツなどに深い関心を持ちながら育ていけることが大切です。また、子ども達が参加できる国際色豊かな文化イベントやスポーツ大会などを、市民活動として盛り上げていくことが必要です。

このため、子どものころから豊かな文化的雰囲気の中で的人格形成、特に伝統の継承を大切にしたい取組を進め、国際性が豊かで特色ある文化活動ができることを目指します。

(3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています

ーわが麗しの箱庭 芦屋ー：視点D環境

地域の南北方向のつながりが弱く、阪神芦屋駅前など一部では、道幅が狭く歩道に電柱があるなど危険な所もあります。また、自然については、手軽に親しめる空間、しかけ、機会等が少なく、活用が十分にできていないことから、コンパクトなまちの特徴を活用し、豊かな自然を子どものころから肌で直に感じ、人間も自然の一部であることを認識し、共存していく意識をもって成長していくことが大切です。

このため、自然環境の整備とともに南北の交通利便性と安全性の共存を進め、子どもたちが自然と触れ合える環境と機会が豊富にあることを目指します。

(3-5) 同世代(横のつながり)、異世代(縦のつながり)の多様なつながりを活かした、ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます

ー手を携えて成長するまちー：視点Eコミュニティ、家庭

幼児から高齢者まで広範な世代にわたる市民が協同して社会活動へ参加し、各世代の多様な知恵を活かした安心で質の高い子育て環境づくりが大切です。

このため、近隣の同年代の人たちとのネットワークを核に、広範な世代とも連携したコミュニティを形成し、経験豊かな高齢者の意見や力も容易に借りることのできる地域社会づくりを進めます。

市民活動の視点から見た将来像・10年後の姿

みんなでつなごう芦屋の笑顔 ～花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市～

芦屋市は北に山を抱き、南には海が広がり、花と緑に囲まれた美しいまちです。また、交通の利便性もあり、住民意識も高い暮らしやすいまちです。

市民としての自覚やマナー意識も高く、ボランティア活動や文化活動、季節のお祭りなどの活動も活発に行われており、多数の市民が参加しています。

しかし、時代の変化と共にマナーの低下やご近所付き合いの減少なども見られます。また、仕事や子育てや介護など様々な事情により、ボランティア活動や地域コミュニティなどに参加したいという意向を持ちながら、参加できない人や参加のきっかけをつかめずにいる人たちもいます。

また、地方分権化や創造性と個性化社会に向けて、市民が主役で地域力を高めることにより、安全で安心な豊かな社会づくりが求められています。

こうした課題を解消し、より住みやすい芦屋のまちをつくるためには、市民による主体的な活動が不可欠となってきます。

今後は芦屋市民一人一人がこのまちをつくっていくという意識を高め、市民が主体となって考え、行動するまちづくりを推進していきます。また、いつでも誰でもが情報を共有し、気軽に参加でき、人と人が尊重し合いながら関わりあえる笑顔のあふれるまちづくりを目指し、市民による自発的な社会活動が行われる新たな時代を市民と行政が協働してつくっていきます。

市民活動

みんなでつなごう芦屋の笑顔 ～花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市～

(4-1) 市民と市民、市民と行政がお互いに支えあい助け合っています

－全員参加型コミュニティー

これからの時代には、市民同士あるいは市民と行政が互いにコミュニケーションを密にし、支え合い、助け合っ、芦屋の文化活動や安全のための活動など総合的な市民の力を高めていくことが必要です。

そのためには現在活動をする人たちだけでなく、潜在的な市民の力を引き出し、個々の活動の質を高め、連携していく必要があります。

(4-2) いつでも誰でもがまちづくりに関する情報を得ることができ、また発信しています

－双方向型インフラの整備－

多くの市民が市民活動に参加し、継続するためには、いつでも誰でもがまちづくりに関する情報と接することができる情報の受発信が必要となっています。

情報の伝達手段としては、市報や掲示、ちらしなど様々な方法とともに、IT 機器の活用があります。このネット社会を迎え、市民の誰でもが IT 技術を身に付けていけるよう、市民同士の助け合い、教え合いにより市民全体の IT スキルを高めていく必要があります。

また、あしや市民活動センターや社会福祉協議会のホームページ上での情報発信を連携させ、一元化を図り、より市民に分かりやすい情報を提供し、また、市民からの情報発信や市民相互の情報交換の場を整備していく必要があります。

(4-3) まちづくりの活動を牽引するべきリーダーを育て、次代につなげています

－まちづくりのリーダーの育成－

どのような活動にも全体をコーディネートし、牽引していくリーダーの存在が必要ですが、芦屋市の各市民団体において、各リーダー的役割を担う層は中高年層が主体となっており、次世代につなげていくためには若い世代のリーダーを発掘し、育成することが必要となっています。

また、市民活動を継続的に発展させていくためには、市民の活動資金の確保が必要となることから、市民や企業などからの寄附金等によるファンドなど、新たな一歩を踏み出すための基金づくりについて検討していく必要があります。

まちづくりの視点から見た将来像・10年後の姿

自然と緑を大切にする「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

芦屋市は、阪神間モダニズムを代表する憧れの住宅都市として発展してきました。しかし、時代の変化とともに、わがまちの多くのお屋敷の緑が消滅し、ステイタスシンボルとして地域をリードしてきた特徴が失われつつあります。再び、六甲山を背景とする自然の豊かさを取り戻し、芦屋市民の発信力を創造することが求められています。

このためには、市民が主体で、芦屋らしく、まちなかの資源を活かし、そして地域が輝くことが重要になります。着目すべき資源は、「水・緑の自然」と「市民の活動」です。

まず緑の回復は、六甲山と芦屋川、宮川の水と緑を活かし、自然環境を力強く生き返らせ、道路など骨格となる緑の都市軸を都市景観としてつなげることで、芦屋の‘四季’を感じ、街中が‘お庭になる’ことを目指します。まちイメージの新たな創造と発展が目標となります。

次に、生活している市民の知性と品格と創造性を最大限に活かすことが大切です。このため、一流の文化とレベルをもった市民が表現する‘場’や、サロンのような‘交流’の機会を備えるとともに、地域が主体的にまちづくりに取り組み、市民がいきいきと芦屋の歴史を語り伝えるわがまち意識の醸成が求められます。これらの活動をとおして心の文化を育み、伝えていくことが、国際文化住宅都市 芦屋のまちづくりの目標となります。

まちづくり

自然と緑を大切に「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

(5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています

ー水と緑を六甲につなぐー

世界に誇れる緑いっぱいのまちを目指すため、緑豊かなまちの骨格づくりやまちの顔となる駅前
の美しさを整え、まちなかの緑が育ち、夏の日差しやヒートアイランド現象が緩和されることを目
標とします。

このため、六甲山麓を景観や防災の観点からも国立公園として保全するとともに、六甲山と瀬戸
内海が水・緑でつながるよう芦屋川・宮川の川岸に緑を多くし、川の自然環境に配慮して南北の
‘緑の水の道’となるよう、また、国道・県道・主要な市道などの幹線道路では電柱・電線の地中
化促進、緑化と景観形成を進め、東西幹線道路を‘緑の風の道’となるよう都市軸を形成してい
きます。

特に、緑の植樹活動を子どもたちの学習として取り入れ、子どもたちや市民自らの手で植樹し、
緑を育てていく活動を通し、緑を大切に「心の文化」を育みます。このみどり豊かなまちの骨
格づくりから、世界の人が訪れる、世界に誇れるまちを目指していきます。

(5-2) 自然と共生しまち全体が庭園のような住宅地となっています

ーまちを四季のお庭にー

国際文化住宅都市にふさわしいまちとなるためには、世界から注目される住宅と緑が一体化した
街並みの保全と、ゴミのない清潔なまちを維持する必要があります。

このため、市の四季の花を定め、花いっぱいのまちにする「まちをお庭に」の運動に取り組み、
芦屋らしい緑に映える淡く落ち着いた色に統一され、手入れされたまちにしていきます。

また、地球に優しい低炭素社会の実現を目指し、エコロジーな取組から環境先端都市を目指す
とともに、市民が計画づくりに参加し、地区計画の区域を広げて、建築基準法を補足してより地域に
合った建築を行い、自然と共生する住宅地づくりを行います。

(5-3) 市民の活動が息づき芸術文化がまちに溢れています

ーやさしいまちを知性で遊ぼうー

芦屋の一流のレベルをもった多様で盛んな芸術文化の活動と市民活動を幅広い年代に知ってもら
い、更に発展させる必要があります。

そのためにも、様々な市民と市民の活動を連携させてネットワーク化するとともに、既存の公共
施設や街角スペースの使いやすい改善整備を進め、市民の自宅なども活用する仕組みによって、表
現できる場所、表現したくなる場所を市内各所に設け、市民一人一人の才能が存分に発揮でき、表
現する場を遊びながら世界の一流に触れられるまちを目指します。

(5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます

－それぞれの地域が個性化したまち－

市民の支え合いやふるさととしての一体感を共有し、共に活動して新しい地縁を再生し、市民が主体で支え合うふるさとといえるまちとなるために、まず、アイデンティティの礎としての遺跡などの歴史遺産を大切にし、芦屋の歴史を子どもの時から知り、市民が芦屋ヒストリーを語ることが必要です。

そこから新しい地縁が育ち、自治会などの地域活動に主体的に参加し、ボランティア活動や音楽・美術・芸能などの多様なテーマ活動も盛んにしていきます。

また、商店街はじめ、地区やコミュニティで、まちづくりの学習・実践から主体的なまち運営へと発展していき、市民の交流と情報交換の場所があり、それぞれの地区やコミュニティで個性が輝くハイブリットなまちとなることを目指します。

(5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

－市民が支えるセーフティーネット－

安心・安全（防災、減災、防犯）の確保されたまちの基盤づくりとして「緑の回復・創造」に着目し、市民自らが緑の回復から防災・減災・防犯に取り組む「緑のハザードマップ」を共有し、まちの安全に取り組んでいきます。

また、世代を超えて日常的に交流できる場づくりに努め、市民の趣味を生かしてボランティア活動で福祉に貢献し、思いやりの社会をつくり、人と人とのふれあいを大切にするユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

また、車や自転車を持たずに生活でき、楽しめることなどの仕組みづくりを目指し、歩いて生活できる日常の生活サービス機能（特に駅前サービス機能や賑わうお店・街）の充実や、住宅地に通過の交通を通さない安全な道路とともに、各駅前の広場・自転車置場の確保やバリアフリーなど、安全で安心な交通結節機能の充実が求められます。

行政の視点から見た将来像・10年後の姿

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政（協働のまちづくり）

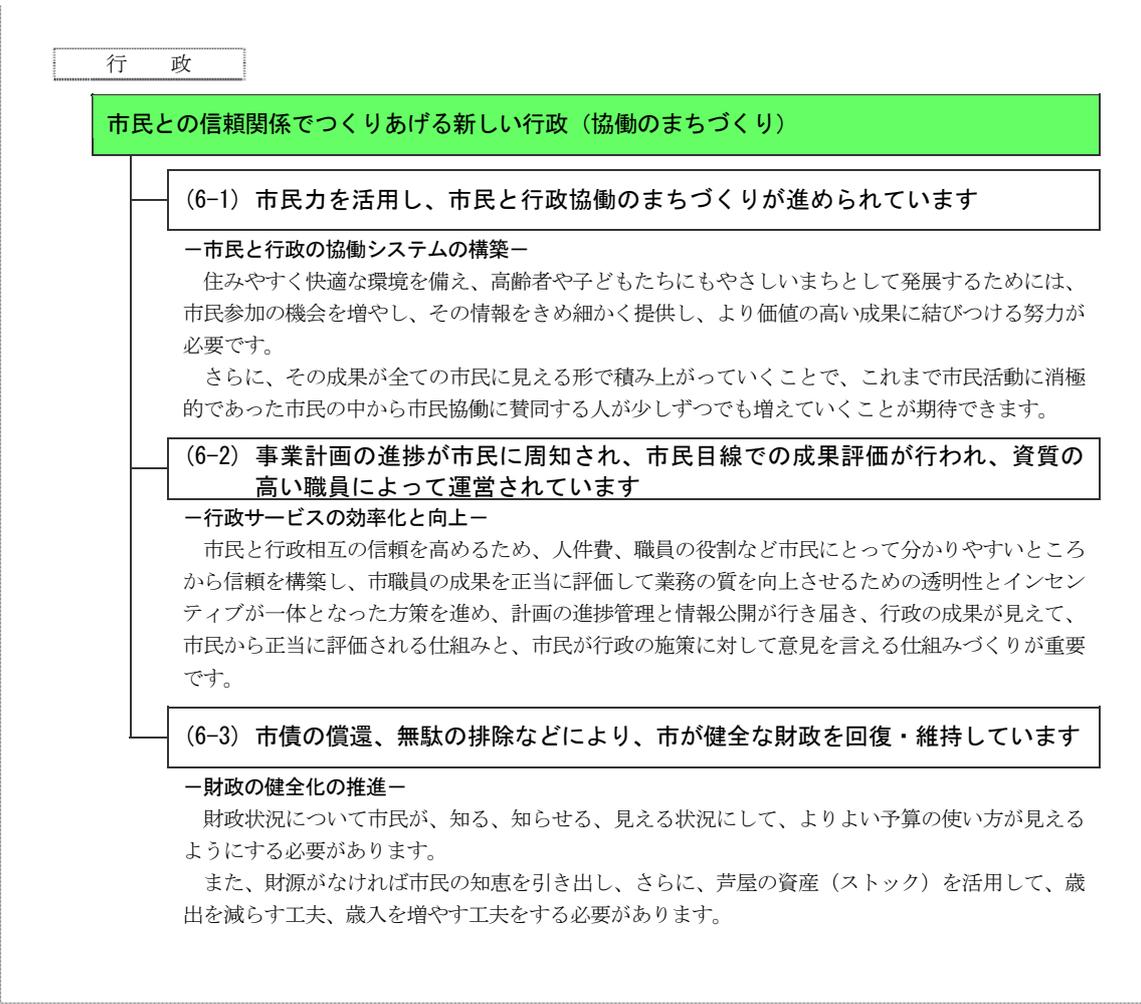
これまで、芦屋市は国際性と文化性あふれる住宅都市として、住む人が誇りを持てるまちづくりを実践し、比較的高い市民生活満足度を実現してきました。しかし、今後は、地方分権化が進む中で、少子高齢化、経済成長の鈍化、地球環境浄化、ボーダレス化、ライフスタイルの変化など社会の成熟化に伴い顕在化する様々な課題にも対応できる、自立した地方行政が求められます。芦屋市は市民と協働してこれらの課題を達成し、やすらぎを満喫して楽しく生活できる魅力ある街の実現を目指します。

このため、これまでの行政主導のまちづくりを改め、市民と行政の協働、市民目線による事業評価、より開かれた行政を通じて、市民、行政お互いの信頼関係を築き、市民、地域組織、市民活動団体、事業者など多様な主体が担う「新しい公」を基盤としたまちづくりを進める必要があります。職員一人一人、市民一人一人の顔の見える行政が、芦屋市のまちづくりをより高いレベルで結実させるキーとなります。

また、市民目線で作られた計画を、市民目線で進捗管理することが重要であり、そのためには、計画の達成度を確認する指標と目標値を設定し、定期的に指標を確認するとともに、指標の改善が見られない計画については、見直しを行うという PDCA サイクルを構築していきます。

さらに、市財政については、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災の復興による多額の市債は、市民、行政の努力により大幅に改善されつつありますが、一刻も早く償還し、財政を健全化することが望まれます。そのためには、更なる行政改革の推進により、行政のスリム化、無駄の排除を継続するとともに、芦屋市の資源の見直し、活用を行い、市民・行政の協調による知恵をしぼった事業の計画推進を行います。

基本構想 第1章
基本構想 第2章
基本構想 第3章
基本構想 第4章
基本構想 資料
前期基本計画 について
前期基本計画 第1章
前期基本計画 第2章
前期基本計画 第3章
前期基本計画 第4章
附属資料



市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手小学校 6年 宮部 真衣さん

私は芦屋川にいる蛍の光がとても好きです。芦屋川に蛍がいるのは、芦屋川の水がきれいなこととまわりの自然をすごく大切にしているからだと思います。そんな蛍が住めるような芦屋川をこれからもずっと未来に残せていけたらいいなと思ったので、この絵を描きました。見ただけで自然と笑顔になれる蛍の光を守るため芦屋川を汚さず自然を大切に保護していきたいです。

第3章 目標とする10年後の芦屋の姿

※1 6つの視点

安全安心、保健医療福祉、次世代育成、市民活動、まちづくり、行政のこと。
市民会議及び職員会議の部会構成になっている。

素案づくりでは※1 6つの視点に分かれて話し合いが行われましたが、共通の話題として自然や緑のこと、人々のつながりやマナーに関すること、文化や市民の活動に関する事などが取り上げられ、どの視点においてもより広い総合的な観点から議論がなされました。

この素案を尊重しながら市民アンケート調査結果や行政としての課題認識を加え、施策につながるよう、4つの「まちづくりの基本方針」の下に15の「目標とする10年後の芦屋の姿」と35のそれぞれの具体的な「施策目標」へと展開しました。

「目標とする10年後の芦屋の姿」とそれに対応する「施策目標」を実現するための重点施策については、基本計画で示します。

【まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標】

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている
	5 地域で安心して子育てができている	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる
		6-2 市民が適切な診療を受けられる
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している
		7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている
		7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる
	8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている	8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている
		8-2 犯罪が起きにくいまちになっている
	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している
		9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる
3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる
		11-2 清潔なまちづくりが進んでいる
	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている	12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている
		12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる
		12-3 市内を安全かつ快適に移動できる
	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	13-1 良質なすまいづくりが進んでいる
		13-2 住宅都市としての機能が充実している
		13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している
4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている
	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	15-1 様々な資源を有効に活用している
		15-2 歳入・歳出の構造を改善している

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

3-1 人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし、絆を深め、お互いに刺激し合うことで育ち育てられながら世代をつないでいくことを基本方針に、以下の目標を掲げます。

目標1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

まちはそこに暮らす一人一人の意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ることも住み良いまちづくりにつながります。このような日頃の行動からまちづくりにつなげていくために、自治会などの地域活動に参加する人が増えることがこれからの地域づくりの鍵となっています。

隣近所との挨拶や声を掛け合えるつきあいから発展して地域の力が高まるためには、活動に気軽に参加できる環境づくりによって新たに参加する人が増え、潜在的な市民の力が引き出されることが必要です。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、市民同士の交流や協働に結びつけるよう工夫することが重要であると考えます。

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

目標2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

本市では、大都市への交通の利便性ととも、恵まれた自然環境の中で育まれた豊かな住環境が土壌となり、新しい※1 ライフスタイルが築き上げられ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方をも文化とする考え方が先人たちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として位置付け、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、芦屋の歴史を知ることで郷土としての愛着を深めることや、教養を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へとつなげていくとともに、文化的資源を活用し、市民が表現できる環境を整え、多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化を発展させていくことが重要であると考えます。

※1 ライフスタイル

生活様式のこと。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方のこと。

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

目標3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持つ能力を発揮できる社会が求められています。

全ての人が思いやりの心を持ち、困っている人に声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人一人を大切にして支え合う意識を高めていくことが重要であると考えます。

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

目標4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

全ての子どもはこれからの社会を担っていく大切な存在です。子どもたちの一人一人が健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感や子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持たない子どもたちが増えていきます。

※1 確かな学力
基礎的・基本的な知識や技能に加え、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力のこと。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、安全な環境の下での健やかな成長とともに、将来の生活の基盤となる「※1 確かな学力」に加え、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていくことが必要です。

※2 ニート
15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者のこと。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるとともに、学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みを更に拡充させていくことが重要であると考えます。

※3 引きこもり
さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

また、青少年を中心とした※2 ニートや※3 引きこもり、薬物乱用等が大きな社会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくりを更に進めていくことも重要であると考えます。

- 施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している
- 施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている
- 施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

目標5 地域で安心して子育てができている

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方が分からず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。一人で行き詰ってしまう前に、地域の中で様々な家庭が気軽に相談できる相手がいることや、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して子どもを育てていけることが必要です。

そのためには、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが重要です。

また、父親と母親のいずれもが仕事に就いている家庭も増えていることから、子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことも重要であると考えます。

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

3-2 人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃の挨拶から何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり、助け合い、支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつないでいく。

目標6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

心身が良好な状態であることは生活の質を保つためにも必要不可欠なことです。しかし、現代の社会生活の中では、誰もが生活習慣病やこころの病、感染症などの脅威にさらされています。

いつまでも健やかであるためには、一人一人が自分のこころと体の状態を知り、良好に維持するよう心がけていることが必要です。

そのためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にしていくとともに、病気やけがだけでなく、気軽な相談も含めた信頼できる芦屋の地域医療が確立され、適切な診療が受けられるようにしていくことが重要であると考えます。

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

**目標7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの
支え合い・助け合いが進んでいる**

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、行政サービスだけでは個々のきめ細かなニーズ全てに対応することには限界があります。

誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員としてその人らしい自立した生活を送るためには、支援を必要とする状態になっても周りの正しい理解を得ながら社会と関わり、能力を最大限に発揮し、生きがいを持って暮らしていけるよう、希薄化している地域のつながりを強め、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによる地域のつながりや様々な資源を活用していくことが必要です。

そのためには、身近なところで様々な相談ができ、状況に応じた的確な支援が得られるよう、地域と保健・医療・福祉の連携体制を確立していくことが重要であると考えます。

- 施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している
- 施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている
- 施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

基本構想 第1章
基本構想 第2章
基本構想 第3章
基本構想 第4章
基本構想 資料
前期基本計画 について
前期基本計画 第1章
前期基本計画 第2章
前期基本計画 第3章
前期基本計画 第4章
附属資料

目標8 一人一人の意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている

振り込め詐欺やネット関連のトラブルなど新たな手口も巧妙かつ深刻化しています。また、偽装や欠陥がある製品、食の安全など、誰でも消費者として被害に遭う可能性があり、暮らしの安全が脅かされることが多くなってきています。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪は、社会全体の問題として強く対策が求められています。

一方、これらの情報がテレビや新聞などのマスコミで報道されていますが、自分は大丈夫と考えて身近なこととして受け取られていない現状もあります。

犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、市民一人一人の安全に対する意識や、犯罪が起きにくいまちの雰囲気が必要です。

そのためには、一人一人が生活の知恵や防犯意識を大切に、自らが危険回避できる力を養うとともに、その意識を地域全体の防犯につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

目標9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

※1 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

※2 自主防災会

本市では、地域住民が自主的な防災活動を行うため、主に自治会・町内会等を単位として平成8年度(1996年度)から組織されている。

平成7年(1995年)に発生した※1 阪神・淡路大震災の教訓として、安全・安心なまちづくりの大切さを学びました。地域での救助活動は日頃の地域の力が現れます。そのため、数多くの※2 自主防災会の結成や、防火水槽、防災倉庫の整備が進むなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいます。

このように、本市は大規模な震災を経験した数少ないまちとして、震災の教訓を薄れさせずに強く伝えていく使命を帯びています。

しかし、震災後に転入してきた市民や震災を知らない世代が増えたこともあり、災害に対する危機意識を薄れさせない取組が必要となっています。

まちの防災力を向上させるためには、市民一人一人が身の安全を確保できることに加え、自分自身もまちの防災力の一部であることを自覚しながら地域の中で協力し合うとともに、まちの造り自体を災害に強くしていくことも重要であると考えます。

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

3-3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切に作る心を育て、活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつないでいくことを基本方針に、以下の目標を掲げます。

目標 10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

芦屋は戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい風格ある住宅地として発展してきました。しかし、阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

平成 16 年（2004 年）に「^{※1}芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱいの美しいまちづくりを更に進め、世界の人々が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

まちなみは変わりつつありますが、六甲の山並みと南の大阪湾をつなぐ芦屋川、宮川を庭園都市にふさわしい「緑の水の道」となるように、また、東西に走る幹線道路が「緑の風の道」となるように、まちなかの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全や緑化を進めていくとともに、市民が子どもの頃から自然環境を大切にし、まちなかの緑を守り、創り、育てていく心の文化を継承していくことが重要であると考えます。

また、自然や緑と調和させるための方策や、まちなみを美しく保つための管理、そして地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、継承していくことも重要であると考えます。

※1 芦屋庭園都市宣言

全国に誇りうる芦屋の自然や環境を守り、気品のある落ち着いた都市整備に取り組み、芦屋のまちがひとつの大きな庭園となるように花と緑いっぱいのまちづくりをさらに進めて世界中の人々が一度は訪れてみたいと思うまちを目指すため、平成16年(2004年)1月1日に「芦屋庭園都市」を宣言した。

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

目標 11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境や、これらもたらす「緑の水の道」がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどがない清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市の中で環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を活かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人一人が地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

目標 12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

本市は、大阪市と神戸市の中間に位置し、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし、市域が南北に細長く北から南への傾斜があり、南北の公共交通はバスによるものとなっていることや、鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また、比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動できるためには、歩道や交通安全施設の整備だけでなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めることが必要です。また、自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を講じながら、まち全体が^{※1}ユニバーサルデザインを目指すことも必要です。

そのためには、一人一人が道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに、安全に安心して移動できるよう公共施設などが^{※2}バリアフリー化され、市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

※1 ユニバーサルデザイン
文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

※2 バリアフリー
高齢者や障がいのある人が生活・行動する上で妨げとなる障壁(バリア)をなくし安心して暮らせる環境をつくること。

- 施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている
- 施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる
- 施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

基本構想
第1章

基本構想
第2章

**基本構想
第3章**

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

目標 13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

住宅都市である本市では、既存住宅の維持管理に関する相談や支援に関するニーズが高まっています。

また、住宅都市の基盤である上・下水道の施設、道路、橋りょうや公共施設などの老朽化対策に加え、暮らしに必要な商業については、周辺地域に大型店舗が展開されたことで打撃を受けており、市民が身近なところで買い物などの消費活動ができるよう、商業の衰退を防ぐ必要があります。

※¹ 超高齢社会

一般的には65歳以上の人口が21%以上の社会のこと。

高齢化社会は7%以上14%未満、高齢社会は14%以上21%未満と言われている。

快適な暮らしのためには、戸建住宅や集合住宅などの既存住宅が適切に維持管理されることや、※¹ 超高齢社会を迎え、地域での生活が継続できることを基本に、コミュニティ施策や福祉施策と連携した公営住宅にしていくことが重要であると考えます。

また、住宅都市の機能を安全に安心して利用できるよう、市の財政的な負担の軽減を図りながら公共施設の長寿命化など、適切かつ確な維持管理を計画的に行うとともに、生活の利便性を維持・向上するために商業を活性化することも重要であると考えます。

- 施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる
- 施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している
- 施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

3-4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいくことを基本方針に、以下の目標を掲げます。

目標 14 信頼関係の下で市政が展開している

これからの市政運営には、市民と行政が地域の現状と課題を共有し、お互いが理解し合い、信頼関係が構築されることが欠かせません。

市民と行政が市の現状を理解し、共にまちづくりを考え、お互いの役割を果たしながら、継続的に協働していくことが必要です。

そのためには、行政は、市民が何を求めているかを問いかけながら取り組むことはもちろん、市民と行政が共に考える機会を増やし、協働のまちづくりを通して確実な成果につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

目標 15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

※¹ 阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による多額の※² 市債残高は、行財政改革の取組などによって着実に減少しているものの、使い道が決まってい裁量の余地のない予算の割合が高いことから弾力性に乏しい財政構造となっており、本市の独自性を発揮できる予算の使い方ができにくい状況となっています。

また、本市においても、生産年齢人口（15～64歳）の減少や、※³ 社会保障費の増大などへの対応が必要となっており、市債の償還をはじめ行政がしなければならないことに予算を配分しながらも健全な財政状況になっていくことが必要です。

そのためには、このような財政状況を市民に分かりやすく知らせ、芦屋の資源を最大限に活用するとともに、市民と行政が目標とするまちの姿を実現するための方向性を共有しながら効果的かつ効率的な行政運営を行えるよう、行財政の一元的な改革を行っていくことが重要であると考えます。

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

※¹ 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

※² 市債

市の借金のこと。地方自治法に基づき地方財政法で規定される。

※³ 社会保障費

年金や医療、介護など社会保障にかかる経費のこと。社会の構成員が互いに守り合うシステムにおいて、この経費を国家財政に計上したもの。

第4章 基本構想の実現に向けて大切にすること

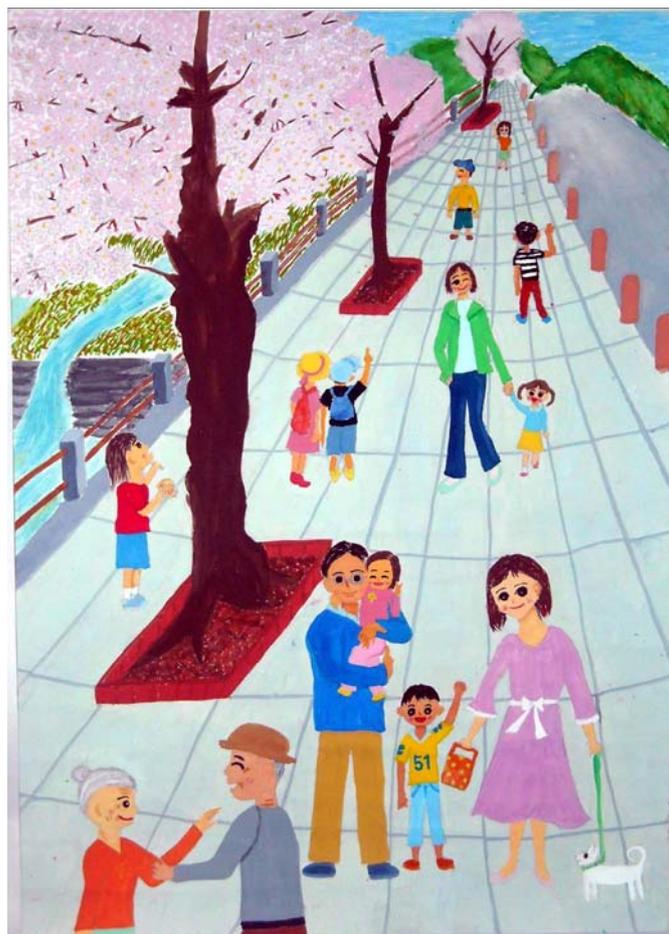
このたびの市民と行政の協働による計画づくりを通じて、様々なことを確認することができました。

- これまで進めてきた住宅都市としての魅力あるまちづくりを進めていく。
- 自然と調和した快適で緑ゆたかなゆとりのある住環境を更に高める。
- 安心して住み続けるためには、日頃の挨拶からつきあいを始め、近隣で支え合いができるつながりへと深める。
- 同世代だけでなく多様な世代がつながりながら地域をつくることで子どもも大人も成長していく。
- 市民がまちづくりに直接参加することでまちへの愛着を深め、まちを大切にすの心の文化を育てていく。
- 高齢者や障がいのある人をはじめとした誰もが自分らしく住み続けられるまちにする。
- 自然環境や文化的環境、人材など今ある芦屋の資源を発掘して活用する。
- 市民と市民、市民と行政が信頼し協力するために、市民発の情報や行政発の情報を横断的に組み合わせ、分かりやすく発信していく。
- 横断的な視点を持って、まちづくりを行う。
- 市民が行うことや行政が行うこと、市民と行政のどちらが行うかを議論しながら進めていくことがあり、そのための議論の場づくりや仕組みづくりを進める。

これらのことを、市民と行政のそれぞれの取組の中で共有すべきこととして大切にしていきます。

基本構想	基本構想
第1章	基本構想
第2章	基本構想
第3章	基本構想
第4章	基本構想
資料	基本構想
前期基本計画	前期基本計画
第1章	前期基本計画
第2章	前期基本計画
第3章	前期基本計画
第4章	前期基本計画
附属資料	

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手中学校 2 年 東海林 茉奈さん

芦屋の素晴らしい自然（芦屋川や山、きれいな桜など）は未来にもずっと残ってほしいし、芦屋に暮らす人々も自然を大切に、その自然の中でいきいきと生きてほしいという願いを込めて描きました。

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

資料 芦屋市の状況

資料-1 市民アンケート調査結果

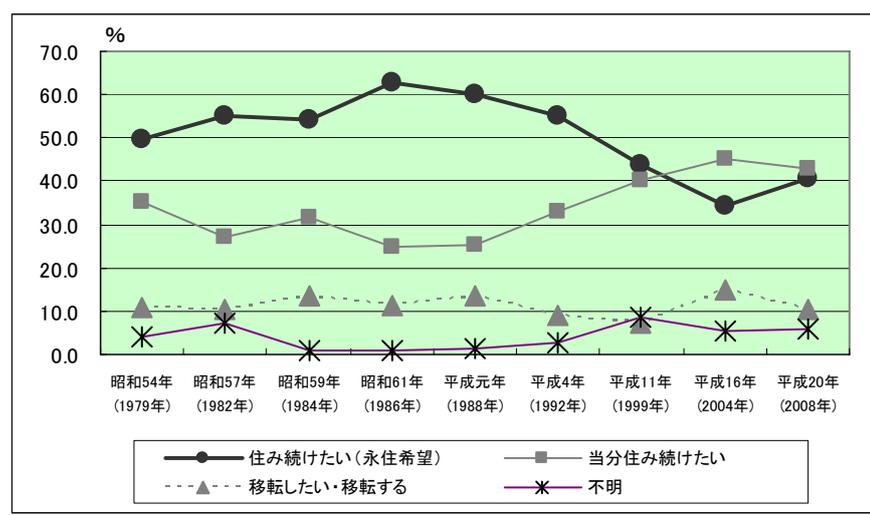
(1) 居住継続希望

※¹ 阪神・淡路大震災
平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

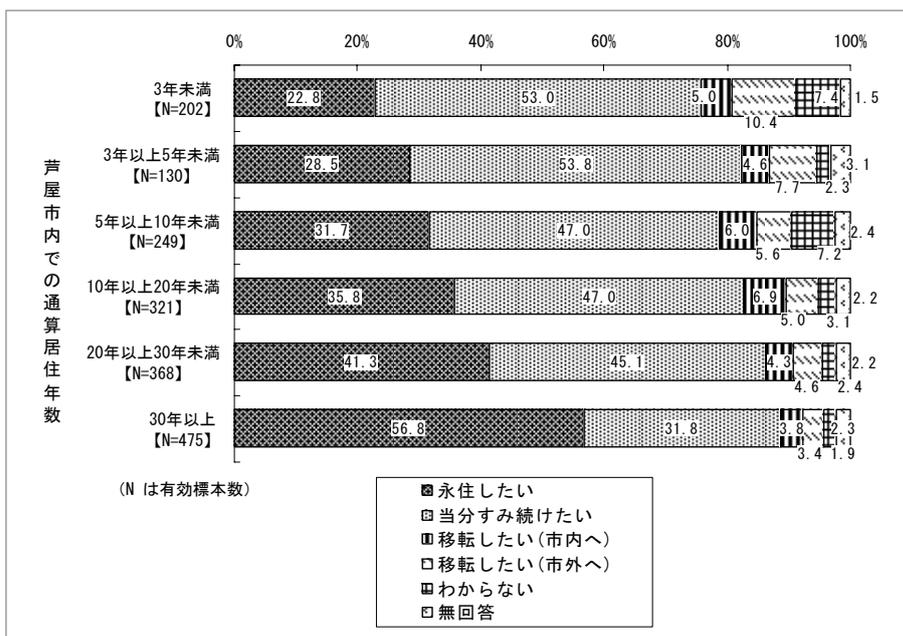
昭和54年(1979年)以降の市民アンケート調査から、本市に『住み続けることへの意向』の経年変化を見ると、平成4年(1992年)頃までは「住み続けたい(永住希望)」人が50%以上を占めていましたが、^{※1} 阪神・淡路大震災以降では減少し、平成11年(1999年)から平成16年(2004年)では「当分住み続けたい」と同程度又は逆転となり、平成20年(2008年)の調査ではやや回復しています。

平成20年(2008年)の調査では、市内での通算居住年数別に見ると、居住年数が長くなるほど「住み続けたい(永住希望)」人の割合が高くなっており、新しく芦屋に居住することになった人の割合が増えたことによって「住み続けたい(永住希望)」人の割合が全体として低くなっているのではないかと考えられます。

しかし、「住み続けたい(永住希望)」人と「当分住み続けたい」人を合わせると8割の人が住み続けたいと考えており、このことから住宅都市としての芦屋の魅力を持続していく必要があると言えます。



資料：芦屋市世論調査（昭和54年度、昭和57年10月、昭和59年7月、昭和61年1月、平成2年3月、平成5年1月）、市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月、平成17年4月、平成21年3月）



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

(2) 住んでいる地域の活動への参加意欲

平成 11 年（1999 年）、平成 16 年（2004 年）及び平成 20 年（2008 年）の市民アンケート調査結果を比較し、自分が住んでいる地域での活動への参加意欲の移り変わりを見ると、それぞれの調査ごとに質問項目が一致していないため単純な経年比較はできないものの、「地域活動に参加したくない」人の割合がこの 10 年間で大幅に増加しています。

一方で 5 割を超える人が地域活動への参加意欲を持っており、このことから特に現在参加していない人達を参加へとつなげることが課題となっていると言えます。

平成11年(1999年)調査		平成16年(2004年)調査		平成20年(2008年)調査	
積極的に参加する	3.5%	現在、参加している	9.5%	現在、参加しており、今後も参加したい	13.5%
内容しだいで参加する	68.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	17.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	13.6%
周囲の人がするなら参加する	4.2%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	31.8%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	26.6%
参加したくない	8.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	7.8%	現在、参加しているが、今後は参加したくない	1.4%
		これまで参加したことがなく、今後も参加したくない	28.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない これまで参加したことがなく、今後も参加したくない	8.3% 34.5%
分からない	11.3%	その他	2.6%	—	—
無回答	4.4%	無回答	2.7%	無回答	2.1%

資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月、平成 17 年 4 月、平成 21 年 3 月）

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本資料
基本構想

前期基本計画
について
第1章

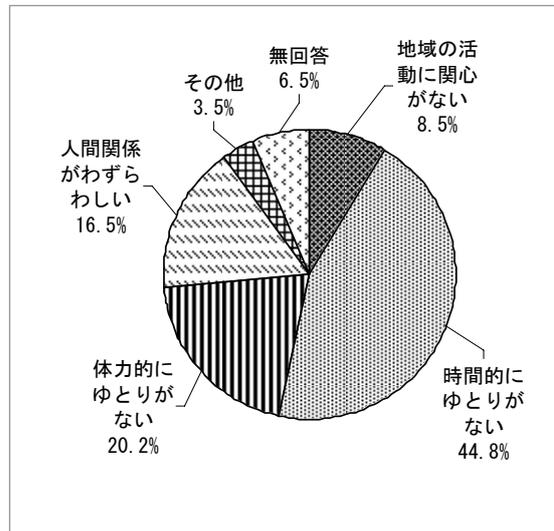
前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

平成 20 年（2008 年）の調査では、「参加したくない」理由として、「時間的にゆとりがない」が最も多くなっており、まとまった時間がなくても何らかの方法で地域活動に関われる工夫が必要であると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

(3) 住み心地

現在住んでいる地域の『住み心地』を尋ねたところ、全体の 8 割以上 9 割近くまでの方が「非常に住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と答えています。

	平成11年 (1999年)	平成16年 (2004年)	平成20年 (2008年)
非常に住みよい	26.8%	39.1%	38.3%
どちらかといえば住みよい	56.7%	49.1%	50.4%
どちらかといえば住みにくい	4.7%	6.4%	4.1%
非常に住みにくい	0.8%	1.6%	0.9%
分からない	1.6%	1.2%	1.4%
無回答	9.5%	2.6%	4.9%

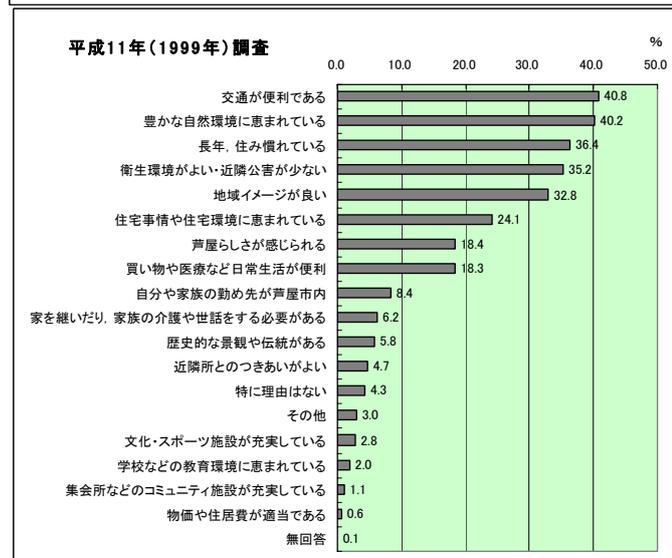
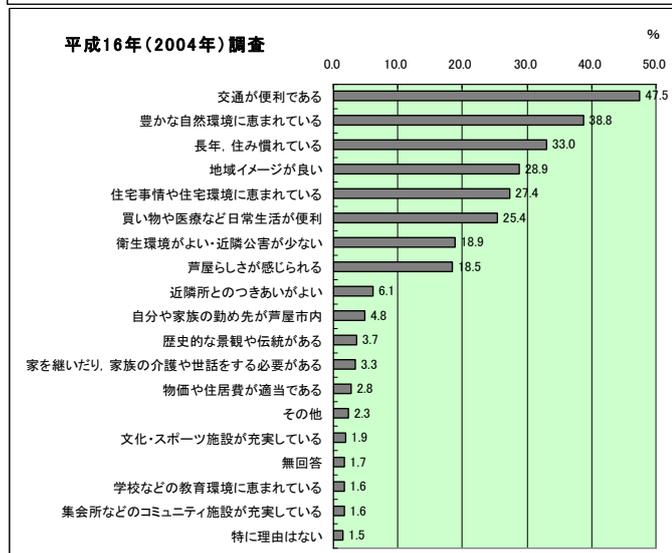
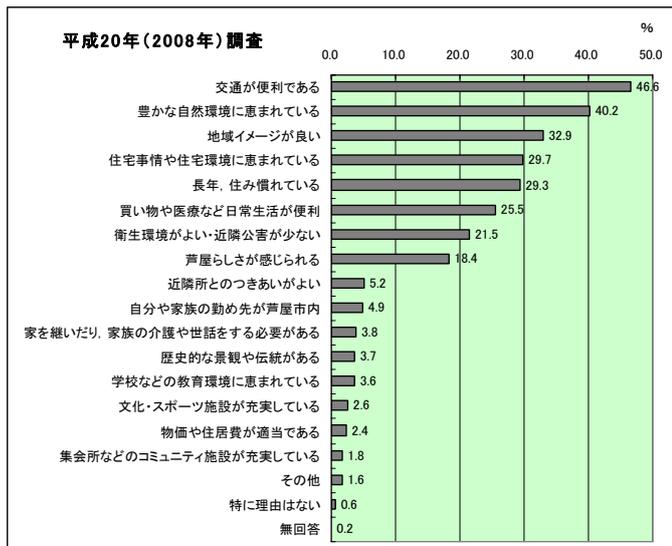
資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月、平成 17 年 4 月、平成 21 年 3 月）

(4) 住み続けたい理由

また、『住み続けたい理由』として 3 つの理由を選んでもらったところ、「交通が便利である」、「豊かな自然環境に恵まれている」が常に 1 位、2 位にあり、本市の立地条件の良さが理由となっていることが鮮明となっています。

続いて、「地域イメージが良い」、「住宅事情や住宅環境に恵まれている」、「長年住み慣れている」、「衛生環境がよい・近隣公害が少ない」、「買い物や医療など日常生活が便利」、「芦屋らしさが感じられる」となっています。

このことから、自然環境を生かし、清潔で美しく、生活の利便性も重視した住み続けられるまちが求められていると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月、平成17年4月、平成21年3月）

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

資料-2 芦屋市の人口推移と将来推計人口

※いずれの人口も10月1日現在の状況

(1) 人口推移

※¹ 高度経済成長時期

飛躍的に経済規模が継続して拡大した昭和30年(1955年)から昭和48年(1973年)までの18年間にこれに当たる。

※² 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

※³ 国勢調査

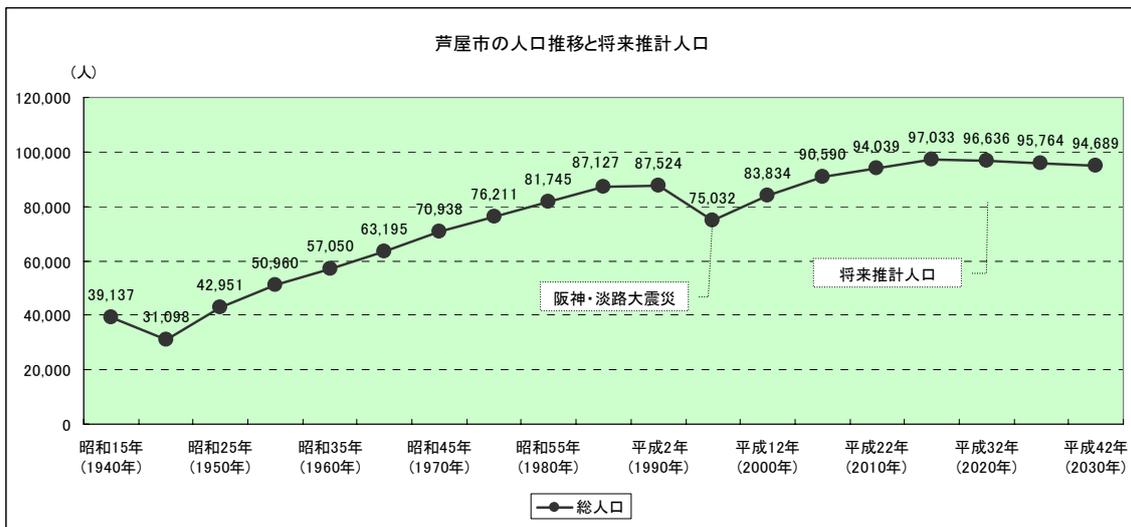
日本国内に居住するすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに実施され、国及び地方公共団体における各種行政施策の立案・実施、その他の基礎資料として用いられる。

本市の人口推移は、昭和15年(1940年)の市制施行以来、終戦直後は落ち込んだものの戦後復興から^{※1} 高度経済成長時期まで確実に増加の一途をたどって来ました。しかし、昭和の終わりごろから平成の初め(1980年代から1990年代)にかけて人口は徐々に減少に転じ、平成7年(1995年)の^{※2} 阪神・淡路大震災によって75,032人にまで激減しました。

その後、震災復興の市街地整備や住宅整備、住宅開発によって人口は着実に増加し、平成14年(2002年)には震災前の人口まで回復しましたが、平成16年(2004年)以降は人口増加率が低下して緩やかな増加傾向となり、平成21年(2009年)では93,305人となっています。

(2) 将来推計人口

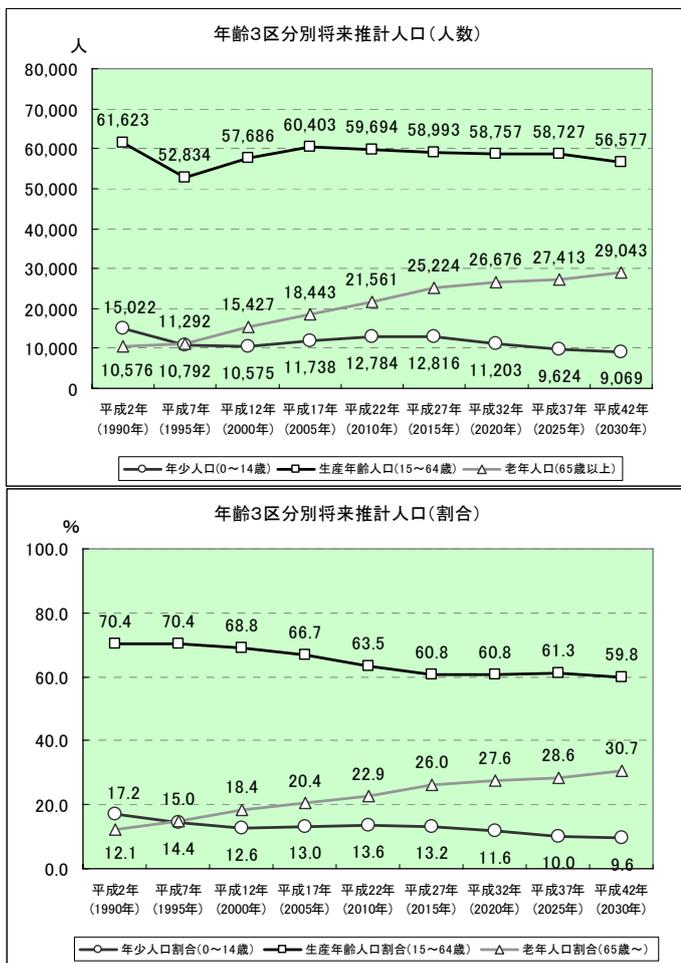
平成17年(2005年)の^{※3} 国勢調査を基準に将来人口を推計したところ、平成17年(2005年)以降も微増を続けますが、平成27年(2015年)の97,033人をピークにその後は減少傾向に転じると予測されます。全国的な人口減少時代の流れは、本市においても現れてきています。



資料：芦屋市将来人口推計報告書(平成22年3月)

(3) 年齢3区分別の将来推計人口

将来推計人口の年齢構成を見ると、年少人口（0～14歳）は、平成17年（2005年）以降も微増傾向で推移しますが、平成27年（2015年）をピークにその後は減少傾向に転じます。生産年齢人口（15～64歳）は、平成17年（2005年）から減少傾向となり、老年人口（65歳～）は、増加傾向で推移します。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（平成22年3月）

このように、本市でも全国的な傾向と同様にいわゆる^{※1}超高齢社会を迎えており、人口減少も目前に迫っています。

また、市内でも地区によって人口減少や高齢化が進む程度が異なっており、既に人口が減少し始めている地区や、まだしばらくは増加傾向にある地区など、市域全体だけでなく地区ごとの人口動向や年齢構成にも注視していく必要があります。

※1 超高齢社会

一般的には65歳以上の人口が21%以上の社会のこと。
 高齢化社会は7%以上14%未満、
 高齢社会は14%以上21%未満とされている。

資料-3 芦屋市の財政状況

(1) 重くのしかかる市債の償還

※1 市債

市の借金のこと。地方自治法に基づき地方財政法で規定される。

※2 公債費

市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費のこと。

※3 公債費比率

財政負担の度合いを判断する指標で、公債の元利償還金に使われた一般財源の標準財政規模(標準的な一般財源)に対する割合のこと。一般的には公債費比率が10%を超さないことが望ましい。

震災からの復旧・復興事業等のために発行した※1 市債の償還(※2 公債費)が財政を圧迫しており、一時のピークは過ぎたものの、年間の公債費は平成20年度一般会計の決算で約108億円にも上り、※3 公債費比率は29.8%で全国の都市で最も悪い状況です。今後、公債費は徐々に減少するものの、本市の財政規模から見ると高い水準が続くため、厳しい財政運営が続きます。

(2) 対応が必要な行政需要の増大

高齢化等の影響を受けて、生活保護費や介護等の保険事業費などの※4 社会保障費が増加傾向にあります。また、懸案事項である新規の公共事業や公共施設の老朽化対策等については、その実施の可否、優先性及び財源など、検討すべき課題が山積しています。

(3) 減少する市税収入

※4 社会保障費

年金や医療、介護など社会保障にかかる経費のこと。社会の構成員が互いに守り合うシステムにおいて、この経費を国家財政に計上したものを。

歳入では、平成19年度(2007年度)から個人市民税の税率が一律に6%となったことが、高額所得者の割合が高い本市にとっては大幅な減収となった上に、景気悪化の影響により個人市民税が更に落ち込んでいます。

今後、高齢化の進展によって、人口に対する生産年齢人口(15~64歳)の割合が低下することから、市税収入の大幅な回復を見込むことは難しくなっています。

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

(4) 迫られる財政収支構造の転換

本市の財政収支は、公債費負担が着実に減少し、収支不足の改善が見られるものの、依然として毎年発生する財源不足に対してはこれまで蓄えてきた^{※1} 基金を^{※2} 取り崩して賄っていかざるを得ないのが実情です。

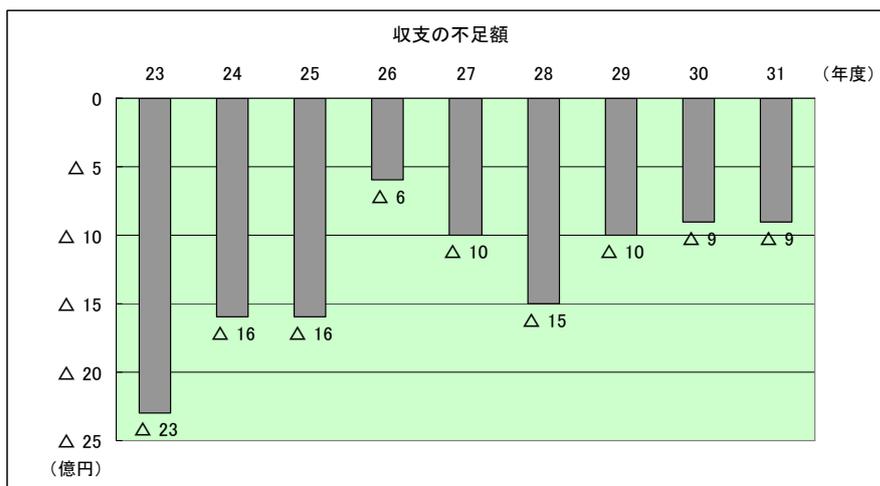
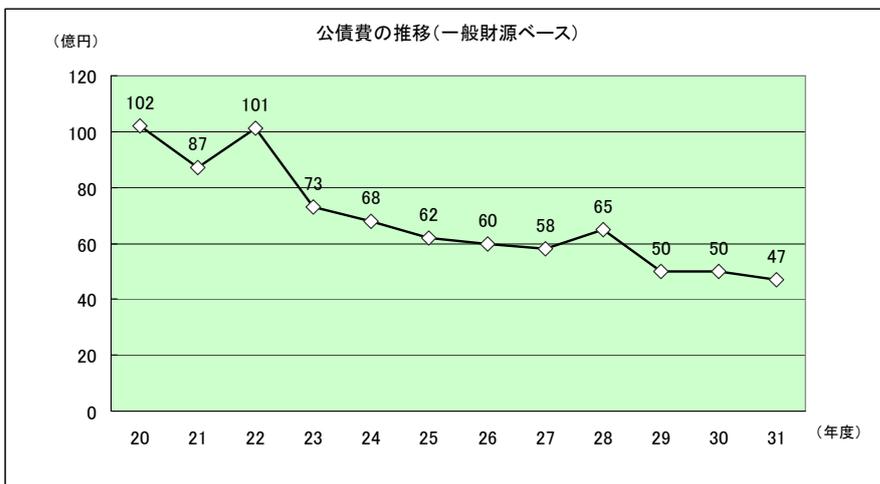
次世代に負債を残さないよう着実に市債の償還を進めるとともに、将来的に市債残高が震災前の状態に戻った場合でも市税収入の大幅な回復は見込まれないことや、増加する社会保障経費へも対応する必要があることなどから、歳入に見合った歳出となるよう財政収支構造を根本から転換することが迫られています。

^{※1} 基金

貯金・預金のこと。年度間の財源の不均衡をならすために積み立てる「財政基金」及び市債の償還のための「減債基金」のほかに、特定の目的のために資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するために設けられるものがある。

^{※2} 取り崩し

基金を特定の目的のために使うこと。



資料：長期財政収支見込み（平成20年度から平成31年度まで）（平成22年2月）

第4次芦屋市総合計画
前期基本計画

平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）

第4次芦屋市総合計画前期基本計画について

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

(1) 前期基本計画に掲載する内容について

第4次芦屋市総合計画の前期基本計画では、これまでの取組や基本構想に掲げる「目標とする10年後の芦屋の姿」の実現に向けた施策目標、前期5年の重点施策、市民主体による取組を示しています。

前期5年の重点施策として掲載するものは下記を基準としています。

- 参画と協働を基本に取り組むこと。
- 分野横断的、又は複数の担当課で取り組むこと。
- 新たにに取り組むこと。
- 大きな制度改正が予定されていたり、緊急を要すること。

前期基本計画 平成23年度(2011年度)～平成27年度(2015年度)
後期基本計画 平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度)

(2) 総合計画と各施策分野の課題別計画について

※課題別計画
中期計画あるいは部門別、分野別計画とも呼ばれている。より専門的な見地からまた横断的な観点から具体的な施策の展開を行うことによって更に充実したまちづくりを進めるための計画のこと。

本市では総合計画の他に、各施策分野の^{※1}課題別計画を策定しています。

第4次芦屋市総合計画の基本構想では、各施策で共有すべきものとして目標とするまちの姿、将来像を掲げ、基本計画ではその実現に向けた計画期間内での重点施策に絞り、それぞれの施策分野における取組の詳細については課題別計画に委ねることにしています。

なお、各課題別計画は更新時期に合わせ、この第4次芦屋市総合計画と整合するよう見直していくものとします。

※前期基本計画では、目標ごとに関連する主な条例や課題別計画の名称を掲載しています。

(3) 各施策分野間をつなぐ横断的視点について

基本計画では、施策目標を実現するための重点施策が中心となっています。

しかし、どの施策目標においても、その施策だけの縦割りの視点だけでは達成することはできません。常に他の施策分野の考え方やそれぞれの施策間を横断的につなぐことを念頭に置きながら取り組んでいくこととします。

(4) 実施計画について

実施計画では、基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示します。その策定に当たっては、その時々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間を3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

(5) 前期基本計画の進行管理と後期基本計画について

前期基本計画の進行管理については、毎年度、^{※1}行政評価と連動しながら施策目標ごとに進捗状況を確認し、今後の具体的な取組や重点的に取り組む事務事業を検討し、実施計画の見直しに反映します。

進捗状況を確認するものとしては、実施状況や既存のデータ、課題別計画等のアンケート調査などを活用して効果を測定する方法を導入します。

また、前期基本計画の進捗状況、変化する社会情勢や新たな課題などへの対応を盛り込みながら後期5年での施策目標や重点施策を検討し、前期基本計画の期間が終了するまでに後期基本計画を策定します。

^{※1}行政評価

行政が実施する事務事業や施策について、一定の基準、視点に沿って評価を行う仕組みのこと。

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

【目標体系図】



基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料



一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

【基本構想】

まちはそこに暮らす一人一人の意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ることも住み良いまちづくりにつながります。このような日頃の行動からまちづくりにつなげていくために、自治会などの地域活動に参加する人が増えることがこれからの地域づくりの鍵となっています。

隣近所との挨拶や声を掛け合えるつきあいから発展して地域の力が高まるためには、活動に気軽に参加できる環境づくりによって新たに参加する人が増え、潜在的な市民の力が引き出されることが必要です。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、市民同士の交流や協働に結びつけるよう工夫することが重要であると考えます。

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 市民参画及び協働の推進に関する条例（平成 19 年条例第 5 号）
- 市民参画・協働推進の指針（平成 18 年策定）
- 市民参画協働推進計画（平成 19～23 年度）
- 地域福祉計画（平成 19～23 年度）
- 第 2 次生涯学習推進基本構想（平成 21 年策定）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
市民参画及び協働の推進に関する条例 (平成 19 年条例第 5 号)	市政に対する市民の参画を推進するためパブリックコメント等の手法などを定め、協働の拠点と市民活動等への支援を盛り込み、市民及び市が協働による住み良いまちづくりを目的に制定したもの。		
市民参画・協働推進の指針 (平成 18 年策定)	市民と行政が、ともに考え、ともに取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにするもの。		
市民参画協働推進計画 (平成 19～23 年度)	市政に対する市民の参画を推進し、市民と市が協働による市政を計画的に市民とともに進めていくための計画	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	第 17 条 市は、市民参画及び協働による市政を総合的に推進するための計画を定め、実施するものとする。
地域福祉計画 (平成 19～23 年度)	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すべての人が互いに認め合い、尊重し合う共生社会の実現を目指した計画。	社会福祉法	第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。（以下略）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
第2次生涯学習推進 基本構想 (平成21年度策定)	生涯学習を通しての「人づくり」を推進することにより、本市の将来像がより鮮明なものになると考え、平成5年の「基本構想」に謳(うた)われた「生涯学習オアシス都市」を新しい視点のもとに見直し、市民に目標をより理解してもらいやすいように「日常をより豊かにするために」という副題を掲げて策定した。	生涯学習振興法 (生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律)	(都道府県構想の策定指針まで記載) 第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。)及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

施策目標
1-1

市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について
前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章
前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

本市では、市内全域 70 か所以上の広報掲示板や、広報紙「広報あしや」の月 2 回の定期的な発行に加え、必要に応じて臨時号や特集号を発行し、さらにホームページの随時更新など分かりやすい広報に努めてきました。

また、在住外国人向けに年 4 回「アシヤニューズレター」（英語版）を発行し、「広報あしや」点訳版も希望者に送付しています。

一方、市民活動に関する情報としては、「広報あしや」に「市民のひろば」欄を設けて市民や団体が行う催し物の参加募集などを掲載するとともに、平成 19 年（2007 年）に開設した「^{※1} あしや市民活動センター」のホームページでは市民活動団体情報を提供してきました。

しかし、情報を探しにくい、内容が市民にとって分かりにくいとの意見もあり、また、市民同士の交流のために市民から集めた情報の発信を要望する声もあります。

^{※1} あしや市民活動センター
市民活動団体の情報の収集・提供、交流とネットワークの支援、市民参画・協働の推進及びNPOに関する相談を目的に、条例に示す「協働の拠点」（第15条）として平成19年（2007年）4月26日に開設した。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられるよう、テーマごとに整理して発信していくなど、市民の視点から見てより分かりやすい情報の提供に努めます。

また、行政からの一方的な情報発信だけでなく市民からの情報も集めて発信し、市民の活動をより活発にしていくための取組も行います。

3 前期 5 年の重点施策

1-1-1 様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。

- ・分かりやすい表現で情報を発信します。
- ・点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。
- ・在住外国人に対して行政からの情報を多言語で発信します。
- ・社会ニーズに即した効率的な伝達媒体を研究し導入を検討します。

1-1-2 市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。

- ・市民が必要とするテーマごとに情報を整理して発信します。
- ・市民生活に必要な情報が円滑に受け取れるよう広報活動を充実させます。

4 市民主体による取組

- ◇積極的な情報発信
- ◇行政が発信する情報の積極的な受信

施策目標

1-2

市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

1 これまでの取組と課題

市民が主体となった活動が増えるためには、活動の輪が広がり、継続的に発展し続けることが必要です。

本市では、市民と行政が共に考え、共に取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにするため、平成 18 年（2006 年）に「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を定め、平成 19 年（2007 年）には「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を制定し、平成 20 年（2008 年）には「芦屋市市民参画協働推進計画」を策定して市民の積極的な参画と協働を推進してきました。

また、平成 19 年（2007 年）にあしや市民活動センターを開設するなど、市民と市民、市民と行政の協働や市民参画の環境整備を行ってきています。

しかし、平成 21 年（2009 年）に行った市民活動団体実態調査によると、市民活動団体が継続して活動していくためには様々な課題があり、支援を必要としている状況があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が主体となった活動が増え、継続的に発展していくよう、幅広い世代が地域活動に気軽に参加できる機会が提供され、自立した活動となり、人材や後継者の育成手法を共有し、お互いに連携しながら活動を展開できるよう支援していきます。

3 前期 5 年の重点施策

1-2-1 幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境をつくります。

- ・市民活動促進のため、集会所の施設整備について検討します。
- ・市民活動グループとの交流の機会を設けるなど気軽に参加できる環境をつくります。

1-2-2 市民活動に参加する市民や団体の自立への取組を支援します。

- ・市民活動団体が自立できるよう、講座の開催など人材育成・団体育成のための支援を行います。

1-2-3 市民活動の輪が広がるよう市民同士や市民と行政の連携を促進します。

- ・市民団体を支援する^{※1} 中間支援団体のそれぞれが持つネットワークが互いにつながり、市民活動団体同士の連携が更に容易になるよう支援します。
- ・あしや市民活動センターと^{※2} 社会福祉協議会や市民団体、関係機関等との連携を深めます。

4 市民主体による取組

- ◇市民活動への積極的な参加
- ◇市民活動団体間での様々な活動手法の共有

※1 中間支援団体

市民活動団体のネットワークの拠点として市民と市民または組織をつなぎ、相談や情報提供、人材育成などの支援をする役割を担う団体・組織のこと。

※2 社会福祉協議会

社会福祉法に基づいて、全国の市町村に設置されている民間団体(社会福祉法人)のこと。地域住民が主体となつて、地域社会における社会福祉の問題を解決してその改善向上を図るため、公私の社会福祉事業関係者の参加協力を得て、組織的な活動を行う。

施策目標
1-3

地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

※1 芦屋市自治会連合会

福祉・防犯・環境・まちづくり・自主防災など地域の課題を解決し、住みよいまちをつくるため、昭和48年(1973年)に芦屋市内の自治会が集まり、自治会連合会が設立された。

※2 まちづくり懇談会

芦屋市自治会連合会が主催し、市長・教育長をはじめ、市の部長級以上の幹部や芦屋警察署からも出席し、市民と市長等が芦屋のまちづくりについて話し合う意見交換会のこと。

※3 指定管理者

公の施設の管理を委ねられた団体のこと。公の施設の管理を第三者に委ねる場合、これまで公共団体や市の出資法人等に限定といった制約があったが、平成15年(2003年)の地方自治法一部改正により、民間事業者も含めて市が指定することができるようになった。

※4 コミュニティ・スクール

本市独自のもので、地域社会(小学校区が基本的な範囲)の中で、一人一人が市民としての自覚と責任を持ちながら、だれもが参加できる文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて、真に心豊かでゆとりのあるまちづくりを目指すという共通目標をもった共同体のこと。

※5 まちづくり協議会

緑ゆたかな自然環境を保全・育成し、「国際文化住宅都市」にふさわしいゆとりのある優良な住宅都市とするため、地域で地区計画や建築協定等に取組むため地区ごとに設立されたもの。

1 これまでの取組と課題

地域が主体的に活動するためには、協力してまちづくりを進めるための仕組みが根付き、地域の総合的な力が高まっていくことが必要です。

本市では、各地域の自治会で構成する※1 芦屋市自治会連合会の事務局を担い、人材育成や※2 まちづくり懇談会の支援を行ってきました。また、地区集会所運営協議会で構成する芦屋市地区集会所運営協議会連合会が、地域の活動の場となる市内 12 か所の集会所施設の※3 指定管理者として管理や運営を行っています。

また、小学校区等ごとにスポーツや文化活動を行う※4 コミュニティ・スクールや小地域ごとの福祉活動、防犯、防災活動の取組や連携などへの支援を行うとともに、その地域の住民が自分たちでまちなみのルールづくりを行う※5 まちづくり協議会への支援も行ってきました。

しかし、地域によって様々な課題があり、地域主体のまちづくりのための地域のあり方を考えていくとともに、芦屋をよりよいまちにしていけるために市民と行政が協働で行う具体的な取組を広げていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

地域の力が高まっていくよう、これまでの様々な活動への支援を続けるとともに、各施策分野における取組を横断的につなげ、市民が主体となって地域の課題を地域で解決する仕組みづくりに取り組みます。

また、市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら信頼関係の下での協働をより発展させるため、状況に応じた新たな協働のルールづくりに取り組みます。

3 前期5年の重点施策

1-3-1 地域の課題を市民が主体となって解決するよう支援します。

- ・小学校区単位等の地域での活動ニーズと新たな活動参加希望者を結びつけるための団体ネットワークを構築します。
- ・地域の助け合いや課題解決の手法を共有し、支援します。

1-3-2 市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。

- ・市民参画・協働推進の指針、市民参画及び協働の推進に関する条例、市民参画協働推進計画を見直します。
- ・市民と行政が協働するためのルールの下でまちづくりを進めます。

4 市民主体による取組

- ◇地域活動への積極的な参加と連携
- ◇地域の課題は地域で解決する意識の醸成



多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、 芦屋の文化があふれている

【基本構想】

本市では、大都市への交通の利便性ととも、恵まれた自然環境の中で育まれた豊かな住環境が土壌となり、新しいライフスタイルが築き上げられ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方をも文化とする考え方が先人たちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として位置付け、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、芦屋の歴史を知ることで郷土としての愛着を深めることや、教養を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へとつなげていくとともに、文化的資源を活用し、市民が表現できる環境を整え、多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化を発展させていくことが重要であると考えます。

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 文化基本条例（平成 22 年条例第 1 号）
- 文化財保護条例（平成元年条例第 7 号）
- 第 2 次生涯学習推進基本構想（平成 21 年策定）（再掲）
- スポーツ振興基本計画後期 5 か年計画（平成 20～24 年度）
- 文化振興基本計画（平成 23 年度策定予定）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
文化基本条例 (平成 22 年条例第 1 号)	文化の振興に関し基本理念を定め、文化の振興を総合的に推進し、豊かな人間性を育む人づくりや個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現を目指して制定されたもの。		
文化財保護条例 (平成元年条例第 7 号)	本市の文化財を保存し、その活用を図り、市民文化の向上を目指し制定されたもの。	文化財保護法	第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。
第 2 次生涯学習推進 基本構想 (平成 21 年度策定) (再掲)	生涯学習を通しての「人づくり」を推進することにより、本市の将来像がより鮮明なものになると考え、平成 5 年の「基本構想」に謳(うた)われた「生涯学習オアシス都市」を新しい視点のもとに見直し、市民に目標をより理解してもらいやすいように「日常をより豊かにするために」という副題を掲げて策定した。	生涯学習振興法 (生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律)	(都道府県構想の策定指針まで記載) 第 5 条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
スポーツ振興基本計画 後期5か年計画 (平成20～24年度)	“いつでも” “どこでも” “気軽に” スポーツを継続して実施できるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指した計画で、前期5か年の検証と市民意識調査の結果、スポーツ振興審議会からの提言を踏まえ、重点的に取り組むべき課題を明らかにし、そのための基本的な施策を示したもの。	スポーツ振興法	第4条第3項 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、第1項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。
文化振興基本計画 (平成23年度策定予定)	豊かな文化的所産を継承・活用しながら、市民一人一人が多様な文化を享受し、新たな文化の創造に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して策定するもの。	芦屋市文化基本条例	第8条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

施策目標
2-1

市民が教養を高める機会が豊富にある

1 これまでの取組と課題

文化やスポーツを楽しむ活動を身近に感じるには、市民一人一人に機会が豊富にあることが必要です。

本市では、平成 5 年（1993 年）に「芦屋市生涯学習基本構想」を策定し、生涯学習社会の実現に努めてきましたが、日常をより豊かにすることを目標に、平成 21 年（2009 年）に新たに「第 2 次芦屋市生涯学習基本構想」を策定し、学習機会の充実に努めてきました。

また、生涯スポーツ社会の実現を目指して平成 15 年（2003 年）に「芦屋市スポーツ振興基本計画」、平成 20 年（2008 年）に後期計画を策定し、取組を進めてきています。

さらに、個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちの実現を目指して平成 22 年（2010 年）に「芦屋市文化基本条例」を制定しました。

今後は、この条例に基づく「芦屋市文化振興基本計画」を策定し、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

個性豊かで幅広い芦屋文化が発展していくよう、市民が日頃から芸術文化やスポーツなどの活動に親しみ、幅広い知識や教養を育みながら、その成果を発揮し、地域の伝統や歴史などとともに次の世代につないでいく取組を進めていきます。

3 前期 5 年の重点施策

2-1-1 幅広い知識と教養を育む機会の充実に努めます。

- ・各社会教育施設における様々なテーマの講座や講演会による学習機会のメニューを充実させ、生涯学習の推進に努めます。
- ・社会教育関連団体の活動の成果を地域貢献に活かすなど、社会教育行政の推進に努めます。
- ・景観や文化財への理解促進、読書活動の支援、美術レクチャーなど、社会教育と学校園との連携を拡充します。

2-1-2 日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。

- ・文化振興基本計画を策定し、日頃から文化に親しめる環境づくりを進めます。
- ・親しみやすく、かつ芸術文化を発信する拠点となるよう各文化施設を運営します。

2-1-3 地域の伝統や歴史が、次の世代に語り継がれていく活動を促進します。

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
基本構想
資料

前期基本計画
について
前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

- ・既存の文化財の周知、啓発事業拡充と新規指定に向けた取組を行います。
- ・埋蔵文化財の発掘調査や出土遺物の再整理を引き続き実施します。
- ・各小学校で地域の伝統や歴史を語り継ぐ活動を進めます。

2-1-4 ※1 スポーツ・フォー・エブリワンの理念に基づき、誰もがスポーツに気軽に参加できるよう普及、振興に努めます。

- ・子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが参加しやすいスポーツプログラムの開発・提供を行い、スポーツ活動の普及に努めます。
- ・スポーツ指導者の発掘、育成、派遣やスポーツボランティアの活用などにより、学校、家庭、地域におけるスポーツ活動の輪を広げ、活動の質の向上を図ります。

4 市民主体による取組

- ◇文化活動の積極的な情報発信
- ◇スポーツ活動の積極的な情報発信
- ◇文化財的な建築物の保存・活用

※1 スポーツ・フォー・エブリワン

すべての市民が豊かなスポーツライフを通して、アクティブ(主体的・活動的・健康的)で質の高い生活を実現すること。

施策目標
2-2

様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

※1 アメリカ合衆国カリフォルニア州モンテベロ市

本市との姉妹都市。ロサンゼルス市から東南へ車で約15分の距離にあり人口約6万5千人の住宅都市。イタリア語で美しい山を意味しバラを市の花としている。

※2 芦屋市国際交流協会

昭和36年(1961年)8月に「芦屋姉妹都市協会」が発足し、学生親善使節派遣事業を通して英語学習の促進や国際交流を深めてきた。平成5年(1993年)に、これまで姉妹都市協会が行ってきた学生親善使節派遣事業等を引き継ぎつつ、市民レベルで、より幅広い視野で国際社会に貢献するため「芦屋市国際交流協会」が設立され、平成20年(2008年)4月NPO法人になった。

※3 芦屋市の国際交流のあり方について

平成20年度(2008年度)に市内在住外国人意識調査を基に、平成21年度(2009年度)に設置された芦屋市国際交流推進懇話会が提言書としてまとめ、平成22年(2010年)3月16日に市長に提言したもの。

※4 潮芦屋交流センター

市民の国際交流活動を推進するとともに、地域社会における相互の親睦及び文化活動の推進並びに健康の増進に寄与するため、国際交流センター、潮芦屋集会所及び屋外交流広場の複合施設のこと。

1 これまでの取組と課題

多様な文化が共生するためには、様々な交流を通し、多様な文化への理解と見識を深めていくことが必要です。

本市では、昭和36年(1961年)に※1アメリカ合衆国カリフォルニア州モンテベロ市と姉妹都市提携を結び、交流事業を行ってきていますが、市内に住んでいる外国人への支援も重要な国際交流施策と考え、「アシヤニューズレター」(英語版)の発行や外国人生活相談などを行ってきています。また、市民レベルでの国際交流の拠点である※2芦屋市国際交流協会を中心に、市民の国際感覚の醸成と国際理解の高揚のための取組や、市内に居住する外国人への支援を行ってきました。

また、平成22年(2010年)に芦屋市国際交流推進懇話会から提言いただいた「※3芦屋市の国際交流のあり方について」を尊重し、平成23年(2011年)に南芦屋浜地区に開設した※4潮芦屋交流センターを芦屋市の国際交流の拠点として活かしていくことが必要です。

2 前期5年の取組の方向性

市民が多様な文化への理解と見識を深め、外国人市民との多文化共生社会を実現できるよう、潮芦屋交流センターを芦屋市の国際交流の拠点として活用し、様々な文化を持つ人との交流を促進していきます。

3 前期5年の重点施策

2-2-1 多様な文化を持つ人との交流を促進します。

- ・潮芦屋交流センターを市民の国際交流の拠点施設となるよう活用していきます。
- ・※5さくらまつりや※6秋まつりで市民の交流を促進します。

4 市民主体による取組

◇多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加

※5 さくらまつり

芦屋三大まつりのひとつ。昭和63年(1988年)から毎年、市民団体が「芦屋さくらまつり協議会」を組織し、コミュニティとふるさとづくりを目的として、4月初旬の土曜日と日曜日に開催している。市民ステージと約40店の縁日、夕方からは「ワールドミュージックフェスタ in ASHIYA」が祭りを盛り上げている。

※6 秋まつり

芦屋三大まつりのひとつ。毎年秋に市民団体が「まつり協議会」を組織し、開催している。まつりの開催を通して、郷土愛を育て、市内各層のコミュニケーションを深め、市民文化を育てることを目的として平成元年度から開催している。

目標とする
10年後の
芦屋の姿

3

お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

【基本構想】

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

全ての人が思いやりの心を持ち、困っている人に声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人一人を大切にして支え合う意識を高めていくことが重要であると考えます。

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

基本構想
第1章基本構想
第2章基本構想
第3章基本構想
第4章基本構想
資料前期基本計画
について前期基本計画
第1章前期基本計画
第2章前期基本計画
第3章前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 男女共同参画推進条例（平成 21 年条例第 10 号）
- 第 2 次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（平成 22 年度策定）
- 第 2 次男女共同参画行動計画（後期計画）ウィザス・プラン（平成 20～24 年度）
- 配偶者等からの暴力対策基本計画（平成 23～29 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
男女共同参画推進条例 (平成 21 年条例第 10 号)	男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的に制定したもの。	男女共同参画社会基本法	第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
第 2 次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 (平成 22 年度策定)	本市が進める人権文化に満ちた街づくりのため、人権教育・人権啓発に関する施策の推進について基本的な方向を示したもの。	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
第 2 次男女共同参画行動計画(後期計画)ウィザス・プラン (平成 20～24 年度)	男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、対等なパートナーとして性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる社会の実現を目指し策定した計画。	男女共同参画社会基本法	第 14 条第 3 項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。
配偶者等からの暴力対策基本計画 (平成 23～29 年度)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援対策を進めるために策定した計画。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	第 2 条の 3 第 3 項 市町村は、基本計画に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

施策目標

3-1

平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

1 これまでの取組と課題

平和と人権を尊重する意識が行き渡っていることは、お互いの人格と個性を尊重する社会づくりには欠かせない要素です。

本市では、平成14年（2002年）に策定した「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・^{※1}同和問題・外国人・^{※2}HIV感染者・その他の人権問題などそれぞれの課題に取り組むとともに、人権啓発事業や啓発資料の提供を行ってきました。

今後も、更に人権意識を浸透させるため、人権感覚を育む効果的な取組を進める必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

より効果的な取組を進めるため、人権教育・人権啓発に関する総合推進指針を見直し、市民一人一人が人権に関する正しい知識と感覚を身につけるための啓発や、差別や人権侵害を受けた場合の相談と対処に引き続き取り組みます。

3 前期5年の重点施策

3-1-1 平和を尊重する意識の普及、啓発に努めます。

- ・平和の大切さを訴える各種事業を行い、平和を守る意識の普及、啓発に努めます。

3-1-2 人権を尊重する意識の普及、啓発に努めます。

- ・人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき、人権教育、啓発を推進します。
- ・人権を身近に感じることができるよう、効果的な人権意識の普及、啓発に努めます。
- ・^{※3}上宮川文化センターを、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営します。

3-1-3 人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。

- ・神戸地方法務局や人権擁護委員会など関係機関との連携を深めながら差別や人権侵害の事象への対処に取り組みます。

4 市民主体による取組

- ◇平和を大切に作る心の醸成
- ◇いじめ等身近な問題への積極的な関与
- ◇人権尊重の理念の理解

※1 同和問題

日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に、いちじるしく低い状態を強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別をうけるという日本固有の人権問題のこと。

※2 HIV感染者

人間のT細胞に感染し、免疫不全をきたし、エイズを発症させるヒト免疫不全ウィルスの感染者のこと。

※3 上宮川文化センター

地域住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上並びに同和問題の速やかな解決に資するとともに、児童の健全な育成を図るために、諸活動を実践推進し、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的として設置された、「隣保館」と「児童センター」の複合施設のこと。

施策目標
3-2

男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について
前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

誰もが、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるとともに、均等に責任を担い、幸せを分かち合う社会にしていくには、男女共同参画推進の意識が社会全体に広がっていくことが必要です。

本市では、平成15年(2003年)に「第2次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」、平成20年(2008年)には後期行動計画を策定し、男女共同参画にかかる意識の啓発や各種施策の推進に努めてきました。

また、平成21年(2009年)に「芦屋市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進への基本理念を定め、取り組む姿勢を明らかにしています。

今後も、より効果的な啓発や、相談体制の充実を図っていく必要があります。

*1 セクシュアル・ハラスメント

「相手の意に反して行われる性的な言動のほか、その言動に対する反応により相手が職場などで何らかの不利益を受けるもの、あるいは職場などの環境が不快になること」をいい、男女雇用機会均等法では雇用の場に限定されているが、単に職場内に限らず、学校、地域などあらゆる場において起こりうる。

*2 ドメスティック・バイオレンス

DVとも言われ、「配偶者等(事実婚、元配偶者を含む)からの身体的・精神的・経済的・社会的・性的な暴力」という。

*3 附属機関等

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき法律又は条例により設置するもので、有識者等の意見を聴いて、市政に反映させることを主な目的とするもの。また、附属機関に準ずる機関として、有識者等の意見を聴取することを目的に規則及び要綱等により設置するものに委員会、協議会、懇談会、懇話会等がある。

2 前期5年の取組の方向性

誰もが性別にかかわらず多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現のため、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるよう、また、男女の固定的な性別役割分担意識や*1 セクシュアル・ハラスメント、*2 ドメスティック・バイオレンス、その他性別による差別的取扱いをなくすための男女共同参画の視点に立つ教育の推進や啓発に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

3-2-1 あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。

- ・男女共同参画に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。
- ・市の*3 附属機関等における女性委員の登用を積極的に行うなど、政策・方針決定過程における女性の参画を進めます。

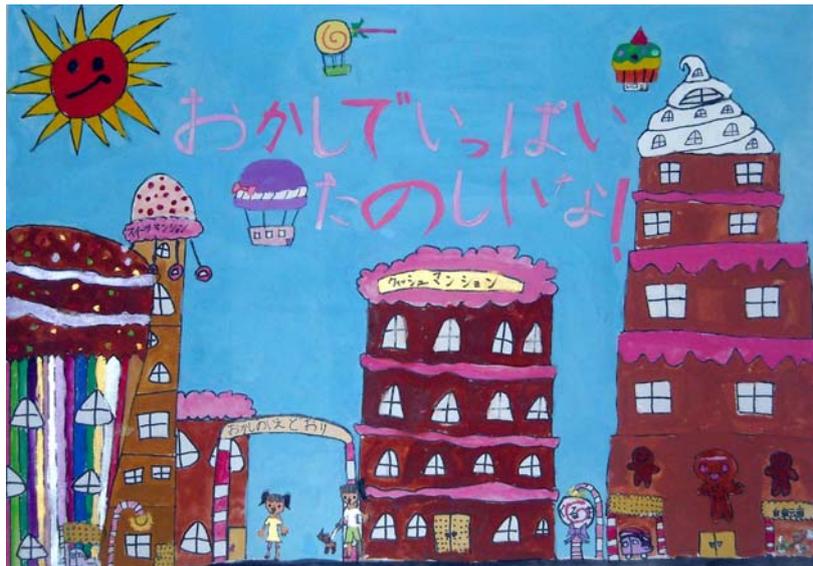
3-2-2 セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。

- ・男女共同参画行動計画の第3次行動計画を策定するとともに、配偶者等からの暴力対策基本計画との整合性をとりながら、ドメスティック・バイオレンスの防止や被害者支援に取り組みます。
- ・警察などの関係機関との連携を深めます。

4 市民主体による取組

- ◇男女共同参画の意識の高揚
- ◇暴力は人権侵害であるとの認識
- ◇ドメスティック・バイオレンス等の被害に遭った時の早期相談

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



精道小学校 3 年 細江 青生さん

お菓子でいっぱいだったら楽しい気持ちになります。空には、飛行船も飛んでいて、上にソフトクリームがついた大きい家はショッピングモールだけど、ソフトクリームのところは、みんなが遊んだり休憩するところです。



子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている

【基本構想】

全ての子どもはこれからの社会を担っていく大切な存在です。子どもたちの一人一人が健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感は子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持たない子どもたちが増えていきます。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、安全な環境の下での健やかな成長とともに、将来の生活の基盤となる「確かな学力」に加え、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていくことが必要です。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるとともに、学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みを更に拡充させていくことが重要であると考えます。

また、青少年を中心としたニートや引きこもり、薬物乱用等が大きな社会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくりを更に進めていくことも重要であると考えます。

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

【関連する主な条例や課題別計画等】

教育振興基本計画（平成 23～27 年度）

次世代育成支援対策推進行動計画（後期）（平成 22～26 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
教育振興基本計画 (平成 23～27 年度)	教育基本法第 17 条に基づき策定するもので、本市においては、問題意識をもち、自ら考え、人と交流しながら課題に向き合い、心身ともにたくましく自分の人生を生きる力の育成がますます重要になるため、“芦屋で育てる子ども”の観点から本市が教育で目指す姿を明確にし、重点的に取り組む中期的な考え方や具体的施策を示す計画。	教育基本法	第 17 条第 2 項 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
次世代育成支援対策推進行動計画（後期） (平成 22～26 年度)	一人一人の優しさに包まれ、安心と安らぎのなかで親と子が豊かに育ち合い、その姿を見て子どもを生み育てることに夢や希望が持てる魅力あるまちを目指して策定したもの。	次世代育成支援対策推進法	第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

基本構想
第 1 章

基本構想
第 2 章

基本構想
第 3 章

基本構想
第 4 章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第 1 章

前期基本計画
第 2 章

前期基本計画
第 3 章

前期基本計画
第 4 章

附属資料

施策目標
4-1

子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料
前期基本計画
について
前期基本計画
第1章
前期基本計画
第2章
前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章
附属資料

1 これまでの取組と課題

※¹生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きるための、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和のことで、知・徳・体のバランスのとれた力のこと。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力のこと。

※²子ども読書の街づくり

市民の参画と協働のもとで、学校園における読書活動や家庭での家読(うちどく)運動を推進し、本が大好きな子ども「ブックワーム芦屋っ子」の育成を図る。

これからの社会を担っていく子どもたちが、夢を抱き、その夢の実現や社会に適応していくための力を身につけ、社会へ羽ばたけるようたくましく育っていくことが必要です。

本市の学校教育では、基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び考え、心豊かにたくましく※¹生きる力を幅広く「人間力」と捉え、その育成を最重要課題の一つとして、芦屋の子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまちづくりを目指し、「教育のまち芦屋」を発信してきました。各学校園では、学力向上パワーアッププランや学力向上研究支援プラン、学習指導員の配置など「学力向上支援事業」を推進し、平成20年度(2008年度)からの「※²子ども読書の街づくり」推進事業によって、子どもたちの豊かな心を育む取組を進めてきました。

今後も、平成22年度(2010年度)策定の「芦屋市教育振興基本計画」に基づき、「芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”」を掲げ、21世紀に生きる子どもたちの育成に向けて教育活動を進めていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長していくよう、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行うとともに、様々な社会問題が取り巻く中で、子どもたちが健やかに成長し、生きるために必要な資質と能力を育むための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

4-1-1 子どもたちの学力の向上に努めます。

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりに取り組みます。
- ・子どもたちが体験的に学ぶ機会の充実を図ります。
- ・学力に応じた指導の充実を図り、子どもの学習意欲と学力の向上に努めます。
- ・情報教育や国際化に対応した教育等、今日的な課題に対応した教育を推進します。
- ・障がいのある子どもの個に応じた指導、支援の充実を図ります。
- ・※³特別支援教育センターの活動の充実を図ります。

4-1-2 子どもたちの命や人権を大切にする心の教育の充実に努めます。

- ・全ての子どもたちが多様な文化や人々と豊かに共生する心を育てます。

※³特別支援教育センター

障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行う。

- ・子どもたちの読書活動を支援する取組を継続して実施します。
- ・震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します。
- ・道徳教育の充実を図り、道徳性の育成や規範意識の向上に努めます。
- ・不登校児童生徒への指導、支援や、いじめや暴力行為などの問題行動が起こらないための効果的指導等の取組を推進します。
- ・子ども問題に関わる機関が連携し、虐待、犯罪等の防止等に向けた取組の充実を図ります。
- ・※¹ 特別支援教育への理解、啓発を図り、交流などを通じて相互理解を図ります。

4-1-3 子どもたちの体力向上に取り組めます。

- ・運動を通じて体力を養うとともに、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てます。
- ・食育の充実に取り組めます。

4-1-4 心やすらぐ充実した教育環境の整備に努めるとともに、教員の専門性と指導力の向上に取り組めます。

- ・学校園の老朽化対策を実施するなど、施設、設備や教材、教具の充実に努め、教育環境の改善を図ります。
- ・様々な教育課題に応じた研修の充実を図り、教員の専門性と実践的指導力の向上に努めます。
- ・教員が子どもと向き合う時間を確保する取組を推進します。

4 市民主体による取組

- ◇学校ボランティアへの参加、協力
- ◇※² トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ
- ◇※³ 家読(うちどく)の推進

※¹ 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

※² トライやる・ウィーク

平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災、平成9年(1997年)の神戸連続児童殺傷事件を機に、平成10年(1998年)に兵庫県が県内の中学校2年生を対象とした体験活動を導入。中学生が5日間学校を離れて、地域や自然の中で主体的に様々な体験をすることで、「共に生きる心」や「感謝の心」を育み、自立性を高めるなど、「生きる力」を身につけることを目的に実施し

※³ 家読(うちどく)

家庭での読書の略。家族みんなで読書の習慣を共有し、本を楽しむ活動のこと。

施策目標
4-2

青少年が社会で自立するための力を身につけている

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について
前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

本市では、社会教育における青少年教育として、同じ年齢や違う年齢の子ども同士の遊びや、多様な地域活動、自然との触れ合い、子ども会など青少年団体の活動やボランティア活動など、様々な体験活動の場や機会の充実に努めてきました。

※1 青少年愛護センター

青少年育成愛護委員の巡視活動を中心に、関係機関と連絡調整しながら、青少年の非行防止と健全育成のための活動をしている。

また、青少年の健全育成として、子どもたちが事件・事故に遭わないように見守り、健全な心を育てる地域づくり、環境づくりを愛護活動として位置づけ、※1 青少年愛護センターを拠点として取組を進めてきました。

※2 職業観

人が職業を通じて生き方を選択する上での基準となり、選択した職業によりよく適応するための基準ともなるもの。

青少年が望ましい※2 職業観、※3 勤労観を持ち、社会で自立して生きていく力を身につけていくための取組とともに、近年、有害図書や薬物、ネット被害など青少年を取り巻く環境の悪化への対応も必要となっています。

※3 勤労観

勤労に対する価値的な理解・認識のこと。働くことに対する個人の見方や考え方、個人が働くこととどのように向き合っていくか姿勢や構えを規定する基準となるもの。

2 前期5年の取組の方向性

青少年が社会で自立していけるよう、将来の夢や希望を抱き、それを実現するために必要となる知識、能力や、それらを活用する力を身につけながら、健全に成長していくための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

4-2-1 青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられるよう支援します。

- ・学校教育では、小・中学生が将来の夢や希望を持てるよう、職業教育も含めた体験的な学習の機会を増やします。
- ・青少年を対象とした知識、技術習得のための実践教育の機会創出について、民間企業や関係機関、学校等が連携して支援します。

4-2-2 青少年の健やかな育成に努めます。

※4 愛護委員

地域の子どもの様子を見守るとともに、子どもたちのよりよい環境整備・浄化のために、地域を巡視(パトロール)している。市の教育委員会から委嘱を受け、居住する小学校区ごとに班をつくって活動している。正式には、芦屋市青少年育成愛護委員という。

- ・※4 愛護委員による日常的な街頭巡視活動を推進します。
- ・有害図書、有害サイトから青少年を保護するための取組を推進します。
- ・青少年の問題全般について、気軽な相談窓口として相談活動を継続して実施します。

4 市民主体による取組

◇青少年を育成する活動への協力

施策目標
4-3

学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

1 これまでの取組と課題

本市では、これまで自治会や老人会、子ども会、^{※1} コミュニティ・スクールなどのコミュニティ組織が中心となって活発に地域活動を行ってきています。

しかし、一方で、以前に比べ家庭や地域の教育力の低下が懸念されており、この力を取り戻す必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

これまでの活動を活かし、家庭や地域と学校園との連携を更に強めるための仕組みをつくり、子どもたちの学びを支える取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

4-3-1 地域社会が一体となって子どもたちの学びを支えるため、学校に
関係する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。

- ・^{※2} 学校地域連携促進事業の成果を検証し、より強固な地域教育推進の仕組みを確立します。
- ・学校行事と地域行事の連携や学校教育を支援するボランティア活動を促進します。

4-3-2 子どもたちが安全に安心して活動できる場として、学習やスポ
ーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを提供します。

- ・放課後や週末などの学校を活用した、子どもの居場所づくりを拡充します。
- ・子ども見守りパトロール活動を支援します。

4 市民主体による取組

◇子どもたちを育成する活動への協力

^{※1} コミュニティ・スクール

本市独自のもので、地域社会(小学校区が基本的な範囲)の中で、一人一人が市民としての自覚と責任を持ちながら、だれもが参加できる文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて、真に心豊かでゆとりのあるまちづくりを目指すという共通目標をもった共同体のこと。

^{※2} 学校地域連携促進事業

地域の実情を踏まえながら、学校支援活動等に関する組織等を一元化し、家庭・地域が、学校と協働しつつ、情報共有・実践活動、学校支援活動に取り組み、学校・家庭・地域三者の連携の強化を図る実践研究事業のこと。

目標とする
10年後の
芦屋の姿

5

地域で安心して子育てができている

【基本構想】

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方が分からず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。一人で行き詰ってしまう前に、地域の中で様々な家庭が気軽に相談できる相手がいることや、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して子どもを育てていけることが必要です。

そのためには、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが重要です。

また、父親と母親のいずれもが仕事に就いている家庭も増えていることから、子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことも重要であると考えます。

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

【関連する主な条例や課題別計画等】

次世代育成支援対策推進行動計画（後期）（平成 22～26 年度）（再掲）
健康増進・食育推進計画（平成 21～24 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
次世代育成支援対策推進行動計画(後期) (平成 22～26 年度) (再掲)	一人一人の優しさに包まれ、安心と安らぎのなかで親と子が豊かに育ち合い、その姿を見て子どもを生き育てることに夢や希望が持てる魅力あるまちを目指して策定したもの。	次世代育成支援対策推進法	第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。
健康増進・食育推進計画 (平成 21～24 年度)	『みんなで健やか元気なあしや』を目指し、健康づくりと食育の分野の取組を相関的に進めていく計画。	健康増進法	第 8 条第 2 項 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
		食育基本法	第 18 条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

施策目標
5-1

世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

※1 次世代育成支援対策推進法

平成15年(2003年)に制定された平成17年度(2005年度)から10年間の時限立法。次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律のこと。

急速な少子化への対策として、平成15年(2003年)に※1次世代育成支援対策推進法が施行されました。

本市では、「ともに育てよう 親子のきずな 地域のきずな」を基本理念に、子どもの育ちの視点、親としての育ちの視点及び地域での支え合いの視点を踏まえ、平成17年(2005年)に「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」(前期)、さらに仕事と生活の調和の実現の視点及び全ての子どもと家庭への支援の視点を加え、平成22年(2010年)には後期計画を策定し、具体的な事業を進めてきました。

しかし、少子化、核家族化の進行や、家庭や地域を取り巻く社会状況の変化とともに、地域社会でのつながりがますます希薄になり、身近な地域に相談相手がいないなど、子育てへの負担感が増大する要因ともなっています。

2 前期5年の取組の方向性

公的な支援やサービスを提供するとともに、地域で子どもの成長を支えていけるよう、世代を超えた多様なつながりを活かした子育て環境や、地域で気軽に相談できる場づくりを進め、家庭の教育力が向上していくための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

5-1-1 地域で子育てについて気軽に相談できる環境を整えます。

- ・子育て家庭が自信を持って子育てができるよう、訪問、相談、交流できる場の充実に努めます。
- ・地域の関係機関、関係団体と連携して気軽に相談できる環境を整えます。
- ・様々な場所や時間に子育てに関する相談・指導等適切な対処ができるよう努めます。

※2 乳幼児健康診査

乳幼児の発育・栄養状態・運動状態・精神発達の状況を観察することで、疾病の早期発見に努め、子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援することを目的に実施している。

5-1-2 家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。

- ・※2 乳幼児健康診査の受診率向上を目指します。
- ・子育てへの父親の積極的参加の促進や家族の絆を深める体験ができる場の提供に努めます。
- ・子育てに関する情報提供や講座・学習会等を実施し、子育てをサポートします。
- ・幼稚園での子育て支援活動に取り組みます。

※3 要保護家庭

経済的な理由により就学させることが困難、あるいは虐待や非行などにより保護を必要とする子どもがいる家庭のこと。

5-1-3 ※3 要保護家庭の自立や要保護児童の支援に努めます。

- ・※4 民生委員・※5 児童委員をはじめ、学校や関係機関、団体等と連携し、地域住民の生活に関する相談や支援を行います。
- ・ひとり親家庭が、経済的自立を含めた自立ができるよう支援します。
- ・虐待を含む様々な事情によって保護を要する児童の発見と支援の強化に努めます。

4 市民主体による取組

- ◇母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理
- ◇妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手
- ◇妊娠出産や子育てに関する知識習得や不安を解消するための専門的な窓口の早期利用
- ◇乳幼児健康診査の受診
- ◇出産や子育てについて家族での話し合い
- ◇地域の子どもの成長に関心を持つことと、必要に応じての助け合い
- ◇子ども同士で遊ぶ機会の提供

(前ページ)

※4 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、「児童委員」を兼ねている。昭和23年(1948年)制定の民生委員法に基づき設置。名誉職で、任期は3年。

(前ページ)

※5 児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手中学校 2 年 池田 奈津美さん

これからの芦屋市を担う赤ちゃんを主役にしました。そして今話題のタッチパネルをイメージして描きました。それぞれのパネルは、ジャンルごとに分け、「教育」では外国とつながっている様子、「環境」では風力発電を行っている様子、「福祉」ではロボットが介護の現場にいる様子をイメージして描きました。そして赤ちゃんが「みんなの笑顔」という未来のパネルを選んでいるという絵です。

施策目標
5-2

子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について
前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

※1 統合保育

個別的配慮を要する児童と他の児童とを健全な発達を促進させることを目的に集団保育すること。

※2 病後児保育

児童が病気等の回復期に、他の児童との集団生活が困難な児童を一時的に預かる保育のこと。

※3 待機児童

保育所に入所申込をしており、入所要件に該当するが、保育所に入所できない児童のこと。

※4 生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きるための、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和のことで、知・徳・体のバランスのとれた力のこと。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力のこと。

※5 ファミリー・サポート・センター

地域での子育て支援の輪を広げることを目的として、子育ての援助をしたい人(協力会員)と子育ての援助をしてほしい人(依頼会員)とがお互いに助け合いながら育児の相互援助活動をする会員制の組織のこと。

※6 ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」の意味で、老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

子育てをする人をサポートしていくには、子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っていることが必要です。

本市では、6か所の市立保育所(定員480人)の運営を行うとともに、6か所の私立認可保育園(定員336人)の運営を支援してきました。また、通常保育終了後の延長保育、※1 統合保育、一時預かり事業や、地域交流などとともに、平成22年(2010年)4月から市立芦屋病院内の施設で※2 病後児保育も行っています。

しかし、近年、※3 待機児童数が急速に増えてきており、平成17年度(2005年度)、平成19年度(2007年度)、平成22年度(2010年度)の各年度1園、計3園の私立保育園が開設されたものの、待機児童が100人を超える状況が続いています。

2 前期5年の取組の方向性

子育てと仕事の両立を可能にする環境を整えるため、既存の施設を活用するなど様々な方法を検討しながら、必要とするときに適切な保育サービスを受けられるための取組を進めるとともに、仕事と子育てのバランスについての意識が向上するための取組もあわせて進めていきます。

3 前期5年の重点施策

5-2-1 必要とするときに適切な保育サービスを提供します。

- ・心豊かに仲間と育ち合う、生涯を見通した※4 生きる力を育む保育を目指します。
- ・待機児童の解消を優先課題とし、保育所の増設などに努めます。
- ・延長保育や一時預かり事業、病後児保育事業、※5 ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育需要に対応します。
- ・幼稚園における預かり保育を検討し、実施します。

5-2-2 ※6 ワークライフバランスの理念の普及、啓発に努めます。

- ・全ての人の働き方の見直しに向けた啓発を行います。
- ・仕事と子育てが両立できるような休暇制度や雇用形態等の普及、啓発を行います。

4 市民主体による取組

◇ワークライフバランスの正しい理解

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



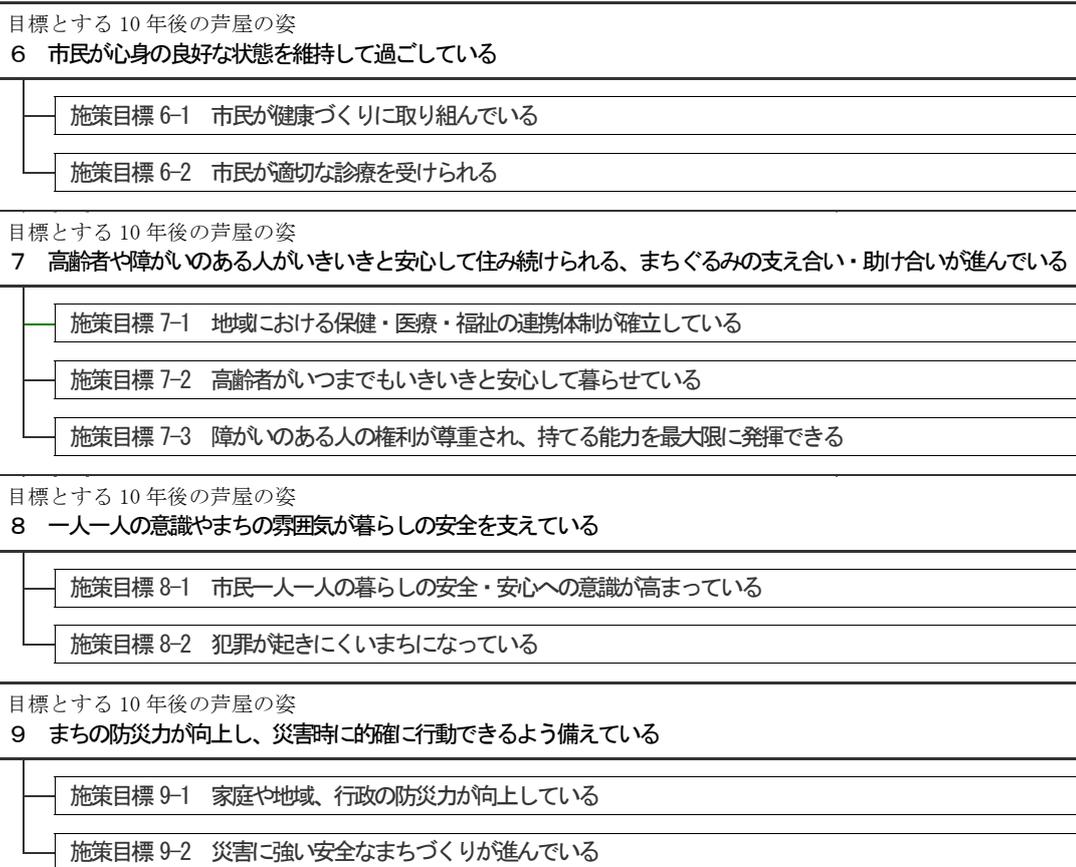
精道中学校 1 年 田中 美和さん

私は芦屋が環境にやさしい街になったらいいなと思って描きました。ソーラーパネルについた屋根、一面に広がる芝生など環境について考えました。また、子どもがのびのびと遊べるように公園を描き、車は葉っぱなどの「緑のトンネル」を通り、地下を通っていくというのも工夫しました。

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針 2 人々のつながりを安全と安心につなげる



基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料



市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

【基本構想】

心身が良好な状態であることは生活の質を保つためにも必要不可欠なことです。しかし、現代の社会生活の中では、誰もが生活習慣病やこころの病、感染症などの脅威にさらされています。

いつまでも健やかであるためには、一人一人が自分のこころと体の状態を知り、良好に維持するよう心がけていることが必要です。

そのためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にしていくとともに、病気やけがだけでなく、気軽な相談も含めた信頼できる芦屋の地域医療が確立され、適切な診療が受けられるようにしていくことが重要であると考えます。

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

特定健診・特定保健指導実施計画（平成 20～24 年度）
 健康増進・食育推進計画（平成 21～24 年度）（再掲）
 新型インフルエンザ対策計画（平成 21 年策定）
 市立芦屋病院改革プラン（平成 21 年策定）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
特定健診・特定保健指導実施計画 （平成 20～24 年度）	保険者として、健康と長寿の確保と医療費の抑制のため、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、今後の生活習慣病有病者・予備軍を減少させるための健康診査・保健指導を計画的に行っていくもの。	高齢者の医療の確保に関する法律	第 19 条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、5 年ごとに、5 年を 1 期として、特定健康診査等の実施に関する計画を定めるものとする。
健康増進・食育推進計画 （平成 21～24 年度） （再掲）	『みんなで健やか元気なあしや』を目指し、健康づくりと食育の分野の取組を相関的に進めていく計画。	健康増進法	第 8 条第 2 項 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
		食育基本法	第 18 条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
新型インフルエンザ対策計画 （平成 21 年策定）	平成 21 年 5 月に発生した新型インフルエンザ（弱毒性・A/H1N1 等）への対応の教訓を踏まえ、今後、発生が懸念される強毒性の新型インフルエンザ（H5N1 等）への対応を含め、新たな感染症の脅威から市民の健康を守り、安全安心を確保するため、平成 21 年 12 月に対策計画を策定した。		

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
市立芦屋病院改革プラン (平成 21 年策定)	病院事業の収益構造が新医師臨床研修制度や 7 対 1 入院基本料が設けられたことなどの影響により悪化したことから、市民がより安心して受診することができる地域の中核病院としての医療体制の充実を図り、今後の病院事業を持続的かつ安定的に運営していくための抜本的な改革を行うことを目的に策定した。	公立病院改革ガイドライン（平成 19 年 12 月 24 日総務省自治財政局長通知）	

基本構想
第 1 章
基本構想
第 2 章
基本構想
第 3 章
基本構想
第 4 章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第 1 章

前期基本計画
第 2 章

前期基本計画
第 3 章

前期基本計画
第 4 章

附属資料

施策目標
6-1

市民が健康づくりに取り組んでいる

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

市民が心身の良好な状態を維持しているためには、生涯を通じて健康づくりを習慣にすることが必要です。

本市では、保健センターを拠点として、感染症対策や予防接種、母子保健事業、成人保健事業を行ってきていますが、平成 21 年（2009 年）には「芦屋市健康増進・食育推進計画」を策定し、「妊娠・出産期」、「乳幼児期」から「高年期」までのライフステージごとの健康づくりや食育活動の施策を総合的、計画的に推進しています。

しかし、死亡順位 1 位のがんについて市民の検診受診率が県内でも低いことや、大きな社会問題となっている自殺防止対策としてこころの健康にも取り組む必要に迫られています。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が心身を良好な状態にしていけるよう、継続して健康教育を行うとともに、生活習慣病の予防やがんの早期発見のために健康診査や検診の受診率を高め、予防接種を促進して感染症の拡大を防ぐ取組を進めます。

また、近年、対策を必要としている食育やこころの健康についても取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。

- ・^{※1} 特定健診やがん検診などの受診率の向上を目指します。
- ・予防接種の接種率の向上を目指します。

6-1-2 食育や食事バランスについての情報提供を行います。

- ・乳幼児期から正しい食習慣が身に付けられるよう支援します。

6-1-3 こころの健康について気軽に相談できるよう関係機関と連携し支援します。

- ・医師会などの関係機関との連携を深めます。
- ・健康相談、訪問指導、電話相談などにより相談業務を充実させます。
- ・健康づくりハンドブックなどによるストレスの解消法や休養について普及、啓発活動を推進します。

^{※1} 特定健診

平成 20 年（2008 年）4 月から、健康保険組合、国民健康保険などの保険者に対し、40 歳以上の加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査（特定健康診査）および保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられることになった。

4 市民主体による取組

- ◇定期的な健康診査やがん検診の受診
- ◇予防接種を受けること。
- ◇健診後の積極的な自己ケア
- ◇十分な睡眠などによる心身の休息
- ◇ストレスやこころの健康に関する正しい知識の習得
- ◇自分にあったストレス解消法の習得
- ◇職場や地域において悩みを相談できる仲間づくり

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

施策目標
6-2

市民が適切な診療を受けられる

1 これまでの取組と課題

病気やけがをしたときの的確かつ素早い処置が受けられるためには、救急も含めた地域の医療体制を確立しておくことが必要です。

本市では、平成 21 年（2009 年）4 月から市立芦屋病院に^{※1} 地方公営企業法を全部適用して新たに^{※2} 病院事業管理者を迎え、地域医療の中核病院として「信頼され、選ばれる市民病院」を目指しています。

また、平成 21 年（2009 年）に「市立芦屋病院改革プラン」を策定し、病院事業を持続的かつ安定的に運営していくための抜本的な改革に取り組むとともに、平成 22 年（2010 年）には改修建て替え工事に着手しました。

今後も、これらの改革に引き続き取り組んでいく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

地域医療の核となる市立芦屋病院が安定した運営を行いながら他の医療機関と連携して医療を提供していくことや、市民が安心できる救急医療体制を整えていくとともに、安心して医療を受けられるために、保険医療制度の適切な運営に取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

- ・市立芦屋病院と地域医療機関との連携、調整を密にし、紹介率や逆紹介率の改善を図ります。
- ・市立芦屋病院は、^{※3} 地域医療支援病院の承認と、^{※4} がん診療連携拠点病院の指定を目指します。
- ・市立芦屋病院は、^{※5} 緩和ケアユニットの創設と人材の確保・育成を行い、適切な医療を提供します。

^{※1} 地方公営企業法全部適用
地方公営企業法は、地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的で制定された法律で、この法を全部適用することで、これまで市長にあった組織、人事などの権限が事業管理者に移行し、公営企業運営に求められる柔軟性、迅速性に富んだ意思決定が可能となる。

^{※2} 病院事業管理者
地方公営企業法の全部を適用することにより、地方公共団体の長が任命し、長と同じ権限をもって病院を経営する。

^{※3} 地域医療支援病院
平成9年(1997年)に地域における医療の確保のために必要な支援を行うことを目的として創設されたもので、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する病院のこと。

^{※4} がん診療連携拠点病院
全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、地域におけるがん診療連携を推進するための中核となる病院のこと。

^{※5} 緩和ケアユニット
がん等の末期の症状で治癒が難しい方の痛みや不快な症状等を和らげ、残された日々を最後までその人らしく全うして頂くことを支援する病棟・病床のこと。

6-2-2 適切な対処ができる救急医療体制を充実させます。

- ・広域的な救急医療体制の充実を図ります。
- ・休日・夜間の救急医療機関の周知に努めます。
- ・※¹救急救命士の育成と人員の確保に努めます。
- ・市立芦屋病院に※²ICU室を設置するとともに、救急措置室の拡充、外科※³二次救急の実施などにより救急医療体制の充実を図ります。

6-2-3 保険医療制度を適切に運営します。

- ・制度改正に対応しながら、被保険者や助成対象者に対する各種制度を分かりやすく説明し、理解を深めてもらえるよう努めます。

4 市民主体による取組

- ◇かかりつけ医を持つこと。
- ◇正しい応急手当の習得

※¹救急救命士

高度の救命医療行為を許された有資格者のこと。平成3年(1991年)に施行された救急救命士法に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格して厚生労働大臣の免許を受けて資格を得ることができる。医師の指示のもと、特定の器具を用いた気道確保及び静脈路確保などができる。

※²ICU室

(Intensive Care Unit)
集中治療室のこと。重症患者を収容して、最も効果的な治療を行うための病室。酸素テントや人工呼吸器などのほか、監視用の各種のモニターや記録装置を備え、医師・看護師のチームにより常時看護が行われる。

※³二次救急

県が定めた医療圏域ごとに指定され、入院による治療を必要とする患者に対応する。

目標とする
10年後の
芦屋の姿
7

高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

【基本構想】

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、行政サービスだけでは個々のきめ細かなニーズ全てに対応することには限界があります。

誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員としてその人らしい自立した生活を送るためには、支援を必要とする状態になっても周りの正しい理解を得ながら社会と関わり、能力を最大限に発揮し、生きがいを持って暮らしていけるよう、希薄化している地域のつながりを強め、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによる地域のつながりや様々な資源を活用していくことが必要です。

そのためには、身近なところで様々な相談ができ、状況に応じて的確な支援が得られるよう、地域と保健・医療・福祉の連携体制を確立していくことが重要であると考えます。

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 地域福祉計画（平成 19～23 年度）（再掲）
- 第 5 次すこやか長寿プラン 21(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)（平成 21～23 年度）
- 障害者（児）福祉計画（第 5 次中期計画）（平成 21～26 年度）
- 第 2 期障害福祉計画（平成 21～23 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
地域福祉計画 (平成 19～23 年度) (再掲)	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すべての人が互いに認め合い、尊重し合う共生社会の実現を目指した計画。	社会福祉法	第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想到に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。（以下略）
第 5 次すこやか長寿プラン 21(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画) (平成 21～23 年度)	高齢社会の問題をすべての世代にわたる問題としてとらえ、保健福祉施策の総合化を図り、「人と人が助け合うぬくもりのある福祉社会」の実現を目指し、高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めるための計画。	老人福祉法	第 20 条の 8 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想到に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
		介護保険法	第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

基本構想
第 1 章
基本構想
第 2 章
基本構想
第 3 章
基本構想
第 4 章
基本構想
資料
基本構想

前期基本計画
について
前期基本計画
第 1 章

前期基本計画
第 2 章

前期基本計画
第 3 章
前期基本計画
第 4 章

附属資料

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
障害者（児）福祉計画 第5次中期計画 (平成 21～26 年度)	障がいのある人すべてが社会の一員として人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、地域社会の一員としてともに生き、支え合うまちとしていくことを目指し、障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針・目標を定めた計画	障害者基本法	第 9 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
第2期障害福祉計画 (平成 21～23 年度)	障がいのある人が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスにかかわる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めた計画	障害者自立支援法	第 88 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



岩園小学校 3 年 川本 眞優さん

私は、未来の芦屋が自然がいっぱいで落ち着ける、お年寄りセンターでは、みんなが助け合って笑顔で過ごせる街を考えました。

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

施策目標
7-1

地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

※1 介護保険

高齢者の介護サービスや介護支援を保障するための社会保険制度の一種。高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みのこと。

※2 地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各業務を一体的に実施するところで、高齢者に必要な援助及び支援を包括的に行う。

※3 保健福祉センター

地域の保健福祉の拠点として、気軽に相談、利用できる施設として、平成22年(2010年)7月20日にオープンした。保健センター、福祉センター、歯科センターの3つの施設からなる。

※4 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。昭和23年(1948年)制定の民生委員法に基づき設置。名誉職で、任期は3年。

※5 児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

※6 福祉推進委員

社会福祉協議会会長が委嘱し、生きがいづくり活動や高齢者のつどい活動、訪問活動や見守り活動、地区福祉だよりの発行など、各地域において細やかな小地域福祉活動を行う。

1 これまでの取組と課題

介護や支援を必要とする場合でも住み慣れた地域で生活を続けることができるためには、地域において保健・医療・福祉の連携体制が確立され、必要なケアを途切れることなく利用できることが必要です。

平成 18 年 (2006 年) 4 月施行の※1 介護保険法の改正によって各市町村に※2 地域包括支援センターが設置され、本市においても地域包括の仕組みによって保健・医療・福祉の連携が進んできました。

また、平成 19 年 (2007 年) に「芦屋市地域福祉計画」を策定し、住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援して互いに支え合う地域社会の実現のための取組を進め、平成 22 年 (2010 年) 7 月には、保健福祉の拠点として待望の※3 保健福祉センターを開設しました。

加速する今後の少子化・高齢化に対応していくためには、地域で暮らす人々や、ボランティア、自治会、※4 民生委員・※5 児童委員、※6 福祉推進委員などの地域と保健・医療・福祉の専門機関が連携し、安心して暮らせるための地域づくりを進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

安心して暮らせる地域づくりのためには、より利用者に近い視点を持つ地域で活動する人たちの力が必要不可欠であることから、これらの人々と保健・医療・福祉の関係者とが連携し、様々な情報や支援、サービスを身近に得ることができる環境の整備を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

7-1-1 地域の住民や、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。

- ・自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体、保健・医療・福祉の関係支援機関及び行政で構成する※7 地域発信型ネットワークの充実を図り、地域で起こっている課題をより広い地域で解決するシステムの構築を行います。
- ・できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、医療と介護、福祉等のサービスが日常生活の場で適切に提供されるための地域の体制として※8 地域包括ケアの構想を具体化していきます。
- ・福祉センターの総合相談窓口で受けた内容を、その後の支援が受けられるよう必要に応じて各関係機関等に適切につなぎます。
- ・市立芦屋病院と連携し、福祉センター内に医療相談所を開設します。

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。

- ・地域包括支援センターをはじめ、介護保険の^{※1} 地域密着型施設などに情報を集め、地域住民との交流会などを通じて地域に提供していきます。
- ・点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。
- ・福祉センター内で、障がいの正しい知識等、福祉についての普及、啓発を行う様々な情報を発信します。
- ・手話通訳者を窓口配置するなど、相談に対応できる体制を整えます。

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援します。

- ・生活を保障するため、経済的困窮者が生活の維持向上・自立を目指す間、経済的支援を行います。

4 市民主体による取組

- ◇自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
- ◇地域の活動に積極的に参加するなど、地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◇身近な施設等の利用

(前ページ)

※7 地域発信型ネットワーク

地域の総合的な福祉課題に対応するため、行政・福祉専門機関と自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体の活動との連携により、地域課題の把握や解決のための取組を進めるシステムのこと。

(前ページ)

※8 地域包括ケアの構想

可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、医療、生活支援サービス、住まいの4つを一体化して提供していくという考え方のこと。

※1 地域密着型施設

地域密着型サービスを提供する施設のこと。小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設等がある。

施策目標
7-2

高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

1 これまでの取組と課題

※1 超高齢社会

一般的には65歳以上の人口が21%以上の社会のこと。

高齢化社会は7%以上14%未満、高齢社会は14%以上21%未満と言われている。

※2 介護保険

高齢者の介護サービスや介護支援を保障するための社会保険制度の一種。高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みのこと。

本市の65歳以上の人口は平成27年（2015年）には25,000人を超え、市民のおよそ4人に1人が高齢者という※1 超高齢社会を迎えます。高齢社会を活力ある長寿社会とするためには、高齢者がいつまでも生きがいを感じて心豊かに住み続けられることが必要です。

本市では、高齢者福祉施策の基本方向等を示すため、※2 介護保険制度がスタートした平成12年（2000年）以降、3年ごとに「芦屋すこやか長寿プラン」を策定し、その時々々のニーズや課題を整理しながら必要となるサービスの整備目標等を定め、それに向けた取組を進めてきました。

しかし、行政による各施策や事業の充実だけでなく、地域で活動する人や暮らす人との協働による取組が不可欠であることから、地域や関係機関等との幅広い連携が必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

※3 高齢者生活支援センター

本市では、地域包括支援センターの名称を「高齢者生活支援センター」とし、市内に4か所設置されている。

高齢者が生きがいを持って、自らの経験や知識、技能を生かしながら主体的に社会の一員としての役割を果たして自分らしくいきいきとした生活を送り、また、介護や支援が必要となった場合でも尊厳を持って住み慣れた地域での生活を送ることができるよう、適切なサービスや地域での支えがある地域ケアの確立のための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

※4 地域発信型ネットワーク

地域の総合的な福祉課題に対応するため、行政・福祉専門機関と自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体の活動との連携により、地域課題の把握や解決のための取組を進めるシステムのこと。

7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

- ・高齢者を地域で支える環境づくりを進めるため、地域ケアの推進役を担う「※3 高齢者生活支援センター」の機能を強化します。
- ・地域の様々な社会資源を活用し、※4 地域発信型ネットワークの充実を図ります。
- ・高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合でも、住み慣れた地域の中で可能な限り安心して生活できるよう、※5 地域密着型サービス施設を整備します。
- ・判断能力に不安のある高齢者が、必要なサービスを自己の選択によって利用したり、自立した日常生活を営むことができるように福祉サービスの利用促進を図るとともに、※6 成年後見制度についての普及、啓発を強化します。

※5 地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスのこと。

7-2-2 高齢者の生きがいづくりを推進します。

- ・高齢者の社会参加を促進します。
- ・生きがいづくりに関する情報を随時提供し、参加を呼びかけます。

※6 成年後見制度

認知症や精神上の障がいにより物事を判断する能力が十分にでない人を保護する制度で、法定後見制度と任意後見制度から成り立つ。

7-2-3 高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせるよう就労の機会を拡充します。

- ・高齢者が地域社会の中で、自らの経験や知識、技能を生かせる環境をより一層充実させます。
- ・※1 シルバー人材センターを、積極的に最大限活用していきます。

7-2-4 総合的な介護予防を推進します。

- ・介護予防事業の充実を図り、高齢者が継続的に介護予防に取り組めるよう自主グループの促進や高齢者生活支援センターの支援体制を強化します。
- ・介護予防事業への参加を促進するため、利用しやすい環境づくりと介護予防の必要性の普及、啓発に努めます。

4 市民主体による取組

- ◇※2 地域ケア会議への積極的な参加
- ◇※3 地域密着型サービス運営推進会議への参加
- ◇福祉ボランティア活動への理解と参加

※1 **シルバー人材センター**
「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、「自主・自立、共働・共助」を基本理念とし、高齢者が培ってきた知識や技能、経験を生かし、働くことを通じて健康や社会参加を促進し、生きがいの向上を図るため、高齢者の希望と経験、能力に応じた就業の機会を提供する公益法人のこと。

※2 **地域ケア会議**
地域発信型ネットワークのシステム下で開催される「ミニ地域ケア会議」や「小地域ブロック連絡会」を総称する会議のこと。

※3 **地域密着型サービス運営推進会議**
介護保険法の「指定地域密着型サービスの運営に関する基準」において定められたもので、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所に設置が義務づけられている。事業者が自ら設置し、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的としている。

施策目標
7-3

障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

※1 支援費制度

県や市町村がサービスの内容及び提供事業者等を決定する措置制度に代わり、障がいのある人自身が、希望するサービス及びサービス提供事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用する障害者福祉サービス利用制度のこと。平成15年(2003年)4月に施行されたが、平成18年(2006年)4月、障害者自立支援法へ移行した。

※2 障害者自立支援法

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律のこと。平成18年(2006年)4月施行。

※3 特別支援学校

障がいのある子どもに対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行う学校のこと。芦屋市内では、平成22年(2010年)4月に兵庫県が陽光町に設置した「県立芦屋特別支援学校」がある。

障がいのある人が、地域において安心して生活できる社会を実現していくためには、障がいのある人を取り巻く環境の変化や状態、状況に応じた施策の推進と支援体制の構築を図ることが必要です。

障がい者支援については、平成15年(2003年)に※1 支援費制度が導入され、障がい福祉サービスの利用が「措置」から利用者の自己選択、自己決定による「契約」へ転換されましたが、様々な課題が生じたことから制度の見直しがあり、平成18年(2006年)から「※2 障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の抜本的見直しが行われました。

本市では、障害者基本法に基づき、平成16年(2004年)と平成21年(2009年)に「芦屋市障害者(児)福祉計画」を、また、平成19年(2007年)と平成21年(2009年)には障害者自立支援法に規定されている「芦屋市障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供や提供基盤の整備に努めてきました。

障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、地域社会の一員として共に生き、支え合うまちを目指すには、地域での生活を支えるケア体制と地域での障がいに対する正しい理解と協力が必要です。

2 前期5年の取組の方向性

障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できるよう、障がいへの正しい理解を促進する取組を進めるとともに、相談窓口、障がい福祉サービスの提供基盤や就労支援など、サービスの充実に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。

- ・ 学齢期の子どもを対象に、障がいへの正しい理解の啓発に努めます。
- ・ 当事者の組織化の促進や運営支援を図ります。

7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。

- ・ 権利擁護も含めた全ての相談に対応できるよう体制の充実を図ります。

7-3-3 障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

- ・ 障害福祉計画に基づき、必要なサービスを確保します。
- ・ 発達に課題のある子どもには早期に適切な療育及び訓練等を提供します。

7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。

- ・ 就労に関する相談事業を拡充します。
- ・ 就労の場を提供します。
- ・ ※3 特別支援学校在校生の就労に伴う実習生を市の施設に受け入れます。

4 市民主体による取組

- ◇障がいのある人への正しい理解、見守り、声かけ
- ◇福祉ボランティア活動への理解と参加

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



打出浜小学校 5 年 桑山 颯太郎さん

公園などはできるだけ緑（芝生）にしました。緑などをたくさん描きました。

目標とする
10年後の
芦屋の姿

8

一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

【基本構想】

振り込め詐欺やネット関連のトラブルなど新たな手口も巧妙かつ深刻化しています。また、偽装や欠陥がある製品、食の安全など、誰でも消費者として被害に遭う可能性があり、暮らしの安全が脅かされることが多くなっています。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪は、社会全体の問題として強く対策が求められています。

一方、これらの情報がテレビや新聞などのマスコミで報道されてはいますが、自分は大丈夫と考えて身近なこととして受け取られていない現状もあります。

犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、市民一人一人の安全に対する意識や、犯罪が起きにくいまちの雰囲気が必要です。

そのためには、一人一人が生活の知恵や防犯意識を大切にし、自らが危険回避できる力を養うとともに、その意識を地域全体の防犯につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

市民の生活安全の推進に関する条例（平成 13 年条例第 17 号）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
市民の生活安全の推進に関する条例 (平成 13 年条例第 17 号)	市民の安全意識の高揚及び自主的な生活安全活動の推進を図るとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、犯罪及び事故を防止し、もって市民が安心して暮らせるまちを実現することを目的に制定されたもの。		

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
基本構想
資料
基本構想

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

施策目標
8-1

市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

※¹ 防犯協会

防犯知識の普及、安全な地域環境づくり、少年の健全育成、覚せい剤等薬物乱用の防止、高齢者の防犯対策、悪質商法の被害防止、暴力の追放、風俗環境の浄化などの防犯活動を推進し、犯罪や暴力・非行のない安全で明るく住みよい地域社会づくりに寄与することを目的としたボランティア組織のこと。

※² 青少年愛護活動

子どもたちが事件・事故に巻き込まれないように見守り、健全な心を育てる地域づくり、環境づくりを進めること。

※³ 消費生活センター

消費者基本法に基づき、悪質商法、クーリングオフ、架空請求など、消費生活全般についてのトラブルなどの相談受付や出前講座等による啓発活動を行っているところ。

※⁴ 出前講座

市が行っている仕事で、市民が分からないことや、聞きたいこと、暮らしに役立つ話や実技などについて、市職員が講師となって出向いて説明するもの。

1 これまでの取組と課題

様々な犯罪被害等に遭わないよう、子どもから大人まで一人一人が防犯意識や生活の知恵を大切にし、暮らしの安全・安心について意識を向上させる必要があります。

本市では、学校での安全教育を行うとともに、※¹ 防犯協会や自治会、※² 青少年愛護活動などを通じた啓発活動を行ってきました。

また、※³ 消費生活センターでの消費生活相談や、自治会や市民グループへの※⁴ 出前講座などによる啓発活動を行っています。

しかし、犯罪手口の多様化や巧妙化が進み、新たに発生する課題に迅速に対応していく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

暮らしの安全・安心への意識が高まるよう、引き続き、学校での安全教育に取り組むとともに、正確な犯罪情報、消費者安全情報等を入手して情報提供や啓発を行い、防犯協会や自治会などの団体や警察などの関係機関と連携し、防犯意識を向上させる取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。

- ・学校での安全教育や、防犯活動を行う関係団体、地域活動などを通じた啓発活動によって、市民が自分自身の身を守るための防犯意識の向上を図ります。

8-1-2 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに、相談業務の充実を図ります。

- ・消費生活センターにおける情報提供を充実します。
- ・弁護士等の専門家との連携を強化し、消費生活相談窓口の高度化を図ります。
- ・地域での消費生活に関する学習機会や啓発活動を充実します。
- ・学校における消費生活に関する教育との連携を図ります。

4 市民主体による取組

◇身近な犯罪情報を知ること。

施策目標
8-2

犯罪が起きにくいまちになっている

1 これまでの取組と課題

犯罪が起きにくいまちになるためには、市民一人一人の防犯意識を広げて地域全体のものにしていく必要があります。

本市では、生活安全推進に携わる関係機関・団体等で構成する^{※1}生活安全推進連絡会を設置し、情報交換や地域防犯活動の普及促進、安全意識を啓発するための協力などを行ってきました。また、地域での防犯活動を推進するため、^{※2}まちづくり防犯グループの結成や活動への支援を行い、グループ同士の情報交換や交流の場としてまちづくり防犯グループ連絡協議会を開催するとともに、学校園や愛護活動、防犯協会などとの連携を図ってきました。

さらに、自治会などの要望によって、防犯意識を高めるため、^{※3}青色防犯灯を設置してきました。

今後も、継続して取組を進め、地域における犯罪をなくし、市民が安心して快適に生活できるよう、安全・安心なまちにしていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

犯罪が起きにくいまちになるよう、引き続き、地域の防犯活動への支援に取り組み、防犯協会などの関係団体、警察などの関係機関と連携するとともに、地域と協力して夜に暗がりになる場所を減らすなど、安全・安心なまちへの取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

8-2-1 犯罪を防ぐための活動を促進します。

- ・犯罪発生に関する情報提供や子どもの見守り、パトロール活動などで犯罪が起きにくいまちづくりを目指します。
- ・地域における自主的な防犯活動の活性化に取り組みます。

8-2-2 夜間でも安心して市内を通行できるようにします。

- ・まちづくり防犯グループ等を通じて、夜間通行不安箇所に関する実態を把握し、対応についても地域と協議していきます。
- ・公益灯の補修、新設、容量変更による照度アップなどを継続して実施し、夜間通行不安箇所の減少を目指します。

4 市民主体による取組

- ◇地域を自分たちで守っていく活動への参加
- ◇通りを暗くしないための集合住宅の外灯や戸建住宅の門灯などの点灯活動

※1 生活安全推進連絡会

市民の生活安全の推進に関する施策を効果的に推進するため設置されたもの。防犯活動団体、自治会等地域活動団体、青少年健全育成活動団体、社会福祉活動団体、交通安全活動団体、社会教育関係団体、学校長会、高齢者団体、商工活動団体、警察その他の関係行政機関などで構成される。

※2 まちづくり防犯グループ

「地域の安全は地域自らを守る」との志から結成され、防犯パトロールや子どもの見守り活動などの防犯活動や、まちの美化活動など安全で快適な暮らしの実現を目指した活動をされている、市民による自発的な地域防犯組織のこと。

※3 青色防犯灯

青色の光は、夜の闇の中では一番遠くまで届く性質を持っている。(ブルキニエ現象)
青色防犯灯設置や、巡回、地域パトロール、防犯啓発掲示などの施策の実施により、住民の自主防犯意識が高い地域としてのアナウンス効果があり、犯罪が抑止されると考えられている。



まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

【基本構想】

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、安全・安心なまちづくりの大切さを学びました。地域での救助活動は日頃の地域の力が現れます。そのため、数多くの自主防災会の結成や、防火水槽、防災倉庫の整備が進むなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいます。

このように、本市は大規模な震災を経験した数少ないまちとして、震災の教訓を薄れさせずに強く伝えていく使命を帯びています。

しかし、震災後に転入してきた市民や震災を知らない世代が増えたこともあり、災害に対する危機意識を薄れさせない取組が必要となっています。

まちの防災力を向上させるためには、市民一人一人が身の安全を確保できることに加え、自分自身もまちの防災力の一部であることを自覚しながら地域の中で協力し合うとともに、まちの造り自体を災害に強くしていくことも重要であると考えます。

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 斜面地建築物の制限に関する条例（平成 18 年条例第 17 号）
- 都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）
- 緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）
- 地域防災計画（毎年更新）
- 水防計画（毎年更新）
- 国民保護計画（平成 19 年策定）
- 耐震改修促進計画（平成 20～27 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
斜面地建築物の制限に関する条例 (平成 18 年条例第 17 号)	建築物の構造の制限及び容積率の算定に係る地盤面の設定に関し必要な事項を定めることにより、斜面地に建築される建築物とその周辺地域の住環境との調和を図るとともに、斜面地の安全性を確保することを目的に制定されたもの。	建築基準法	第 50 条 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域又は都市再生特別地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。
都市計画マスタープラン (平成 17～32 年度)	正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、平成 4 年(1992)、都市計画法の改正により定めるものとされている。内容は住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定める計画。	都市計画法	第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画） (平成 19～32 年度) (再掲)	「都市緑地法」および「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の規定に基づき、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として、緑ゆたかなまちを孫子に引き継いでいこうとするもの。	都市緑地法	第 4 条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
基本構想
資料

前期基本計画
について
前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

基本構想 第1章
基本構想 第2章
基本構想 第3章
基本構想 第4章
基本構想 資料
前期基本計画 について
前期基本計画 第1章
前期基本計画 第2章
前期基本計画 第3章
前期基本計画 第4章
附属資料

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
地域防災計画 (毎年更新)	本市の地域に係る災害に関し、地域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とする。本編・資料編から構成される。	災害対策基本法	第 5 条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
水防計画 (毎年更新)	本市の地域に係る災害に関し、地域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とする。本編・資料編から構成される。	水防法	第 32 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
国民保護計画 (平成 19 年策定)	平成 17 (2005) 年 3 月に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」に基づき、国の省庁などの指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれの立場で実施する国民の保護のための措置の内容及実施方法などについて国民保護法に基づいて定める計画。武力攻撃災害への対処や国民生活の安定に向けて行う措置の内容及実施方法を定める。	国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）	第 35 条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
耐震改修促進計画 (平成 20～27 年度)	今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進めるため、新たに住宅及び建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を示した計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第 5 条第 7 項 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

施策目標
9-1

家庭や地域、行政の防災力が向上している

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について
前期基本計画
第1章
前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

災害など万が一のときに的確に行動するためには、それぞれの家庭や地域で実際に活動できるように日頃から備えておくことが必要です。

※¹ 自主防災会
本市では、地域住民が自主的な防災活動を行うため、主に自治会・町内会等を単位として平成8年度(1996年度)から組織されている。

本市では、※¹ 自主防災会の結成を促し、防災倉庫を活用した防災訓練などへの支援を行うとともに、土砂災害警戒区域や避難所を掲載した防災情報マップを作成して配布するなど防災意識の向上に努めてきました。

しかし、新たな市民の転入などに伴い、今後も震災の経験を継続して活かしていく取組を行っていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

※² 災害時要援護者
乳幼児、障がいのある人、病人、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々をいう。

家庭や地域の防災力を高めるため、市民一人一人が自分の身は自分で守ることができるよう日頃からの心がけを促すことや、地域で被害を最小限に抑える活動や※² 災害時要援護者を支援できる仕組みを整えていくための取組を支援するとともに、災害の経験や教訓を風化させることなく、次の世代へ様々な場で語り継いでいくための取組も継続して行います。

また、行政においても、火災や交通事故などの日常起こりうる災害に対する消防・救急救助体制の充実を図るとともに、地震等の大規模な自然災害に対する防災体制を充実させていきます。

※³ ゲリラ豪雨
あちらこちらで短い時間に非常に激しく雨が降る状況のことを、一部の報道機関などで「ゲリラ豪雨」と呼んでいるが、この言葉は気象庁では使用しておらず、正式な用語ではない。

さらに、近年の※³ ゲリラ豪雨などの浸水被害については住民避難の考え方も変わってきており、最新の防災に関する調査や研究に注目しつつ、本市としての対応に取り組みます。

3 前期5年の重点施策

9-1-1 災害時に地域の人たちが自主的に行動できるための活動を促進します。

- ・市民一人一人の防災意識を高めるための周知、啓発に努めます。
- ・災害時に様々な伝達手段を活用し、正確な情報を発信します。
- ・防災訓練の実施などにより、災害時に備えます。
- ・災害時に要援護者を地域の人たちで支援できる仕組みづくりを進めます。
- ・災害の経験や教訓を風化させることなく次の世代へ語り継ぐ活動を促進します。

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

- ・※⁴ 統合型発信地表示システムの導入などにより、現場到着時間の短縮を目指します。

※⁴ 統合型発信地表示システム
固定電話からの119番通報の通知位置を通知する「新発信地表示システム」と携帯・IP電話からの119番通報の通報位置を通知する「位置情報通知システム」を統合したシステムのこと。

- ・消防車両の更新や^{※1} 救急救命士の育成、消防団との連携強化などにより、総合的な消防体制の強化を図ります。

9-1-3 大規模な災害に対応できる体制を充実させます。

- ・地域防災計画の毎年の更新は、最新の災害対応への考え方を取り入れながら行います。
- ・^{※2} 災害時相互応援協定を強化するため、広域的な連携を推進します。
- ・市民ニーズを取り入れた備蓄食料・備蓄物資の充実を図ります。

4 市民主体による取組

- ◇災害時に近くで気が付いた危険情報を行政へ連絡
- ◇防災訓練など地域における防災活動への積極的な参加
- ◇住宅用火災警報器の設置
- ◇的確な 119 番通報
- ◇消防団への入団

^{※1} 救急救命士

高度の救命医療行為を許された有資格者のこと。平成3年(1991年)に施行された救急救命士法に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格して厚生労働大臣の免許を受けて資格を得ることができる。医師の指示のもと、特定の器具を用いた気道確保及び静脈路確保などができる。

^{※2} 災害時相互応援協定

地震等による災害時の相互応援について協定したもの。神戸隣接市7市1町による協定、国際特別都市建設連盟での協定、神戸市・芦屋市消防相互応援協定、兵庫県水道災害相互応援に関する協定など。

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手小学校 4年 川上 瑠尉さん

太陽光発電や風力発電が普及し、CO₂ を排出する化石燃料が使われなくなります。自然エネルギーで発電された電力により、水を電気分解して H₂ を作りだし、乗り物などのエネルギーにします。またモノコに似た地形を活用し、観光にも力を入れます。

施策目標
9-2

災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

※¹ 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

※² 防災行政無線システム

気象情報や土砂災害情報、津波情報など重大な影響のある緊急情報を、該当地区または市内一斉に周知する手段として活用し、災害警戒時や発生時の避難に関する情報や災害発生後の復旧時における生活支援情報を提供するシステムのこと。平常時には行政情報を提供することも可能となっている。

地震などの災害から私たちのまちを守っていくためには、六甲山麓や芦屋川、宮川などの河川、海岸などの防災対策とともに、建物等が災害に強くなっていることが必要です。

本市では、※¹ 阪神・淡路大震災以降、飲料水兼用耐震性貯水槽や防災倉庫の整備、災害時に緊急情報を市内一斉に伝達するための※² 防災行政無線システムとして、市内全域に30か所以上の屋外拡声器を設置してきました。

また、災害に強い六甲山麓にするため、国や県、市民団体などと連携した植樹活動を行うとともに、河川においては芦屋川の増水警報システムを設置し、県においては芦屋川や宮川の河川改修を行ってきました。

さらに、学校園などの施設の耐震改修や、民間住宅の耐震診断や耐震改修を促進するための助成も行っています。

しかし、公共施設全ての耐震化が終了していないため、引き続き耐震化に取り組むとともに、住宅などの民間建築物の耐震化率を上げていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

災害に強い安全なまちとなるため、引き続き、国や県とも連携しながら六甲山麓や芦屋川、宮川などの安全性を自然環境に配慮しながら高めていくとともに、住宅などの建物や上・下水道などの都市基盤施設の防災・減災機能を向上していくための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

9-2-1 住宅などの防災・減災機能の向上を促進します。

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策について自治会等を通じて広く市民に周知することや、耐震の必要性を理解してもらう工夫を行いながら住宅の耐震化率を向上させる取組を推進します。

9-2-2 建物や施設の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

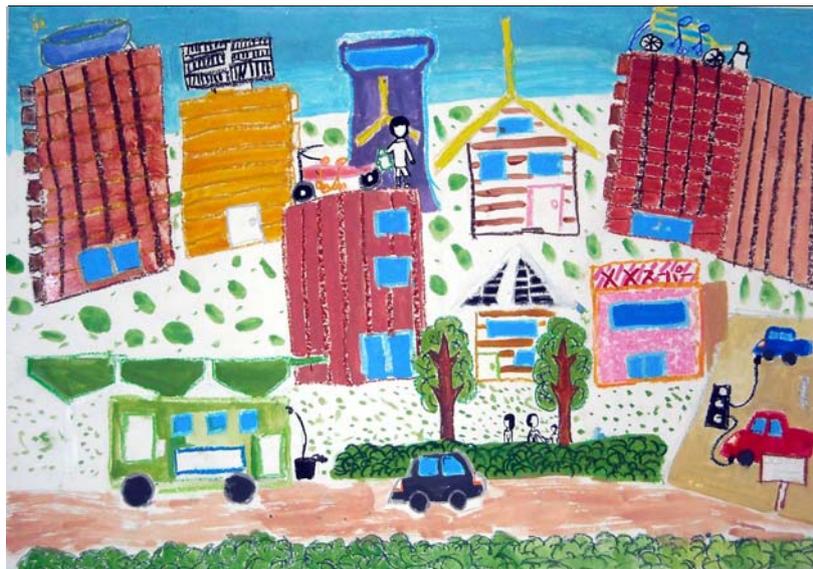
- ・既存の防災施設・設備の整備点検を実施し、機能を維持していきます。
- ・市有建築物について順次耐震化を進めます。
- ・上・下水道の老朽施設の更新工事を継続的に行うことにより、耐震化を図り安全性を確保します。
- ・浸水被害の軽減に努めます。
- ・地震や風水害、豪雨などの事象を想定し、水道施設のバックアップ機能の充実に努めます。

4 市民主体による取組

- ◇建築物の耐震診断や耐震改修
- ◇※¹フェニックス共済への加入

※¹フェニックス共済
「兵庫県住宅再建共済制度」のこと。兵庫県が、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国に先駆けて住宅再建共済制度を平成17年(2005年)9月からスタートしたもので、平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度となっている。

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手小学校 5年 宮原 千波さん

私はエコで緑がいっぱいの芦屋を描きました。絵には、発電機がたくさん描いてあります。左から雨の力で発電する機械、太陽光発電2つ、風力発電2つです。真ん中と一番右にある自転車のような機械は、漕いで汚い水をきれいな水に換えるという機械です。走っている車はすべて電気自動車です。建物もすべて木材を使い、道路はアスファルトを使わずに砂でできています。自然と一緒に生活できる街になると私は思います。

第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる

【目標体系図】



目標とする
10年後の
芦屋の姿

10

花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

【基本構想】

芦屋は戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい風格ある住宅地として発展してきました。しかし、阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

平成16年（2004年）に「芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱいの美しいまちづくりを更に進め、世界の人が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

まちなみは変わりつつありますが、六甲の山並みと南の大阪湾をつなぐ芦屋川、宮川を庭園都市にふさわしい「緑の水の道」となるように、また、東西に走る幹線道路が「緑の風の道」となるように、まちなかの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全や緑化を進めていくとともに、市民が子どもの頃から自然環境を大切にし、まちなかの緑を守り、創り、育てていく心の文化を継承していくことが重要であると考えます。

また、自然や緑と調和させるための方策や、まちなみを美しく保つための管理、そして地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、継承していくことも重要であると考えます。

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 都市景観条例（平成 21 年条例第 25 号）
- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成 11 年条例第 10 号）
- 住みよいまちづくり条例（平成 12 年条例第 16 号）
- 生活環境保全のための建築物等の規制に関する条例（平成 8 年条例第 25 号）
- 建築協定に関する条例（昭和 43 年条例第 23 号）
- 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 14 年条例第 27 号）
- 斜面地建築物の制限に関する条例（平成 18 年条例第 17 号）（再掲）
- 都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）（再掲）
- 緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）（再掲）
- 都市景観形成基本計画（平成 8 年策定）
- 景観計画（平成 24 年度策定予定）
- 第 2 次環境計画（平成 17～26 年度）
- 森林整備計画（平成 19～28 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
都市景観条例 （平成 21 年条例第 25 号）	緑ゆたかな美しい芦屋の景観を保全育成し、あるいは創出するために市長・市民・事業者等の責務を明らかにし、建築物等に対するデザイン面外観の意匠又は色彩等について助言（指導）によって優れた景観の形成を誘導するものとして制定したもの。		
緑ゆたかな美しいまちづくり条例 （平成 11 年条例第 10 号）	健全で恵み豊かな環境の保全に関する基本理念、及び環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定したもの。		
住みよいまちづくり条例 （平成 12 年条例第 16 号）	住環境の保全及び育成について、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにし、住みよいまちの実現に資する条例		

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
生活環境保全のための建築物等の規制に関する条例 (平成8年条例第25号)	良好な住環境と教育環境を保全するため、遊技場及びホテルについて規制を行い、国際文化住宅都市としての個性を維持することを目的に制定されたもの。		
建築協定に関する条例 (昭和43年条例第23号)	住環境の維持保全等のため関係権利者が、建築物(敷地・位置・構造・用途・形態・意匠)又は建築設備に関する基準を自主的に策定し、市長の認可を受けて協定を締結することができる旨を定めたもの。	建築基準法	第69条 市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者(土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。次条第3項、第74条の2第1項及び第2項並びに第75条の2第1項、第2項及び第5項において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下「土地の所有者等」と総称する。)が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定(以下「建築協定」という。)を締結することができる旨を、条例で、定めることができる。

名称	解説等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成14年条例第27号)	地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的に制定されたもの。	建築基準法	第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。
斜面地建築物の制限に関する条例 (平成18年条例第17号) (再掲)	建築物の構造の制限及び容積率の算定に係る地盤面の設定に関し必要な事項を定めることにより、斜面地に建築される建築物とその周辺地域の住環境との調和を図るとともに、斜面地の安全性を確保することを目的に制定されたもの。	建築基準法	第50条 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域又は都市再生特別地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区の指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。
都市計画マスタープラン (平成17～32年度) (再掲)	正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、平成4年(1992)、都市計画法の改正により定めるものとされている。内容は住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定める計画。	都市計画法	第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画） (平成19～32年度) (再掲)	「都市緑地法」および「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の規定に基づき、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として、緑ゆたかなまちを孫子に引き継いでいこうとするもの。	都市緑地法	第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
都市景観形成基本計画 (平成 8 年策定)	景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画	芦屋市都市景観条例	第 4 条 市長は、この条例の目的を達成するため、景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画(以下「景観形成基本計画」という。)を策定し、その計画に基づき景観の形成の施策を実施しなければならない。
景観計画 (平成 24 年度策定予定)	景観法に基づき、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画である。 景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置が可能となる。	景観法	第 8 条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第 11 条及び第 14 条第 2 項において同じ。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。
第 2 次環境計画 (平成 17～26 年度)	市の諸計画に環境保全・創造面からの指針を示し、市民・事業者・市の活動等を環境配慮型へ誘導していくことを目的とした計画で、市が目指す環境の姿を「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや～エコ・ライフ・ミュージアム～」とし、その実現に向けた 5 つの基本目標と、7 つの基本方針を示している。芦屋市環境計画を見直し、平成 17 年 7 月に策定。	緑ゆたかな美し いまちづくり条例	第 7 条 市は、この条例の目的を達成するため、環境計画を定めなければならない。
森林整備計画 (平成 19～28 年度)	民有林について全国森林計画に定める造林面積等の目標や基準を各地域の特性に応じて実施運用するため、森林計画区毎に森林施業上の指標を設定し森林整備の方向を定める計画	森林法	第 10 条の 5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5 年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。(以下略)

基本構想
第 1 章

基本構想
第 2 章

基本構想
第 3 章

基本構想
第 4 章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第 1 章

前期基本計画
第 2 章

前期基本計画
第 3 章

前期基本計画
第 4 章

附属資料

施策目標
10-1

自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

本市では、健全で緑ゆたかな美しい環境を保全するために市民と行政がそれぞれの役割分担のもとで協働して取り組むよう、平成 11 年（1999 年）に「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を制定しました。

平成 16 年（2004 年）の「^{※1} 芦屋庭園都市宣言」にふさわしい美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り、創り、育てるとともに、まちなかも花と緑でいっぱいにし、まちが自然と調和していくことが必要です。

また、庭園都市アクションプログラムを進め、さらに、平成 20 年（2008 年）に「芦屋市緑の基本計画」を策定して花と緑いっぱいのまちづくりを推進し、平成 17 年（2005 年）に策定した「第 2 次芦屋市環境計画」では人と自然とのふれあいを目標の一つとして具体的な取組を進めています。

※1 芦屋庭園都市宣言

全国に誇りうる芦屋の自然や環境を守り、気品のある落ち着いた都市整備に取り組み、芦屋のまちがひとつの大きな庭園となるように花と緑いっぱいのまちづくりをさらに進めて世界中の人々が一度は訪れてみたいと思うまちを目指すため、平成16年(2004年)1月1日に「芦屋庭園都市」を宣言した。

2 前期 5 年の取組の方向性

自然と緑を守り、創り、育てる文化が継承されていくため、六甲山など芦屋市域よりも広い範囲の緑を守るとともに、芦屋川や宮川などの河川沿い、道路、公園、広場などの公共空間や、市域の大部分を占める住宅地に花や緑を増やす取組を進めます。

また、自然環境を守るため、自然とふれあう環境を整え、自然を大切に作る意識を醸成するための取組を進めます。

※2 緑の保全地区

本市全体の緑の保全と緑の推進を図るために定められた「緑の基本計画」における芦屋らしい緑を守る施策として、まちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区を「緑の保全地区」に指定している。

※3 保護樹・保護樹林

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第35条に規定するまちの美観風致を維持するために保護を図ることが必要と認める樹木又は樹木の集団のこと。

※4 多自然型の川

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめた自然環境に配慮した河川のこと。

3 前期 5 年の重点施策

10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てます。

- ・市内を花と緑でいっぱいにする活動を促進します。
- ・公共空間の花と緑を守り育てます。
- ・主要な道路や河川沿いの緑を守り育てます。
- ・緑ゆたかな「^{※2} 緑の保全地区」を守り、緑化重点地区や緑化への助成によって緑化推進を図ります。
- ・緑ゆたかな環境を与える^{※3} 保護樹等の更なる指定を行い、緑を大切に保護していきます。

10-1-2 安全に芦屋の自然と親しむことができる環境を保全します。

- ・芦屋川は市民の憩いと潤いを与える川として、宮川は^{※4} 多自然型の川を目指し、人々に親しまれる水辺空間の保全について引き続き県に求めています。
- ・山の自然と親しめる環境を保全します。

4 市民主体による取組

- ◇※¹ オープンガーデンへの参加
- ◇※² 花と緑のコンクールへの応募
- ◇地域での花壇活動への参加
- ◇保護樹、保護樹林指定への協力

※¹ オープンガーデン

「芦屋庭園都市」を実現していくための重要なアクションプログラムのひとつで、市が主催して市内の緑化グループが中心となり、平成18年(2006年)から毎年4月に10日間あまりにわたって開催される。平成21年度(2009年度)からはスタンプラリーも行い、年々参加者や見学者も増え活況を呈している。

※² 花と緑のコンクール

個人の庭やコミュニティ花壇等で年間を通して育てられている花や緑の写真を募集し、園芸専門員等による審査の結果、優秀な活動に対して表彰している。

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手中学校 1 年 大野 晃嗣さん

芦屋市が松を大切にしているという新聞の記事を読んでこの絵を描こうと思いました。

施策目標
10-2

建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料
前期基本計画
について
前期基本計画
第1章
前期基本計画
第2章
前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章
附属資料

1 これまでの取組と課題

土地の細分化などが進み変わりつつある芦屋のまちなみについて、市民と行政で考えていくことが必要です。

本市では、市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成のため、平成12年（2000年）に「芦屋市住みよいまちづくり条例」を制定し、市民、建築主、宅地開発事業者等と市の責務や基本となる事項などを定めるとともに、その地域の住民が自分たちでまちなみのルールづくりを行う^{※1} 地区計画や^{※2} 建築協定の取組を進めてきました。

さらに、平成8年（1996年）に制定した「芦屋市都市景観条例」を平成21年（2009年）に全面改正するとともに、市全域を景観法で定める景観地区に指定し、国際文化住宅都市にふさわしい魅力ある景観をつくり出し、個性ゆたかで快適なまちを目指しています。

2 前期5年の取組の方向性

建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和していくためには、これまでの成果を更に確実にしていくための取組を進めていくとともに、建築物だけでなく屋外広告物を含む工作物についても周辺の景観と調和した美しいまちなみとなる取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

10-2-1 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めていきます。

- ・芦屋川周辺や南芦屋浜の景観地区の指定を進めていきます。
- ・^{※3} 景観行政団体となり、芦屋市屋外広告物条例を策定し、広告物も含めた総合的な景観行政を行います。
- ・地域ごとにその地域に合ったまちづくりを進めるため、地区計画を推進します。

4 市民主体による取組

- ◇景観地区についての理解と協力
- ◇景観計画策定への協力
- ◇住宅等の生垣や石積みの保全
- ◇住宅等の道路との敷き際への花木の植栽

※1 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画（土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等）を定める制度のこと。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。

※2 建築協定

建築物を建築する場合に、地域のよりよい環境を創っていくために、その地域住民全員の合意のもとに、まちづくりのための基準を定めてお互いに守りあっていくことを約束する制度のこと。

※3 景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構をいい、政令指定都市等以外の市町村は、都道府県知事と協議し、同意を得てなることができる。景観計画を定めることにより、法に基づく施策を実施できるようになる。



環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

【基本構想】

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境や、これらがもたらす「緑の水の道」がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどがない清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市の中で環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を生かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人一人が地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成 11 年条例第 10 号）（再掲）
- 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成 19 年条例第 13 号）
- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 12 年条例第 32 号）
- 第 2 次環境計画（平成 17～26 年度）（再掲）
- 緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）（再掲）
- 環境保全率先実行計画（あしやエコオフィスプラン）（平成 23～27 年度）
- 一般廃棄物処理基本計画（平成 17～26 年度）
- 分別収集計画（平成 23～27 年度）
- 芦屋処理区合流式下水道緊急改善計画（平成 21～25 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
緑ゆたかな美しいまちづくり条例 (平成 11 年条例第 10 号) (再掲)	健全で恵み豊かな環境の保全に関する基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし制定したもの。		
清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例 (平成 19 年条例第 13 号)	通称：市民マナー条例 歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間の花火、落書き等の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的に制定したもの。		
廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成 12 年条例第 32 号)	廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定されたもの。		

名称	解説等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
第2次環境計画 (平成 17～26 年度) (再掲)	市の諸計画に環境保全・創造面からの指針を示し、市民・事業者・市の活動等を環境配慮型へ誘導していくことを目的とした計画で、市が目指す環境の姿を「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしやへエコ・ライフ・ミュージアム～」とし、その実現に向けた5つの基本目標と、7つの基本方針を示している。芦屋市環境計画を見直し、平成 17 年(2005 年)7月に策定。	緑ゆたかな美しいまちづくり条例	第 7 条 市は、この条例の目的を達成するため、環境計画を定めなければならない。
緑の基本計画(都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) (平成 19～32 年度) (再掲)	「都市緑地法」および「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の規定に基づき、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として、緑ゆたかなまちを孫子に引き継いでいこうとするもの。	都市緑地法	第 4 条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。
環境保全率先実行計画(あしやエコオフィスプラン) (平成 23～27 年度)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年(1998 年))に基づき、市が自ら環境への負荷の低減に率先した取組を行うとともに、特に地球温暖化防止対策として温室効果ガスの削減に向けた行動計画。	地球温暖化対策の推進に関する法律	第 20 条の 3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
一般廃棄物処理基本計画 (平成 17～26 年度)	地球規模での環境問題の深刻化に対応して、平成 10 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」、平成 11 年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が環境保全に向けた取組を進めるために制定された状況を踏まえ、平成 7 年 3 月に策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」を総合的に見直したものの。	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
分別収集計画 (平成 23～27 年度)	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第 8 条に基づき、一般廃棄物中の容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって、取り組むべき方針を示したものの。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第 8 条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を 1 期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。
芦屋処理区合流式下水道緊急改善計画 (平成 21～25 年度)	芦屋処理区の公共用水域への影響を軽減させることを目的に、早急に合流式下水道の改善を図るもの。		

施策目標
11-1

環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

近年、地球温暖化などの環境問題が深刻になっており、本市においても更に取り組んでいくことが必要です。

本市では、「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや」を目指し、平成 17 年（2005 年）に 10 年間の「第 2 次芦屋市環境計画」を策定し、^{※1} 芦屋エコライフの普及や環境への負荷の低減への取組を進めるとともに、平成 19 年（2007 年）に「第 2 次芦屋市環境保全率先実行計画（あしやエコオフィスプラン）」を策定して事業者としての取組も行っています。

今後も、これらの取組を更に確実に進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が環境に配慮した暮らしをし、環境にやさしいまちとなるよう、自然環境を守り、まちなかの緑を増やす取組を進めるとともに、環境への負荷を低減するため、ごみの減量化、再資源化及び太陽光発電などの省エネルギーの推進などに取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

11-1-1 市民が省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した生活ができるよう周知、啓発に努めます。

- ・住宅用太陽光発電など、省エネルギー設備等について国、県等の動向を見ながら普及促進に努めます。
- ・ごみの減量化・再資源化を目的とした一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に基づき、廃棄物の^{※2} リデュース・リユース・リサイクルの推進に取り組みます。
- ・身近な題材をテーマに楽しく環境について学習できる事業を継続して実施します。

11-1-2 行政も事業者として適切な廃棄物の処理や^{※3} 公共用水域の水質保全など、環境に配慮した取組を推進します。

- ・公共用水域の水質保全に努めます。
- ・環境への負荷が少ない適切な廃棄物の処理を行います。

4 市民主体による取組

- ◇省エネ意識をもった生活
- ◇環境負荷の少ない設備の設置
- ◇環境負荷の少ない製品の購入、利用
- ◇建物の新築・増改築時における^{※4} 雨水浸透施設の設置
- ◇ごみの分別排出の徹底
- ◇生ごみの水切り

^{※1} 芦屋エコライフ

第2次環境計画において、本市の環境課題や目指す環境の姿を共有し、それぞれの立場で実行すべき取組を考え、行動していくライフスタイルを芦屋エコライフと定義し、人と環境とのすこやかな関わりの構築に向けたライフスタイルの普及を目指している。

^{※2} リデュース・リユース・リサイクル

リデュースは、ごみの発生を抑えること。リユースは、再使用すること。リサイクルとは、再資源化（再生利用）のこと。

^{※3} 公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のことをいう。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のこと。ただし、下水道は除く。

^{※4} 雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させるために設置する雨水浸透ます、浸透管などをいう。

施策目標
11-2

清潔なまちづくりが進んでいる

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

美しいまちなみを形成するためには、まちを清潔に保ち、不快な思いをせずに生活できることも必要です。

本市では、平成19年（2007年）に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）によって、歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間の花火、落書き等の禁止について定め、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境の確保のための取組を進めてきています。

これらの取組の成果は表れてはいますが、まだ十分とは言えず、今後も更に周知徹底に努めていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

清潔なまちとなるよう、（通称）市民マナー条例の取組を更に進め、市外から来られる方への周知とともに、市民一人一人のマナーが向上し、ごみの散乱や投げ捨て、落書きなど他人の迷惑になるような行為ができないようなまちの雰囲気にしていくよう取り組みます。

3 前期5年の重点施策

11-2-1 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知、啓発、誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。

※1 受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

- ・市内公共施設における※1受動喫煙防止対策を推進します。
- ・清潔で安全・快適な生活環境の確保を図るため、市民マナー条例の充実を図ります。
- ・市内の生活環境向上のため美化運動を推進します。

4 市民主体による取組

- ◇地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発
- ◇市内公共施設管理者や公共交通機関事業者による受動喫煙防止対策

目標とする
10年後の
芦屋の姿

12

交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

【基本構想】

本市は、大阪市と神戸市の中間に位置し、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし、市域が南北に細長く北から南への傾斜があり、南北の公共交通はバスによるものとなっていることや、鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また、比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動できるためには、歩道や交通安全施設の整備だけではなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めることが必要です。また、自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を講じながら、まち全体がユニバーサルデザインを目指すことも必要です。

そのためには、一人一人が道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに、安全に安心して移動できるよう公共施設などがバリアフリー化され、市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

【関連する主な条例や課題別計画等】

交通バリアフリー基本構想（平成 19 年策定）
交通安全計画（平成 23 年度改訂予定）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
交通バリアフリー基本構想 (平成 19 年策定)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成 18 年 12 月に施行され、高齢者、障がいのある人などの自立した日常生活および社会生活を確保するため、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物などに関する移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上を目的として、鉄道駅などの旅客施設および車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物のバリアフリー化や高齢者、障がいのある人などが生活上利用する施設を含む一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、バリアフリー化を重点的・一体的に推進を図ることとしている。	バリアフリー法 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	第 25 条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。
交通安全計画 (平成 23 年度改訂予定)	「交通事故のない芦屋を目指して」、「人優先の安全思想」を基本理念に、人命尊重の観点から、究極的には交通事故のない芦屋を目指して策定されたもの。	交通安全対策基本法	第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

施策目標
12-1

交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

1 これまでの取組と課題

市内を安全に移動できるようになるためには、道路を利用する全ての人が交通ルールを守り、お互いに配慮して気持ちよく利用できるような交通マナーを向上していくことが必要です。

本市では、交通事故のない芦屋を目指し、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市交通安全計画」を策定し、市民の交通安全に関する意識の普及を図る取組を進めてきました。

しかし、交通事故の発生件数は横ばいを続けており、効果的な取組を行う必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

これまでの取組を充実するため、警察や交通安全協会などの関係機関との連携を強化しながら、自動車や自転車などに乗る人や歩行者一人一人の交通ルールとマナーの向上を目指して取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。

- ・チャイルドシートの着用など、子どもを交通事故から守るための周知、啓発に努めます。
- ・子どもたちや高齢者を対象に交通安全教室を開催します。
- ・自転車の交通ルールとマナーについて街頭指導を行い、周知、啓発に努めます。

4 市民主体による取組

- ◇道路を利用する全ての人が交通ルールを守り、気持ちよく利用できるようなお互いに配慮した思いやりの気持ちで交通マナーを高める。
- ◇お互いに交通ルールやマナー違反について注意を呼びかける。
- ◇自動車や自転車などに乗る人は常に歩行者を優先する。

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

施策目標
12-2

公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もがどこでも気軽に安心して移動できるためには、道路や建物などが^{※1}バリアフリー化されていることが必要です。

^{※1}バリアフリー
高齢者や障がいのある人が生活・行動する上で妨げとなる障壁(バリア)をなくし安心して暮らせる環境をつくること。

本市では、高齢者や障がいのある人などが円滑に移動でき、建築物等の施設を利用しやすくするため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、平成19年（2007年）に「芦屋市交通バリアフリー基本構想」を策定し、阪神芦屋駅・市役所を中心とした地区を重点整備地区として定め、特に平成22年度（2010年度）までに実施する事業を中心にバリアフリー化に取り組んできました。

今後も、公園や道路のバリアフリー化を計画的に進めていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

重点整備地区で長期的に実施する取組を進めるとともに、その他の道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物などのバリアフリー化についても優先順位をつけながら進めていきます。

3 前期5年の重点施策

12-2-1 道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。

- ・歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ・公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ・交通バリアフリー基本構想に基づき、市役所周辺のバリアフリー化について取り組みます。

12-2-2 様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。

- ・公共施設のバリアフリー化を進めます。
- ・ソフト面では、「^{※2}ユニバーサル社会づくり推進地区」内の店舗や医療施設等の高齢者や障がいのある人などが利用する施設のバリアフリー化改修工事の補助制度を周知し、県と連携し支援します。

^{※2}ユニバーサル社会
年齢、性別、障がい、文化などの違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人一人が持てる力を発揮して元気に活動できる社会のこと。「だれもが暮らしやすい社会」「だれもが参加できる社会」を目指す。

4 市民主体による取組

◇点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないよう、物などを置かないこと。

施策目標
12-3

市内を安全かつ快適に移動できる

1 これまでの取組と課題

移動手段を持たない人でも快適な暮らしができるためには、道路や橋りょうが安全に通行できるとともに、歩道が整備され、公共交通が利用しやすくなっていることが必要です。

本市では、道路や橋りょう、防護柵などの維持管理とともに、新たな道路の整備や区画整理事業においては歩道の整備を行ってきました。また、道幅が狭く歩道を確保できない道路については、自動車などがスピードを出せない工夫を行ってきました。

また、駐輪場の増設や、違法駐輪の撤去など、歩行者の安全確保に努めてきました。

しかし、歩道が整備できない道路への対策や、市内の南北交通が不便なことからバス路線などの改善を求める声もあります。

2 前期5年の取組の方向性

誰もが安全かつ快適に移動できるよう、道路や交通安全施設を適切に整備・維持管理し、歩道を整備できない道路については、引き続き歩行者の安全を確保するための工夫を進めるとともに、バスや鉄道といった公共交通を利用しやすくするための取組を検討します。

また、歩行者の安全確保のために違法駐車・駐輪がなくなるよう、市内の店舗や鉄道駅周辺の駐車場や駐輪場を利用しやすくするための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。

- ・道路、橋りょう等を計画に基づき修繕、整備します。
- ・歩道が未整備の道路については歩行者の安全が確保できるよう、様々な工夫に努めます。

12-3-2 駅周辺の交通機能を高めるための取組を検討します。

- ・JR芦屋駅南側の交通機能を高めるため、また、芦屋らしい南玄関口となるようJR芦屋駅南地区まちづくり計画案を検討します。

12-3-3 公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化に向けて取り組みます。

- ・バス運行の改善や利便性の向上について関係機関と協議します。
- ・山手幹線開通後の環境への影響や周辺道路の交通量の実態を把握し、安全かつ円滑な交通処理の実現に向け対策を検討します。
- ・社会情勢等の変化を踏まえ、未整備の^{※1}都市計画道路のあり方について研究します。

12-3-4 店舗や駅周辺での違法駐車や違法駐輪を減らす取組を進めます。

※1 都市計画道路

「都市の基盤的施設」として、都市計画法に基づき都市計画施設として定められた道路をいう。

- ・既存の自転車駐車場施設を改良するなど、収容台数増加に取り組めます。
- ・駅周辺の放置禁止区域における違法自転車等の撤去作業を継続して実施します。

4 市民主体による取組

◇駐車場や駐輪場の利用

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



浜風小学校 6 年 森下 颯斗さん

未来の芦屋は、みどりと海に囲まれているけれど、科学が発達してタイヤのない車や飛び出す映像の広告があつたりする。自然と科学のミックスした町。

目標とする
10年後の
戸屋の姿

13

充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

【基本構想】

住宅都市である本市では、既存住宅の維持管理に関する相談や支援に関するニーズが高まっています。

また、住宅都市の基盤である上・下水道の施設、道路、橋りょうや公共施設などの老朽化対策に加え、暮らしに必要な商業については、周辺地域に大型店舗が展開されたことで打撃を受けており、市民が身近なところで買い物などの消費活動ができるよう、商業の衰退を防ぐ必要があります。

快適な暮らしのためには、戸建住宅や集合住宅などの既存住宅が適切に維持管理されることや、超高齢社会を迎え、地域での生活が継続できることを基本に、コミュニティ施策や福祉施策と連携した公営住宅にしていくことが重要であると考えます。

また、住宅都市の機能を安全に安心して利用できるよう、市の財政的な負担の軽減を図りながら公共施設の長寿命化など、適切かつ的確な維持管理を計画的に行うとともに、生活の利便性を維持・向上するために商業を活性化することも重要であると考えます。

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 住みよいまちづくり条例（平成 12 年条例第 16 号）（再掲）
- 都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）（再掲）
- 住宅マスタープラン（住生活基本計画）（平成 20～29 年度）
- 市営住宅等ストック総合活用計画（平成 22～41 年度）
- 水道施設整備計画（平成 18～41 年度）
- 公共下水道事業計画（平成 23～28 年度）
- 下水道中期ビジョン（平成 23 年度策定予定）
- 公共施設建築物の計画的保全に対する基本方針（平成 22 年策定）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
住みよいまちづくり条例 （平成 12 年条例第 16 号） （再掲）	住環境の保全及び育成について、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにし、住みよいまちの実現に資する条例		
都市計画マスタープラン （平成 17～32 年度） （再掲）	正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、平成 4 年(1992)、都市計画法の改正により定めるものとされている。内容は住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定める計画。	都市計画法	第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
住宅マスタープラン(住生活基本計画) （平成 20～29 年度）	今後の住宅政策の基本的指針を示すとともに、各分野との連携のもと、これに基づく施策の体系化を図り、市民の住生活の安定の確保及び向上を基本に、市民、事業者と行政等の参画と協働によるすまい・まちづくりを総合的かつ効果的に進めていくために策定。	住生活基本法	（都道府県住生活基本計画の策定指針まで記載） 第 17 条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。
市営住宅等ストック総合活用計画 （平成 22～41 年度）	今後の市営住宅等の計画的な修繕、改善、建替などのストックの活用手法を定め、長期的な維持管理を実現するとともに、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定めて事業を推進することにより、ストックの長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的として策定したもの	平成 21 年 3 月 27 日国住備第 147 号国土交通省住宅局長 公営住宅等長寿命化計画の策定について	公営住宅等の分野において、確実な点検の実施及びその点検結果に基づく維持管理により更新コストの削減を目指すため、平成 21 年度より、公営住宅等長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防保全的な維持管理、長寿命化に資する改善を推進していくこととする。

名称	解説等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
水道施設整備計画 (平成 18～41 年度)	施設上の課題、財政上の課題を基に設定された事業認可事業の基本方針（いつでも安全な水を安定して供給することに主眼に、国が示した水道ビジョンを勘案して策定したもの。	水道法	第 2 条の 2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。
公共下水道事業計画 (平成 23～28 年度)	適正な下水道事業の運営を行うことを目的として、継続して良好な都市環境の整備と公共用水域の水質保全および地域環境の向上を図るもの。	下水道法	第 4 条第 1 項（前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第 6 条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。）
下水道中期ビジョン (平成 23 年度策定予定)	地域の現状と課題を踏まえ、地域住民等にとって分かり易い成果目標を設定し、地域の将来像の実現に向けた下水道の取組方針を定めることを目的とする。		
公共施設建築物の計画的保全に対する基本方針 (平成 22 年策定)	古くなった公共施設の長寿命化を図り、その施設の社会的需要、老朽度、改修時の費用対効果を総合的に勘案し、それぞれの施設にとって解体・用途変更・改修・改築などどれがよりよい方法か、公共施設の計画的保全と長寿命化を目指すもの。		

施策目標
13-1

良質なすまいづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

芦屋らしい美しい景観の大きな要素である住宅が周辺の景観と調和していることも必要ですが、安全と安心のためのすまいづくりも必要です。

本市では、これまで培われてきた芦屋のまちのよさを次の世代に継承しながら住宅都市として成熟していくため、平成 20 年（2008 年）に「芦屋市住宅マスタープラン」を策定し、住宅施策を総合的かつ効果的に推進するための取組を進めています。

また、今後の市営住宅等の計画的な修繕、改善、建替などのストックの活用方法を定めるため、平成 22 年（2010 年）に「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」を策定して安全で快適なすまいを長期にわたって確保することを目指しています。

このような状況の中で、近年、耐震改修、^{※1} バリアフリー改修等の住宅リフォームや集合住宅の維持管理に関する相談窓口への需要が高まっています。

※1 バリアフリー

高齢者や障がいのある人が生活・行動する上で妨げとなる障壁(バリア)をなくし安心して暮らせる環境をつくること。

2 前期 5 年の取組の方向性

これまで取り組んできた良好な住環境の形成と、良質な住宅供給の促進や市営住宅等の耐震化とともに、既存の戸建住宅、集合住宅の耐震化やバリアフリー化の促進、維持管理のための相談体制や情報提供の充実などに取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

13-1-1 良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進します。

- ・緑ゆたかな住宅景観の継承と、より魅力ある都市景観の創造を図ります。
- ・住みよいまちづくり条例等に基づいて良好な住環境の保全・育成に努め、良質な住宅供給を促進します。

13-1-2 住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供に努めます。

- ・総合的な住宅相談窓口を設置し、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームの促進を支援します。
- ・既存マンションの良好な維持管理や改善等の課題解決に向けた、マンション管理組合の情報交換・共有の場づくりを支援します。

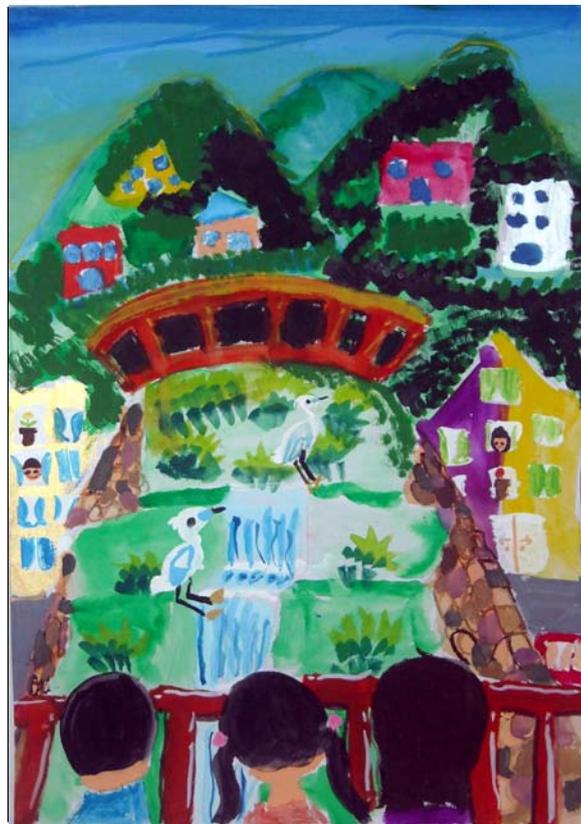
13-1-3 市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行います。

- ・市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化を進めます。

4 市民主体による取組

- ◇良好な住環境の形成への理解と協力
- ◇マンション管理組合の理解と協力
- ◇市営住宅の建替等についての入居者の理解と協力

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



宮川小学校 4 年 山野 楓さん

私は、芦屋川の橋から見える六甲山と芦屋川の緑いっぱいのきれいな風景が大好きです。この絵には、未来にたくさんの建物が建ったとしても、わたしが大好きな緑を残してほしいという想いをこめました。

施策目標
13-2

住宅都市としての機能が充実している

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

※1 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

※2 アスベスト

アスベスト(石綿)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれており、現在では、原則として製造等が禁止されている。アスベスト繊維は、肺線維症(じん肺)、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られている。

快適な暮らしを支えていくためには、住宅都市に必要な都市施設が適切に整備・維持管理されていることが必要です。

本市には、道路、橋りょう、公園や上・下水道施設をはじめ、市営住宅、学校園、病院、福祉施設、集会所施設、社会教育施設、市庁舎等の様々な施設があります。※1 阪神・淡路大震災を教訓に、多くの人が利用する施設、病院、学校園などを優先して耐震化や※2 アスベスト対策などへの対応を行ってきました。

現在、市が保有する多くの既存施設の老朽化が進んでいます。近年は、震災当時に損傷を受けた部分の改修を行ったのみで、厳しい財政状況から根本的な改修を行えていない状況です。このため、既存施設のあり方を検討しつつ、計画的な改良と維持管理が必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

住宅都市としての機能を有効に活用できるよう、既存施設の状況把握や対処が必要な部分の洗い出しを行い、優先順位をつけながら、暮らしに必要な都市施設が安全で快適に利用できるよう、計画的な改良や維持管理に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

13-2-1 都市施設や設備の効率的な活用や長寿命化のための保全計画を策定し、適切な改修や維持管理を行います。

- ・市が保有する建築物に関する情報をデータベース化し、保全計画を策定します。
- ・水道の老朽管路の更新を計画的に行っていきます。
- ・下水道長寿命化計画を策定し、下水道施設の改築、更新を行っていきます。
- ・公園施設について長寿命化計画に基づき維持管理していきます。

施策目標
13-3

市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

1 これまでの取組と課題

芦屋に暮らす人が快適に生活するためには、消費生活の利便性を高める必要があります。

本市では、J R 芦屋駅北側の再開発事業以降は、中小企業への融資とともに、芦屋市商工会と連携して商店街の空き店舗対策や商業活性化支援対策などを行ってきました。

しかし、5年ごとに行っている広域商業診断の平成20年（2008年）の結果では、芦屋の商業は、阪神・淡路大震災から復興したものの景気の低迷が続いていることに加え、特に近年は周辺部に相次いで大規模な商業施設ができたこともあって、買い物客が市外に流れる傾向にあり、小売商業は厳しい状況となっています。

2 前期5年の取組の方向性

市民が便利に買い物などの消費生活ができるように、商店街の空き店舗対策など商店の集積を促進するとともに、文化やスポーツ教室など商業以外の機能、休憩スペース、歩きやすく安全で快適な歩道などといった消費者ニーズに的確に応えていけるよう、公共空間や商業共同施設などの商業環境の整備に努め、商工会と連携して商店街や商業者を支援する取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

13-3-1 魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上を目指します。

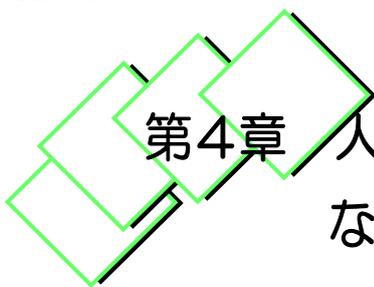
- ・商店街の活性化対策を支援します。
- ・安全で快適な商業環境を目指し、商業施設の整備を支援します。

13-3-2 市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を検討します。

- ・J R 芦屋駅から阪神芦屋駅にかけて歩いて楽しい商業空間となるよう、また、J R 芦屋駅の南側へ乗降する人がより便利になるよう、J R 芦屋駅南地区のまちづくりの中で、商業サービスのあり方を検討します。

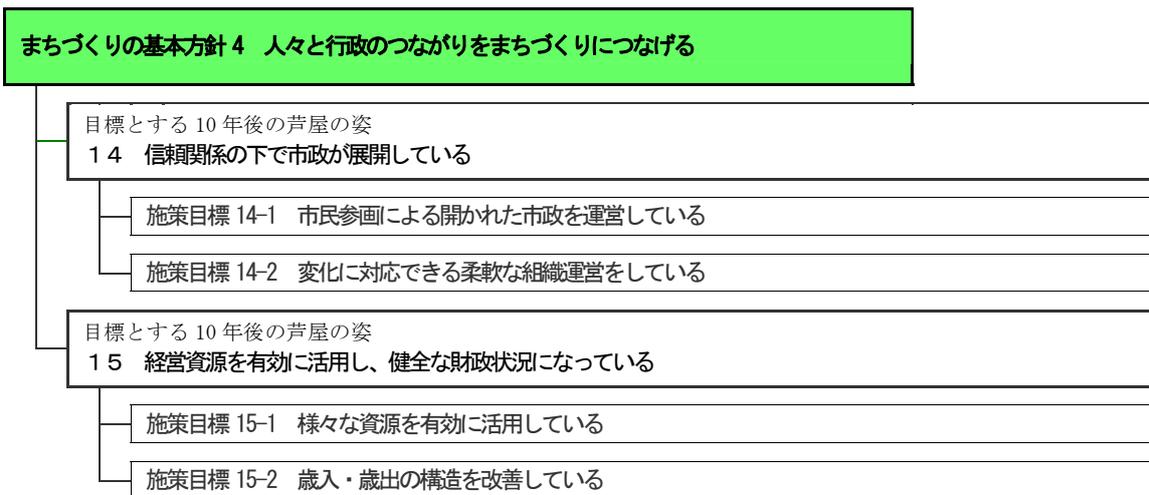
4 市民主体による取組

◇身近な商店や商店街の利用



第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

【目標体系図】





信頼関係の下で市政が展開している

【基本構想】

これからの市政運営には、市民と行政が地域の現状と課題を共有し、お互いが理解し合い、信頼関係が構築されることが欠かせません。

市民と行政が市の現状を理解し、共にまちづくりを考え、お互いの役割を果たしながら、継続的に協働していくことが必要です。

そのためには、行政は、市民が何を求めているかを問いかけながら取り組むことはもちろん、市民と行政が共に考える機会を増やし、協働のまちづくりを通して確実な成果につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 情報公開条例（平成 14 年条例第 15 号）
- 行政手続条例（平成 11 年条例第 3 号）
- 個人情報保護条例（平成 16 年条例第 19 号）
- 附属機関の設置に関する条例（平成 18 年条例第 5 号）
- 情報提供の推進に関する指針（平成 17 年策定）
- 附属機関等の設置等に関する指針（平成 16 年策定）
- 人材育成基本方針（平成 17 年策定）
- 危機管理指針（平成 18 年策定）
- 新型インフルエンザ対策計画（平成 21 年策定）（再掲）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
情報公開条例 (平成 14 年条例第 15 号)	市民の知る権利に基づき、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の持つ情報を一層公開することにより、市民と市との相互理解を促進し、公正で民主的な市政の実現に資することを目的に制定されたもの。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	第 26 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
行政手続条例 (平成 11 年条例第 3 号)	行政手続法に基づき、市が行う処分、指導及び届出に関する手続について、一定のルール化を図り、市の事務を一層公正で透明なものにして市民の権利や利益を保護しようとするもの。	行政手続法	第 46 条 地方公共団体は、第 3 条第 3 項において第 2 章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
個人情報保護条例 (平成 16 年条例第 19 号)	市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたもの。	個人情報の保護に関する法律	第 5 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
附属機関等の設置に関する条例 (平成 18 年条例第 5 号)	法律や他の法令で定められていない附属機関（有識者等の意見を聴いて、市政に反映させることを主な目的とするもの。）の設置について規定するため制定されたもの。	地方自治法	第 138 条の 4 第 3 項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
情報提供の推進に関する指針 (平成 17 年策定)	芦屋市情報公開条例第 23 条の規定に基づき、公文書の公開と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供するため、情報提供の推進について必要な事項を定めたものの。	情報公開条例	第 23 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の公開の実施と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供するように努めるものとする。
附属機関等の設置等に関する指針 (平成 16 年策定)	市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めたものの。		
人材育成基本方針 (平成 17 年策定)	市職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策（学習的風土づくり、職員研修の充実、人材育成推進体制等）を示したものの。	平成 9 年自治省「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」	職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を各地方公共団体が策定すること。
危機管理指針 (平成 18 年策定)	危機管理の基本的な考えを示し、様々な不測の事態に対する市の危機管理について整備・充実させ、市民の生命、身体、財産等への被害・影響や行政運営への支障を最小限に抑制するために示されたものの。		
新型インフルエンザ対策計画 (平成 21 年策定) (再掲)	平成 21 年 5 月に発生した新型インフルエンザ（弱毒性・A/H1N1 等）への対応の教訓を踏まえ、今後、発生が懸念される強毒性の新型インフルエンザ（H5N1 等）への対応を含め、新たな感染症の脅威から市民の健康を守り、安全安心を確保するため、平成 21 年 12 月に対策計画を策定した。		

基本構想
第 1 章

基本構想
第 2 章

基本構想
第 3 章

基本構想
第 4 章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第 1 章

前期基本計画
第 2 章

前期基本計画
第 3 章

前期基本計画
第 4 章

附属資料

施策目標
14-1

市民参画による開かれた市政を運営している

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

開かれた市政のためには、市政に関する情報を積極的に市民へ開示するとともに、市民による市政参画が必要です。

本市では、平成14年(2002年)に「芦屋市情報公開条例」を施行し、平成17年(2005年)に「芦屋市情報提供の推進に関する指針」を策定して、情報提供と市民と行政の相互理解に努めてきました。

また、平成19年(2007年)に「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を、平成20年(2008年)には「芦屋市市民参画協働推進計画」を策定して市民の積極的な参画と協働を推進してきました。

しかし、依然として市政に関する情報が分かりにくいという声や、身近な施策や事業での市民参画の機会を求める意見などがあり、市民目線での情報提供を行うとともに、市民参画のあり方を状況に応じて検討する必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

市民参画による更に開かれた市政となるよう、市政に関する情報を市民に分かりやすいものとするための取組を進めるとともに、市政への参画のあり方や、施策を市民目線で見直すなどの取組を進めていきます。

3 前期5年の重点施策

14-1-1 市政に関する情報を適時に適切な方法で分かりやすく発信し、透明性の確保に努めます。

- ・市政に関する情報を適時に適切な方法で分かりやすく発信します。
- ・情報提供の推進に関する指針に基づき、情報提供の充実に努めます。

14-1-2 市民参画の機会の充実に努めます。

- ・^{※1}パブリックコメントでの意見募集や^{※2}附属機関等の委員を市民から公募するなどの市民参画の仕組みを、時代に合うように市民と協働で見直します。

14-1-3 総合計画の取組の成果を市民目線で確認しながら、施策を改善していきます。

- ・^{※3}施策評価に基づいた事業計画を作成するサイクルを確立します。
- ・成果に重点を置いた施策評価を外部の専門家や市民の参加を得ながら定着させていきます。

4 市民主体による取組

- ◇市政に関する情報の積極的な利用
- ◇市民参画の機会への積極的な参加

^{※1}パブリックコメント

市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続のこと。

^{※2}附属機関等

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき法律又は条例により設置するもので、有識者等の意見を聴いて、市政に反映させることを主な目的とするもの。また、附属機関に準ずる機関として、有識者等の意見を聴取することを目的に規則及び要綱等により設置するものに委員会、協議会、懇談会、懇話会等がある。

^{※3}施策評価

行政評価の手法のひとつで、評価の対象を施策に置くものこと。

施策目標
14-2

変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

1 これまでの取組と課題

市民から信頼される市政を進めていくためには、公正の確保や法令遵守はもとより、変化に対応できる柔軟な組織運営を行っていくことが必要です。

本市では、柔軟でスリムな行政システムを目指し、組織の簡素化や職員数の削減などに取り組んできました。また、平成 17 年（2005 年）に「“あしや”人材育成基本方針」を作成し、社会経済情勢の変化に的確に対応できる職員の育成を目指してきました。

行政が行う業務が多様化、複雑化することによって、施策分野における専門性が必要になってきていますが、施策間の連携や組織横断的な視野がより必要になっています。

また、^{※1} 指定管理者制度の導入や業務委託の増大に伴って管理能力の向上が必要となるとともに、市民参画や市民との協働のために市民や地域と連携できるコミュニケーション能力も求められています。

※1 指定管理者制度

公の施設の管理を第三者に委ねる場合、平成15年(2003年)の地方自治法一部改正により、民間事業者も含めて市が指定することができるようになった制度のこと。

2 前期 5 年の取組の方向性

組織として変化に対応できる柔軟な運営ができるよう、時代の要請に応じた職員一人一人の能力を高めていくとともに、持てる力を充分に発揮することができる組織環境を整え、常に広い視野で横の連携を意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応していけるよう取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

14-2-1 職員一人一人が能力の向上に努め、組織として行政サービスの向上を目指します。

- ・人材育成基本方針に基づく実施計画など、職員の意識改革、資質向上、能力開発に関する取組を推進します。
- ・人事評価結果の検証を行い、適正な処遇や人材育成等に努めます。

14-2-2 職員一人一人が横の連携を常に意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応します。

- ・市民からの意見等の情報共有の仕組みづくりを行います。
- ・組織横断的な課題解決ができるよう複数の課の連絡調整など関連分野との連携を重視した柔軟かつ横断的な組織運営に努めます。
- ・市民からの問い合わせや窓口業務などにおいては、全ての人に優しく迅速な対応を心がけるとともに、適切な部署への案内などサービスの充実に努めます。

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について
前期基本計画
第1章
前期基本計画
第2章
前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

14-2-3 職員一人一人が公正の確保、法令遵守はもとより、危機管理意識の醸成を図りながら確実な組織運営を行います。

- ・適正かつ確実な個人情報保護に努めます。
- ・適正な情報公開制度の運用に努めます。
- ・職員の危機管理意識の醸成を促進します。
- ・職員の法務能力向上のための取組を進めます。

4 市民主体による取組

◇市民から見た行政の改善点の提案

目標とする
10年後の
芦屋の姿

15

経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

【基本構想】

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による多額の市債残高は、行財政改革の取組などによって着実に減少しているものの、使い道が決まっていた裁量の余地のない予算の割合が高いことから弾力性に乏しい財政構造となっており、本市の独自性を発揮できる予算の使い方ができにくい状況となっています。

また、本市においても、生産年齢人口（15～64歳）の減少や、社会保障費の増大などへの対応が必要となっており、市債の償還をはじめ行政がしなければならないことに予算を配分しながらも健全な財政状況になっていくことが必要です。

そのためには、このような財政状況を市民に分かりやすく知らせ、芦屋の資源を最大限に活用するとともに、市民と行政が目標とするまちの姿を実現するための方向性を共有しながら効果的かつ効率的な行政運営を行えるよう、行財政の一元的な改革を行っていくことが重要であると考えます。

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 債権管理に関する条例（平成 21 年条例第 13 号）
- 行政改革基本計画（平成 19～23 年度）
- 行政改革実施計画（平成 19～23 年度）
- 長期財政収支見込み（毎年更新）
- 新地方公会計制度による財務書類（毎年更新）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
債権管理に関する条例 (平成 21 年条例第 13 号)	市の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務処理について必要な事項を定めたもの。		
行政改革基本計画 (平成 19～23 年度)	危機的な財政状況を乗り越えるため、平成 15 年 10 月に行政改革実施計画を策定し、市民・議会・職員等の協力のもとに、徹底した内部努力、施策・行政水準の見直し、民間活力の導入、財源の確保を基本方針に行政改革に取り組んできたが、国の三位一体の改革による個人市民税が大幅に減少するなど引き続き行政改革に取り組む必要があり、行政改革推進懇話会、市民意見を聴いて策定したものの。	行政改革推進法 (簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律)	第 3 条 国及び地方公共団体は、次章に定める重点分野について、前条の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。
行政改革実施計画 (平成 19～23 年度)	平成 15 年 10 月に策定した行政改革実施計画を基本計画の見直しに合わせて内容を見直したものの。		
長期財政収支見込み (毎年更新)	向こう 10 年間の財政状況の見直しを立て、計画的に諸課題の解決に取り組むために本市が独自に策定している計画。具体的には、各年度の一般会計の歳入（収入）と歳出（支出）を見込み、どの程度の収支差が生じるかを分析し、当面の財政運営の指針とするもの。		

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
新地方公会計制度による財務書類 (毎年更新)	地方公共団体の財政の全体像を示すために導入された新しい会計制度で、資産や負債の状況を示すとともに、関係団体との連結を行うことで、地方公共団体の決算を新しい角度から情報開示すること。		

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

施策目標
15-1

様々な資源を有効に活用している

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

1 これまでの取組と課題

※1 阪神間モダニズム

大阪と神戸に挟まれ、六甲山を背景に広がる阪神地域は、明治時代の鉄道網の開通とともに大阪商人をはじめ、芸術家や文化人が移り住み、別荘地、郊外住宅地として発展してきた。伝統を重んじる一方で西洋文化の影響を受け、生活を楽しむ趣味豊かな人によって「阪神間モダニズム」と呼ばれるハイカラでモダンな独自のスタイルが築かれた。

※2 芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和25年(1950年)12月に議員提出法案として国会で可決され、昭和26年(1951年)3月に住民投票を経て公布された本市のみに適用される法律のこと。本市のまちづくりの理念の基礎となっている。

限られた資源の中でまちづくりを進めていくためには、芦屋のまちの個性や魅力、市民の力をも含めた様々な資源を最大限に活用していくことが必要です。

本市は、阪神間の交通の利便性が向上するに伴い、早くから西洋文化が浸透し、風光明媚で閑静な郊外住宅地として開発され、多くの文化人も集い、※1 阪神間モダニズムの開花など、現在の芦屋の基礎となる洗練された都市文化が培われてきました。また、戦後間もない昭和26年(1951年)には住民投票によって「※2 芦屋国際文化住宅都市建設法」が施行されています。

このように、芦屋には市民と共に守り育てあげてきた良好な住環境や、芦屋ならではの歴史、風土、文化があり、市民の誇りと愛着となっています。

これらの資産の魅力をもっと高め、市民の力が更に発揮できる環境づくりを行うとともに、新たな資源の発掘と活用が必要です。

2 前期5年の取組の方向性

様々な資源を有効に活用していくため、芦屋の個性や魅力を生かし、高める取組を進めるとともに、市民の力、民間の力をまちづくりのために有効に取り込むための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

15-1-1 芦屋の個性や魅力を更に高めるまちづくりを進めます。

- ・快適で住みよいまちづくりを進め、「住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋」を目指します。

15-1-2 市民力や民間の力を有効に取り込み、行政の活力の向上を目指します。

- ・民間の創意工夫が発揮しやすい分野では、民間の力を活用してより付加価値のある公共サービスの提供に取り組みます。
- ・民間も含めた資産を活用した効率的な公共サービスの提供を検討します。
- ・大学等との連携の拡大を検討します。

15-1-3 保有する施設や土地などの資産を有効に活用します。

- ・地域のニーズに応じた既存施設を活用する仕組みづくりを行います。

4 市民主体による取組

- ◇芦屋の個性や魅力を生かし、住宅地と調和した事業の展開（特に事業者）
- ◇芦屋の個性や魅力の発信

施策目標
15-2

歳入・歳出の構造を改善している

1 これまでの取組と課題

本市では、危機的な財政状況に4年以内に再建の目途を立てるため、平成15年（2003年）に「行政改革実施計画」を策定し、財政の健全化に取り組んできました。さらに、平成19年（2007年）にこの計画を見直し、引き続き取り組んでいます。

危機的な財政状況は脱することはできましたが、依然として^{※1}市債の償還が財政を圧迫し、^{※2}基金を^{※3}取り崩して収支のバランスを保っている状況です。

そのため、計画的な市債の償還とともに、効果的かつ効率的な財政運営が必要となっています。

※1 市債

市の借金のこと。地方自治法に基づき地方財政法で規定される。

※2 基金

貯金・預金のこと。年度間の財源の不均衡をならすために積み立てる「財政基金」及び市債の償還のための「減債基金」のほかに、特定の目的のために資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するために設けられるものがある。

※3 取り崩し

基金を特定の目的のために使うこと。

2 前期5年の取組の方向性

歳入と歳出の構造を改善するよう、市としての仕事や役割を検証しながら公共サービスの再構築に取り組むとともに、様々な課題を解決しながら、歳入を確保し、歳出を削減するための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

15-2-1 本来、市として果たすべき仕事や役割を検証し、公共サービスの再構築に取り組めます。

- ・市の責任と役割を再点検し、新しい市民ニーズに対応した事業に経営資源を振り替えていくなど、公共サービスの再構築に取り組めます。

15-2-2 財政健全化のための取組を進めます。

- ・公平性の観点から受益者負担の適正化及び債権管理等を確実にを行います。
- ・簡素で効率的な行政運営を目指し、行財政改革を進めます。
- ・市債残高を計画的に減少させることで^{※4}財政指標の改善を図り、財政の早期健全化を進めます。

※4 財政指標

従来からの財政力指数、經常収支比率、公債費比率などに加え、財政健全化法に基づく「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を総称して「財政指標」と呼ぶ。

4 市民主体による取組

◇財政状況への関心と理解

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

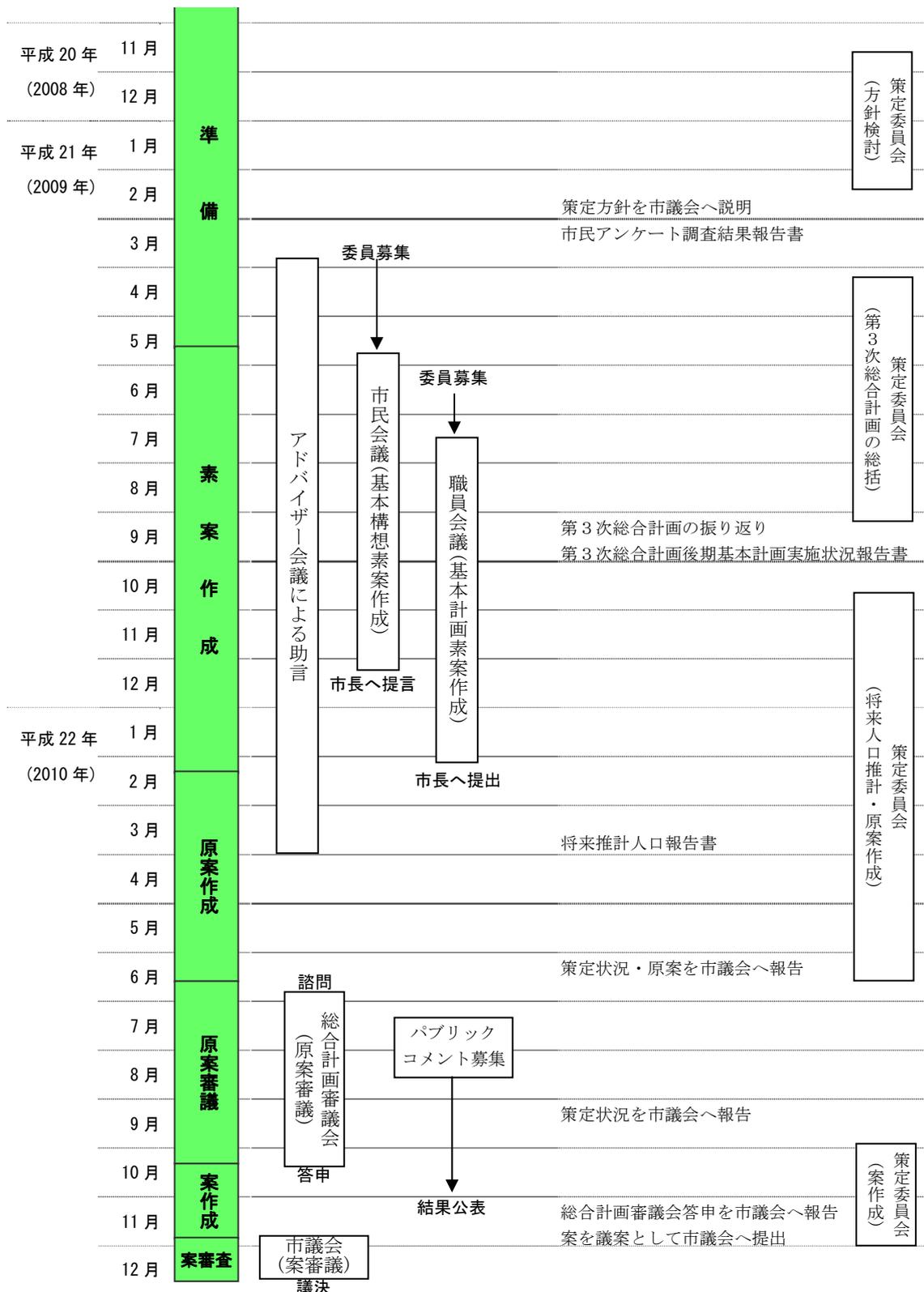
前期基本計画
第4章

附属資料

附 属 資 料

1 策定経過	154
2 策定方針	155
3 総合計画審議会	158
4 原案へのパブリックコメント	170
5 第4次芦屋市総合計画アドバイザー会議	176
6 第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議	178
7 第4次芦屋市総合計画基本計画素案作成職員会議	182
8 芦屋市総合計画策定委員会・専門部会	186
9 芦屋国際文化住宅都市建設法	191
10 市民憲章	192
11 市木・市花	192
12 未来のあしや絵画コンクール	193
13 芦屋市全図	194
14 第4次芦屋市総合計画策定に関連した資料一覧	195

1 策定経過



2 策定方針

平成 21 年 2 月

1 はじめに

地方自治法第 2 条第 4 項に基づき、本市では、昭和 46 年に芦屋市総合計画（以下「総合計画」という。）、昭和 61 年に芦屋市新総合計画（以下「新総合計画」という。）、平成 13 年に第 3 次芦屋市総合計画（以下「第 3 次総合計画」という。）を策定し、芦屋国際文化住宅都市の建設を進めてきた。このたび、第 3 次総合計画の計画期間が平成 22 年度で終了するため、第 3 次総合計画の総括と検証を行うとともに次期総合計画を策定する。

2 次期総合計画の名称

次期総合計画の名称を「第 4 次芦屋市総合計画」（以下「第 4 次総合計画」という。）とする。

3 計画の役割

第 4 次総合計画が以下の役割を果たせるよう策定する。

(1) まちづくりの指針

市民、事業者及び行政が協働してまちづくりに取り組めるよう、計画期間に目指すべき市の姿やそれを実現するための施策を明らかにし、その活動の指針としての役割を果たす。

(2) 行政運営の指針

市の確かな将来展望のもと、長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針としての役割を果たす。

(3) 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、市の将来像やまちづくりの目標等が尊重され、相互調整を図るための指針としての役割を果たす。

4 計画の構成と期間

第 4 次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

(1) 基本構想

市のまちづくりの最高理念であり、目指すべき将来像やその達成に向けたまちづくりの目標等を明らかにするもの。

基本構想の期間は 10 年とし、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までとする。

(2) 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策を総合的かつ体系的に示す市政の基本的な計画で、実施計画の基礎となるもの。

基本計画の期間は前期 5 年、後期 5 年とし、前期を平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）まで、後期を平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までとする。

(3) 実施計画

基本計画に定められた施策を効率的に実施するために具体的な事務事業を明らかにし、財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画で毎年度の予算編成の指針となるもの。

実施計画の期間は 5 年とし、1 年を経過するごとに検討を加え、更に 5 年間の計画として策定するものとする。

5 策定の視点・考え方

第4次総合計画は、次の視点・考え方をもって策定する。

(1) 進行管理や検証を見据えた計画の策定

第3次総合計画基本構想では5つのまちづくりの目標を掲げ、その理念と10年間で取り組むべき方向性を表わしているが、10年後、具体的にどのような状態を目指すかが明確になっていない。基本計画においても、施策を進める上での方向性を表しているが、具体的な目標が明らかにされていないため進捗状況が把握しにくくなっている。

このため、第4次総合計画では次のことに取り組む。

ア 目指すまちの姿を明確化

第4次総合計画では、市民、事業者及び行政が、10年後（平成32年）に向かって、共にどのようなまちを目指すのか、まちづくり指標とその目標値を設定する。

イ 定期的・計画的な市民意識調査等の実施

計画策定後の進捗状況を確認し、施策の実施方法等の見直しが行えるよう、計画的な市民意識調査等を検討する。

ウ 施策ごとの市担当組織の明確化

それぞれの施策について責任を持って進める市担当組織を明確にする。

(2) 市民参画による策定

第4次総合計画の策定に当たっては、10年後に目指すまちの姿、まちづくり指標とその目標値を含めた素案を市民参画で作成する。

(3) 策定過程を職員人材育成の機会として位置付け

本市においても団塊の世代の大量退職時期を迎え、策定期間中に多くの管理職が世代交代する。

このため、第4次総合計画基本計画素案の策定過程を職員の人材育成の場として位置付け、基本計画素案を職員参画で作成する。

(4) 将来人口推計と目標人口

人口はまちの将来像を表す指標の一つであり、総合計画と新総合計画では「目標年次における人口」を設定し、第3次総合計画では将来人口を推計してきた。

本市の人口は、平成7年の阪神・淡路大震災で激減したが、その後順調に回復し、平成16年には90,000人を突破した。しかし、平成20年現在では人口増加の勢いは減速してきており、今後、全国的な人口減少、少子・高齢化を迎え、本市においてもこれまでのように人口が増加し続けるとは考えにくい。

このため、第4次総合計画では将来人口を推計するとともに、活力ある芦屋市を維持するためにも目標人口を検討する。

(5) 重要課題・重点課題・リーディングプロジェクト等について

第3次総合計画では基本構想で「直面する重要課題」を掲げているが、基本構想は計画期間が10年のため、この間に本市の情勢は急激に変化し、対応しなければならない重要課題も変化してきている。

このため、重要課題・重点課題等については5年間の取組として基本計画に位置付ける。

6 策定体制

第4次総合計画は、次の体制で策定する。

(1) 素案作成市民会議（平成21年度）

40人程度の公募市民委員で構成し、素案を作成する。

幹事会及び6つの部会で構成する。部会構成は「7 部会構成」のとおり。

- (2) アドバイザー会議（平成 21 年度）
10 人以内の学識経験者で構成し、第 3 次総合計画の総括と検証及び第 4 次総合計画素案策定について助言を行う。
- (3) 総合計画審議会（附属機関）（平成 22 年度）
学識経験者（アドバイザー会議の委員を予定している。）、市議会議員、市民団体の代表者及び特に市長が必要と認める者（素案作成市民会議の各部会で互選された委員を予定している。）で構成し、第 3 次総合計画の総括と検証とともに、市から諮問された基本構想原案及び基本計画原案について審議する。
- (4) 基本計画素案作成職員会議（庁内組織）（平成 21 年度）
課長補佐級以下の公募職員及び指名された職員で構成し、素案作成市民会議と連携しながら基本計画素案を作成する。
上記(1)の素案作成市民会議と同様に、幹事会及び6つの部会で構成する。
- (5) 策定委員会専門部会（庁内組織）（平成 21～22 年度）
各施策を所掌する課の課長で構成し、第 3 次総合計画の総括と検証及び第 4 次総合計画策定について協議する。
上記(1)の素案作成市民会議と同様に、幹事会及び6つの部会で構成する。
- (6) 策定委員会（庁内組織）（平成 20～22 年度）
市長、副市長、教育長及び部長級以上の職員で構成し、第 3 次総合計画の総括と検証及び第 4 次総合計画策定について協議する。
- (7) 事務局（平成 20～22 年度）
総務部（行政経営担当）に設置し、行政経営担当部長、行政経営課長及び主幹（行政経営担当課長）が総合計画策定に係る全般の調整及び庶務を行う。

7 部会構成

部会名	分野
安全安心部会	防災，消防，耐震化，防犯，交通安全，駐車・駐輪，人権，平和，消費生活など
保健福祉医療部会	保健，医療，健康，地域福祉，高齢者支援，障害者支援，経済的困窮者支援など
次世代育成部会	学校教育，子育て支援，青少年育成，愛護など
市民活動部会	コミュニティ，市民活動，ボランティア活動，生涯学習，スポーツ，芸術・文化，文化財，男女共同参画，市民交流など
まちづくり部会	市街地整備，道路整備，住宅，景観，公園，緑化，河川，海岸，上水道，下水道，環境，産業など
行政部会	情報公開，市民ニーズ，市民参画，組織運営，人事管理，効率化，窓口サービス，収入確保など

幹事会：各部会の部会長及び副部会長で構成する会議

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

3 総合計画審議会

(1) 芦屋市附属機関の設置に関する条例

平成 18 年 3 月 24 日
条 例 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市長等倫理審査会	市長、副市長及び教育長の倫理に関する重要な事項についての調査審議	8 人	人格高潔で、市長等の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができる法律又は社会に関する学識経験者	2 年
	芦屋市総合計画審議会	芦屋市総合計画に関する事項についての調査審議	20 人以内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民団体の代表者 (4) 特に市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間
	芦屋市市民参画協働推進会議	市民参画に関する事項の調査審議	8 人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市民団体の代表者	2 年
	芦屋市男女共同参画推進審議会	男女共同参画の推進に関する事項の調査審議	10 人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市内で活動する団体の代表	2 年

以下、省略

(2) 芦屋市総合計画審議会規則

平成 18 年 3 月 31 日
規則 第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 18 年芦屋市条例第 5 号）第 4 条の規定に基づき、芦屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 4 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、総合計画に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

基本構想	第 1 章
基本構想	第 2 章
基本構想	第 3 章
基本構想	第 4 章
基本構想	資料

前期基本計画	について
--------	------

前期基本計画	第 1 章
--------	-------

前期基本計画	第 2 章
--------	-------

前期基本計画	第 3 章
--------	-------

前期基本計画	第 4 章
--------	-------

(1) 諮問書

芦総行第 330 号
平成 22 年 6 月 27 日

芦屋市総合計画審議会
会長 今川 晃 様

芦屋市長 山中 健

第 4 次芦屋市総合計画の策定について（諮問）

第 4 次芦屋市総合計画を策定するに当たり、芦屋市附属機関の設置に関する条例第 2 条の規定により、別添「第 4 次芦屋市総合計画原案（基本構想・前期基本計画）」について貴審議会に諮問します。

以 上

(2) 答申書

平成 22 年 10 月 15 日

芦屋市長
山 中 健 様

芦屋市総合計画審議会
会長 今 川 晃

第 4 次芦屋市総合計画（原案）について（答申）

平成 22 年 6 月 27 日付け芦総行第 330 号で諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり審議会の意見を付して答申いたします。

なお、貴職におかれましては、別添「第 4 次芦屋市総合計画（基本構想・前期基本計画）原案に対する審議会修正案」を尊重してすみやかに計画を策定し、着実に遂行されることを期待します。

記

1 本計画を推進していく際に留意すべき事項

(1) 市民目線の尊重

本計画は、市民会議での生活者を起点とした熱心な議論の結果をまとめられた素案を基に、職員参加による案も参考にしながら、審議会での審議を経て策定されたものである。したがって、市民目線による基本構想や前期基本計画の内容は最大限尊重されたい。

(2) 計画の共有

本計画が市民による素案づくりが行われてきた過程を踏まえ、行政や議会だけでなく、広く市民に共有され、それぞれ相互の協働関係が構築されるように、計画の内容を丁寧にわかりやすく市民に発信し、周知されたい。

(3) 計画の着実な推進

本計画に掲げる基本方針を基にまちづくりを展開し、芦屋の自然や文化を大切に、人と人とのつながりや人と行政との協働関係をより良い方向に発展させ、将来像の実現に向けてまい進されたい。

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

2 原案において修正すべき事項

原案において修正すべき主な事項は以下のとおりである。別添「第4次芦屋市総合計画（基本構想・前期基本計画）原案に対する審議会修正案」を参考に修正されたい。

(1) 基本構想の構成

基本構想（原案）の構成として、前提となる社会的背景としての第1章、市民会議で議論した過程としての第2章、それらを受けて第3章で目標を掲げる構成となっている。この基本構想全体の流れを重視しながらも、第1章の計画策定の背景については、芦屋の状況、芦屋市行政を取り巻く状況、これらを受けた計画づくりの基本姿勢とした一連の流れとなる構成に変更されたい。

また、第1章と第3章のつながりを強めるため、第2章の市民会議の素案を尊重しながらも第3章の中へ参考として入れ込むとともに、第2章を将来像とまちづくりの基本方針とし、また、基本構想と前期基本計画のつながりを明確にするため、新たに第3章にまちづくりの基本方針の下にそれぞれの目標があるように再編されたい。

(2) 基本構想における文章表現

基本構想については市民参画で行ってきた策定の過程を踏まえ、みんなで共有できるものとして「We（私たち）」が主語になる文章となるよう、また、小学5年生が理解できる文章にする意識で記述していくよう努められたい。

(3) 「まちづくり」など計画の柱となる言葉

原案の中では「まちづくり」という言葉が多用されている。使われ方としてはまちなみづくりの場合や、それよりも広い意味で使われている場合が混在し、わかりにくくなっているので言葉の使い方を整理する必要がある。

また、本計画で使う「まちづくり」など柱となる言葉については、計画の冒頭で意味をしっかりと定義されたい。

(4) 前期基本計画に掲載する内容

前期基本計画（原案）にある「具体的な施策」は前期5年での主要な施策や重点施策であると考えられる。そのことをしっかりと前期基本計画の冒頭で述べるとともに、主要施策や重点施策と読み替えても耐えられるものにする必要がある。

このことから、経常的、継続的に行うことは記載せず、協働と参画を基本にしなければ実現しないことや組織横断的に取り組むこと、また、緊急を要することなどに絞り込むよう整理されたい。

(5) 第3次総合計画とのつながり

第3次総合計画で行ってきたことを踏まえて本計画（原案）が策定されている

と考える。

このことから、各施策においてこれまでの取組の経緯を記載し、本計画につながるよう整理されたい。

(6) 市民に望むこと

前期基本計画（原案）では、施策目標ごとに「市民に望むこと」という項目が記載されている。基本計画の施策は行政の責任において進めていくものではあるが、本計画では、市民と行政が、共に、一緒に取り組んでいく姿勢で計画づくりを行ってきた過程を踏まえ、この項目名の表現を見直されたい。

(7) 語句や文章表現

その他、審議会での意見を基に作成した別添「第4次芦屋市総合計画（基本構想・前期基本計画）原案に対する審議会修正案」を参考に、語句や文章表現などを修正されたい。

以上

審議会開催日程		
回	日程	内 容
第1回	6月27日(日)	委員委嘱、原案説明、今後の進め方等
第2回	7月10日(土)	基本構想
第3回	7月31日(土)	前期基本計画(第1章)
第4回	8月21日(土)	前期基本計画(第3章)
第5回	8月23日(月)	前期基本計画(第2章)
第6回	8月29日(日)	前期基本計画(第4章)
第7回	9月21日(火)	これまでの意見一覧と審議会修正案
第8回	10月2日(土)	答申(案)

審議会委員名簿			◎会長	○副会長
条例根拠	委員名	所 属		
学識経験者	◎今川 晃	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授		
	勝見 健史	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授		
	小浦 久子	大阪大学大学院工学研究科准教授		
	菅 磨志保	関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科准教授		
	林 宏昭	関西大学経済学部・大学院経済研究科教授		
	松井 順子	神戸常盤大学非常勤講師		
	○安田 丑作	神戸大学名誉教授		
市議会議員	いとう まい	芦屋市議会総務常任委員会委員長		
	幣原 みや	芦屋市議会副議長		
	田原 俊彦	芦屋市議会都市環境常任委員会委員長		
市民団体代表	内山 忠一	社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会副会長		
	小田 脩造	芦屋市商工会会長		
	立花 暁夫	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会会長		
	室井 明	芦屋市自治会連合会会長		
特に市長が必要と認める者	姉川 昌雄	第4次総合計画素案作成市民会議保健医療福祉部会部会長		
	池内 清	第4次総合計画素案作成市民会議次世代育成部会部会長		
	糸川 寿子	第4次総合計画素案作成市民会議市民活動部会部会長		
	稲山 信治	第4次総合計画素案作成市民会議まちづくり部会部会長		
	大橋 一生	第4次総合計画素案作成市民会議行政部会部会長		
	中村 辰夫	第4次総合計画素案作成市民会議安全安心部会部会長		

(名簿順不同。ただし、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条内50音順)

審議会における個別意見一覧

本審議会では、多岐にわたる貴重な意見が出された。多くの意見は、別添「第4次芦屋市総合計画（基本構想・前期基本計画）原案に対する審議会修正案」に盛り込んでいるが、それ以外の意見については以下に記載しているので、具体的な事業や取組の際には十分配慮されたい。

目標とする10年後の芦屋の姿

1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

- (1) 市民参画や協働は、市民と行政の信頼関係の下で行われるべきである。
- (2) 信頼関係を築いていくためには、それぞれの意識を高めるとともに、協働とは何か、成功した協働事例などを広く知らせていくことも必要である。
- (3) 協働に対する理解を進めるためにも、行政の役割の明確化や、参画・協働のあり方について、市民レベルでの評価や見直しができる仕組みづくりが必要である。
- (4) 民生委員、町内会や自治会の役員は忙しい中でボランティアとしてやっただいているので、それぞれの活動にも限界があることをみんなが理解し、次の人へのスムーズな引き継ぎなど、地域で支えていくための創意工夫や、地域を支えたいという思いを育てていく環境づくりが必要である。

目標とする10年後の芦屋の姿

2 多様な文化・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

- (5) 芦屋らしさが変わりつつある中で、少しでもいいものを発掘して残していく努力として、建築物的な文化財の視点も大切にしてもらいたい。
- (6) 市内に居住する外国人が帰国されたときに、芦屋の良さを語ってもらえるようなまちづくりをしていく必要がある。

目標とする10年後の芦屋の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

- (7) 学校教育に関することで「生きる力」「学力差」という言葉が使われているが、これらは偏って理解されやすい言葉なので、施策を具体化していく場合には、教育委員会や学校現場と連携し、新しく実施される学習指導要領に基づいて進めてもらいたい。
- (8) 子どもの頃から自然と緑を大切にする心の文化が根付くよう、例えば、芦屋川の自然観察や植樹活動などに学校教育で取り組むことや、学校教育以外では家族で自然に親しめる環境づくりなどにも積極的に取り組んでももらいたい。

- (9) 子どもたちや青少年の健やかな育ちには、有害な環境から守ることも必要ではあるが、仕事の楽しさ、ものを創作する喜びなどを持たせることで健全な成長を促すなど、積極的な視点も持ってもらいたい。
- (10) 子どもたちの居場所づくりとしては、学校施設だけでなく、例えば総合公園の活用や、事業内容、利用料金なども総合的に配慮し、多くの子どもたちが広い公園でのびのびと遊び、スポーツをすることができる環境を整えてもらいたい。

目標とする10年後の芦屋の姿

5 地域で安心して子育てができています

- (11) 幼稚園での預かり保育に期待する。
- (12) 両親の共働きの影響などで、子どもたちが夜遅くまで保育サービスを受けている状況は、社会のあり方として決して望ましい状況ではないことから、適切な保育サービスの提供とワークライフバランスの理念の普及、啓発については、しっかり両輪として取り組んでももらいたい。

目標とする10年後の芦屋の姿

6 自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしています

- (13) 食育では、栄養バランスだけでなく、小さい時から献立などのセンスも一緒に育てていってもらいたい。
- (14) 医療について前期5年では急性期に重点が置かれているが、維持期あるいは回復期、リハビリ期も大切であることから、身近な相談をする体制など、予防、治療期、回復期というつながりとして取り組んでももらいたい。

目標とする10年後の芦屋の姿

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

- (15) 障がいや高齢化によって生活におけるハンディが増え、一般住宅では生活ができなくなった場合の住まいとなるべき施設が市内に不足しており、市内に住民票がありながら市外に住んでいる人がいるので、そのことを考えていく必要がある。
- (16) 他の自治体で取り組まれている高齢者に健康飲料を毎日手渡して配るサービスなどを参考にしながら、企業との協働や市域を超えた広域でのサービス提供などにも取り組んでももらいたい。
- (17) 介護保険の地域密着型施設などにおける地域への情報提供では、どのように知らせ、どのように受け取ってもらえるかを検討するだけでなく、双方向の情報交換の場も検討してもらいたい。

目標とする 10 年後の芦屋の姿

8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

- (18) 夜道を安全にしていくことは行政だけでできるものではなく、公益灯の充実も大切ではあるが、マンションも含めた住宅の外灯や室内から外に漏れる明かりによって、公益灯がなくてもまちを歩けるような取組ができるまちになってほしい。
- (19) 点灯運動に取り組もうという地域にLEDに取り替える補助をして協定を結ぶなど、行政においてもそのような取組に向けた努力をしてもらいたい。

目標とする 10 年後の芦屋の姿

9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

- (20) 災害発生の時間帯によっては、他市から市内の職場で働いている人もいるので、そのような人についても地域の防災力のカテゴリーに入れる必要がある。
- (21) 災害が起こったときに共助も必要であるが、最近の災害の傾向としては、局所的な集中豪雨などでは個人で対応しなければならないこともあり、市民が自ら積極的に情報を取っていくことや、情報発信者になっていく側面も重視されるようになってきている。このことから、例えば、市民は避難勧告や被害情報を受けて動くだけでなく、自分の目で判断することや自分の近くで気が付いた危険情報を行政にも発信していくことも必要である。
- (22) 建物の耐震診断や耐震改修については、市民に耐震診断や耐震改修をやる気にさせることが一番のポイントとなるので、しっかりと取り組んでもらいたい。

目標とする 10 年後の芦屋の姿

10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

- (23) マンションや屋外広告物に関する施策も重要ではあるが、建物の数では約 95%を戸建ての住宅が占めている。この方々と話し合いながら、花や草木、地域毎の過去からの歴史など、何を大事にしていくかを共有して住まいづくりを進めていくことが必要である。例えば、マンションを建てるに当たっても、その周辺地域の人々がその場所の歴史など様々な情報を得た上で最終判断に至ることが大切であり、そういうことを常に意識しながらまちなみを形成していくことが重要である。
- (24) 宅地の細分化が進む傾向があるが、一定規模以上の宅地だけでなく、小規模な宅地に対しても緑のコントロールがきくようなシステムを積極的につくっていくことが必要である。
- (25) 芦屋独自の取組として、電柱・電線の地中化にも取り組んでもらいたい。
- (26) 落ち葉の掃除、植樹、ランドマークである芦屋川の整備などについて、市民が一緒になって考える機会が必要である。
- (27) 庭園都市芦屋の市民が、市内に生育する花や草木のことをよく知っている状態を目指すため、また、子どもたちの自然への親しみや興味を深めるためにも、公共施

設のみならず、個人宅や民間の事業所の協力も得て、街路に面した花や草木にネームプレートを設置することを促進してもらいたい。

- (28) 花と緑の美しい芦屋にしていくための取組として、講習会などで商工会館を活用してもらいたい。例えば、花や緑についてマンション住まいでもできることなどもテーマとしていいのではないか。

目標とする10年後の芦屋の姿

12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

- (29) 市内には歩道が整備されていない道路が多くある。歩行者の視点に立って、歩道の整備にしっかりと取り組んでももらいたい。
- (30) 自転車中心のまちとなるような道路形体にってもらいたい。市民が参画した研究会などを立ち上げ、考え始めていく必要がある。
- (31) 自転車駐車場の整備については、増やすだけではなく、土日の自転車駐車場のシェアリングなど、今あるものを活用することも検討してもらいたい。
- (32) 福祉のまちづくりが具体化されたものとして、体の不自由な人が一人で市内を南北に移動できるよう芦屋川の河川敷を整備してもらいたい。
- (33) 芦屋の交通事情として、バスで浜（南）から山手（北）への移動では乗り継ぎが必要なので、何か方策を考えることが必要である。
- (34) 未整備の都市計画道路のあり方について研究を進めてもらいたい。また、研究を行う際には市民参画で進めてもらいたい。

目標とする10年後の芦屋の姿

13 充実した都市の機能が快適な暮らしを支えている

- (35) J R 芦屋駅の北側には充実した商業施設が既にあるので、南側については、例えば、水と緑を感じることができるようなスペースを設けるなど、芦屋らしさ、芦屋の顔となるような別の視点を持ってもらいたい。
- (36) J R 芦屋駅南地区では、商業サービスだけでなく、保育、図書館、情報コーナーなどの機能も検討してもらいたい。

目標とする10年後の芦屋の姿

14 信頼関係の下で市政が進行している

- (37) これまでも計画づくりや附属機関などの会議には市民が参画してきているが、市民にとって身近な事業（例えば公園のトイレ整備など）においても、市民が参画する場で進めていってもらいたい。
- (38) 市政の情報などについて、わかりにくいとの声も多く聞くので、情報を受け取る側の視点に立った工夫をしてもらいたい。

(39) 一般の市民は市の職員と接する機会はあまりなく、偶々接した職員の対応によって「芦屋市の行政サービスはいい、悪い」、「芦屋市の職員は質がいい、悪い」と判断をすることが多いので、窓口職員については十分配慮をしてもらいたい。

例えば、市民からまちを良くするための情報提供や提案などがあった場合は、必ず、その情報の提供者に対してははっきりとした回答を返すようにしてほしい。

(40) 事業が実際に役立っているかを判断するために、行政の担当者の考え方と受け手の市民の考え方がお互いに見える形で事業を展開していく必要がある。

目標とする 10 年後の芦屋の姿

15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

(41) 財政の健全化については、その目標や期間、市民負担などの方向性について市民と行政が共有できるよう、市民への働きかけやそのための仕組みづくりを行ってほしい。

(42) 市が保有する資産の売却は可能な範囲で進めていってほしいが、例えば、学校関係への売却では、固定資産税のことなども十分考慮して慎重に進めてもらいたい。

計画の周知等

(43) 計画書の表紙の将来像のキャッチコピーを掲載するなど、広く知ってもらえるための工夫をしてもらいたい。

(44) この計画のダイジェスト版として、例えば、イラストを載せたり、キャラクターを登場させたカラーの冊子を作成するなど、この計画を広く市民に興味を持ってもらえるように努めてもらいたい。

(45) 第 3 次総合計画書と同じように、解説が必要な言葉については、使用されている近くに用語解説を掲載してもらいたい。

4 原案へのパブリックコメント

(1) 募集期間・提出件数

募集期間：平成 22 年 7 月 12 日（月）～平成 22 年 8 月 12 日（木）

提出件数：7 人 90 件

(2) 意見の要旨及び市の考え方

No.	分類	ご意見要旨	市の考え方
1	全般	<p>全体の感想として第 3 次総合計画の焼き直しの感じがする。総花的な目標の羅列になっていて締りが無い。</p> <p>今後は団塊の世代の退職や年収の減少で税収も少なくなり、限られた予算でいかに目標を達成するかが肝要である。市民もこのあたりを心得て、やたらに請願や補助金申請をせずに市民全体に有意義なものに限定する必要がある。</p>	<p>総合計画は、市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものですので、各施策分野の目的や方向性を示すものとならざるを得ないものと考えます。しかし、前期基本計画では、市の業務すべてを載せているものではなく、前期 5 年での重点的な施策として記載しています。</p>
2	基本構想	<p>第 3 次総合計画では「市民参画」がキーワードであったが、第 4 次総合計画でも 10 年先のキーワードが必要ではないか。</p>	<p>第 3 次総合計画でも特にキーワードとして記載していませんが、第 4 次総合計画では「協働の推進」になると考えます。</p>
3	基本構想	<p>「第 2 章の市民会議が描く芦屋の将来の姿」の「まちづくりの視点から見た将来像・10 年後の姿」に「夏には樹木による温度低下があり」を追加してほしい。</p>	<p>素案については原則、原文どおりとしています。なお、6 つの視点から見た将来像・10 年後の姿の詳細については、審議会での意見も踏まえ、言葉のピックアップから文章要約に変更し、該当か所については「夏の日差しやヒートアイランド現象が緩和・・・」とします。</p>
4	基本構想	<p>「第 2 章の市民会議が描く芦屋の将来の姿」の「行政の視点から見た将来像・10 年後の姿」の文章中の「行政のスリム化」の前に「市議会を含めた」を追加してほしい。</p>	<p>素案については原則、原文どおりとしています。なお、芦屋市の総合計画は市行政の計画としており、市議会に関することは市議会でご検討いただくことになります。</p>
5	基本構想	<p>キャッチフレーズとして「国際 IT 先進都市芦屋」はいかがか。</p> <p>神奈川県<small>の</small>藤沢市の無料パソコン講座、市民ネット会議、市民カレッジのインターネット化など先端市の良いことは真似しよう。</p>	<p>キャッチフレーズとしては、市民会議で決めていただいた将来像「自然とみどりの中で絆<small>きずな</small>を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」とさせていただきます。</p>
6	基本構想	<p>まちづくりの目標を大きく 5 つにし、それぞれに小項目 3 つぐらいにしてはどうか。</p>	<p>4 つのまちづくりの基本方針のもとに 15 の目標という構成にしていますが、基本構想でははっきり記載できていないため、階層がわかりにくくなっていると思われる。審議会での意見も踏まえ、基本構想の構成を見直します。</p>

No.	分類	ご意見要旨	市の考え方
7	前期基本計画	基本構想には市民会議の素案がそれなり取り入れられているが、具体的な施策、事業、取組こそ積極的に取り入れるべきではないか。(項目列举)	市民会議での素案づくりは、目指すべき10年後の芦屋の姿を中心に検討いただきました。その過程で出されたご意見を全て反映することはできませんが、できる限り盛り込むように努めております。また、具体的なアイデアにつきましては、具体的な取組での参考とさせていただくことを基本としておりますが、ご指摘の項目につきましては下記のとおりとさせていただきます。
7-1	(以下、 列举された項目)		基本計画に考え方として反映されています。
7-2		○市民活動支援センターの強化(施策目標 1-2) / ○国際性豊かに芸術・伝統文化・スポーツなどを通じての人格形成の保障(施策目標 4-3) / ○まちづくりリーダーの育成(施策目標 1-1, 2) / ○市民活動情報の集約、ネットワーク構築を支援(施策目標 1-2) / ○医療体制の確立(施策目標 6-2) / ○より安全に近しく自然と触れ合える環境と機会の保障(施策目標 10-1) / ○南北交通の利便性・安全性の整備(施策目標 12-3) / ○委託業務のなかで可能なものは市民の力を借りる。(施策目標 15-2)	具体的な事務事業のアイデアとして参考にさせていただきます。
7-3		○市民活動の「円卓会議」やプラットフォームの設定、○洋館・お屋敷などの提供を受けてサロンの形成(施策目標 1-2) / ○図書館蔵書の充実(施策目標 2-1) / ○市独自の音楽コンクール、絵画コンクール、アート・トリエンナーレなどの企画開催(目標 2、目標 4) / ○教育公園の整備(施策目標 2-1、10-1) / ○学校・保育園の、「自校直営方式」による給食の保持(施策目標 4-1) / ○子育て電話や直接訪問の充実、○身近な地域ごとの「自由な空間」づくり(ゆるい管理で既存の施設を活用)(施策目標 5-1) / ○子育てヘルパー制度の整備(施策目標 5-1、5-2) / ○公園などへの健康遊具の整備(施策目標 6-1) / ○市民による公募制の「病院サポート委員会」(施策目標 6-2) / ○地域福祉コーディネーターの体制充実、○保健・医療・福祉・介護のワンストップサービス(市役所、福祉センター)、○身近な場所の「よろず駆け込み相談所」、「ミニ福祉・保健センター」、○小規模多機能施設、○空き家活用での身近な福祉拠点づくり(施策目標 7-1) / ○専門知識を持っている人を生かせる場作り(施策目標 9-1) / ○街路樹の落ち葉清掃や水遣りなどについて行政と市民の協力の仕組み整備(施策目標 10-1) / ○カーシェアリング・レンタサイクル(目標 12) / ○自転車走行帯の目立たせ(施策目標 12-1) / ○自転車専用道の整備必要箇所の把握と優先順位付け、○歩道の整備必要箇所の把握と優先順位付け、○通学路の安全確保、○歩道整備、○放置自転車の監視(施策目標 12-3) / ○市民提案制度の充実、○行政サービス満足度調査、○中・高生による「芦屋ビジョン」チーム、○市民主体の情報広報委員会(施策目標 14-1) / ○市民参加の財政健全化プロジェクト(目標 15) / ○財政力目標の設定、○収入財源確保(施策目標 15-2)	市民会議の中で出たご意見であり、素案づくりの過程で調整されたものであると考えています。
7-4		電柱の地中化	無電柱化の実施については、道路幅員や地下埋設物の状況などによって大きく制限されますので、周辺の

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

No.	分類	ご意見要旨	市の考え方
7-5			土地利用の状況を含め財政状況も勘案しながら個別・総合的に判断していくこととなります。
		マイカーから徒歩・自転車・公共交通機関の利用に転換	前期基本計画としては施策目標 12-3 で市内公共交通の利便性の向上を検討していきます。
		車椅子でも芦屋川河川敷を散策できる整備	管理者が県であるため、市としては要望のみになります。
7-6		車椅子でも芦屋川河川敷を散策できる整備	管理者が県であるため、市としては要望のみになります。
7-7		学級定員の少人数化	現在、県の弾力的な運用により小学4年生まで35人学級が実施されており、今後も、国・県が段階的に35人学級を進めていくと伺っていますので、本市においてもそれに合わせて実施していきます。なお、本市では、一部の教科について少人数グループで授業を行う県の研究事業を導入し、現在、積極的に取り組んでいます。
8	前期基本計画	基本計画の施策は従来の施策の継承であって新規施策がない。	これまでのまちづくりの方向を大きく変えるものではないため、基本的には従来の施策の継承になりますが、その中で、前期基本計画では前期5年で重点的に取り組む内容にしています。
9	前期基本計画	市民の積極的な参加も必要であるが、行政への関心や理解がない市民が多いので、行政職員が市民の中に入っていきことも必要ではないか。	市民と行政が一緒になって協働を進めていくことが重要であると考えますので、施策目標 14-2 で、「市民や地域と連携できるコミュニケーション能力も求められています。」と追記します。
10	前期基本計画	集会所の貸し教室的な運用をやめてボランティア活動の拠点として市民活動を優先したり、集会所にインターネット回線を敷設すべきである。ネット活用市民が増えれば相互情報交換などが迅速かつ時間と費用の節減になり、また、生涯教育にも直結するので、市民のIT化とスキルアップを直ちに始めるべきであり、ITインフラ整備については、市民優先で考えるべきである。	市民活動の拠点としては、情報提供やNPO相談の場としてあしや市民活動センターがあり、福祉ボランティアについては、社会福祉協議会にボランティア活動センターがあります。 また、現在、各集会所の運営は、各地域の運営協議会にお願いしておりますが、集会所の活用については、市として今後も地元と協議していきたいと考えております。 なお、ITインフラ整備については、平成18年度に運営協議会連合会と協議しましたが、その時点では必要ないとの結論になっていますのでご理解いただきたいと思います。
11	前期基本計画	まちづくりの目標2に「スポーツ」という言葉が出てこないの、文章の表現に付け加えてはどうか。	ご指摘のとおり、前期基本計画の文章に追加します。
12	前期基本計画	「保育所待機ゼロ達成」、「保育所通所中に発熱した場合、幼児を預かるシステムを確立する」ための財源確保のため、これ以外の項目の予算を大胆にカットする必要がある。	平成17年度以降、私立保育園を3園開設しているにもかかわらず、待機児童が100人を超える状況が続いており、具体的な施策として、「待機児童の解消を優先課題とし、保育所の増設などに努めます。」としています。 また、病児保育について、現在のところは予定していませんがご意見として頂戴します。なお、病後児保育につきましては、平成22年4月から市立芦屋病院内の施設で行っています。

No.	分類	ご意見要旨	市の考え方
13	前期基本計画	芦屋病院をもっと充実してほしい。特に内科は院長が予約で埋まっており、一般市民が急に体調を崩して病院に行っても絶対に診てもらえない。その他は全くの新人と思われる若い医師なので、中堅の医師を雇ってほしい。	市立芦屋病院における内科外来の診療体制は、13人の常勤医師を中心として第1診から第5診で行っています。そのうち第2診から第4診は、専門医師による予約の患者さんの診療で、初診の患者さんは、第1診において10年を超える中堅以上の医師により診療を行っています。
14	前期基本計画	子どもがなく老後が不安である。民間の老人ホームは非常に高い。芦屋市がどんなに良い環境で公園のように美しいまちであっても生活の基盤に安定がないと心安らかに過ごすことができない。芦屋市の老人ホームが足りない。	具体的な施策として、「高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合でも、住み慣れた地域の中で可能な限り安心して生活できるよう、地域密着型サービス施設を整備します。」としています。
15	前期基本計画	経験豊富なシニア世代のパワーを活用すべきである。	具体的な施策として、「高齢者が地域社会の中で、自らの経験や知識、技能を生かせる環境をより一層充実させます。」としています。また、シルバー人材センターを、積極的に最大限活用していきます。
16	前期基本計画	六甲山麓調整区域の国立公園区域を拡大することも記載してほしい。	国立公園の区域変更は定期的に国が行っていますが、芦屋だけでなく広範囲の見直しが必要となり、近年は変更の予定はなく、市としても考えておりません。
17	前期基本計画	阪急芦屋川駅下流の右岸、宮川流域の風致地区の新規指定や環境整備を記載してほしい。	風致地区の趣旨は、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定められる地域地区であり、阪急芦屋川駅下流の右岸の近隣商業地域や宮川流域については風致地区の趣旨には沿っていないと考えています。また、環境整備については、現在、県が行っている宮川下流域における宮川環境整備事業以外の整備計画は、現在のところありません。 なお、緑地や景観の保全については、緑地保全地区の拡大や芦屋川北特別景観地区の指定などにより進めてまいります。
18	前期基本計画	芦屋市都市景観条例に基づき、「戸建建築についても、生垣・植栽・草花などの配慮がなされている」ことを追加してほしい。	花と緑に彩られた美しいまちなみをするためには、ご指摘のとおり戸建建築の生垣・植栽・草花について市民のかたにご協力いただき配慮がなされていることが必要不可欠です。「まちづくりの目標10」の「市民に望むこと」に、「住宅等の道路との敷き際に花や木を植栽」を追記します。
19	前期基本計画	「市民からの寄付緑地の保全に努め、由来・目的を明示する」ことを追加してほしい。	平成20年10月に市民の方より所有されている土地について市街地の緑地の永久的な保全を条件にご寄附いただきました。市としましても非常に貴重な市街地緑地が確保できるとともに、自然的な環境をいつまでも市民の皆様楽しんでいただけるよう保全に努めており、当該土地の保全の取組は当然継続してまいります。
20	前期基本計画	まちづくりの目標11の【関連する計画等】に「芦屋市都市景観条例」を追加してほしい。	審議会での意見も踏まえ、「関連する計画等」を「関連する主な条例や計画等」として、「まちづくりの目標10」に芦屋市都市景観条例を追記します。

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

No.	分類	ご意見要旨	市の考え方
21	前期基本計画	具体的な取組 11-2-1 の「周知、啓発」に「誘導」も追加してほしい。	施策目標にも掲げているように、本市では環境に配慮したまちづくりを進める取組を行ってまいります。ご指摘のとおり修正します。
22	前期基本計画	「芦屋浜に対する水質改善のため、神戸市・西宮市・兵庫県との協議会の設置」を追加してほしい。	国土交通省近畿整備局では、「海の再生」を目的に国の機関、関連府県、政令市で構成する大阪湾再生推進会議を設置し、その中で大阪湾再生行動計画を策定しています。芦屋浜も大阪湾に含まれており、兵庫県を通じて、本市もこの計画にのっとり事業を行ってまいりますので、改めて協議会の設置は考えておりません。
23	前期基本計画	市民会議の素案では、自動車優先交通体系からの転換の提言があったが、自動車優先システムの見直しがまったくない。	前期基本計画において、歩行者や移動手段を持たない人でも市内を安全かつ快適に移動できるようになることを一つの目標にしており、すべての人が市内を移動しやすくなっていることが重要であると考えます。
24	前期基本計画	まちづくりの目標 13 で、「商店街の活性化」は従来から言われているがなかなか効果がないので実施計画での積極的な施策を期待する。	公共空間や商業共同施設の整備など商業環境の整備に努め、消費者のニーズに的確に応えていけるよう商工会と連携して商店街・商業者を支援する取組を進めていきます。
25	前期基本計画	芦屋市の人口は微増であるので、JR芦屋駅南地区に今以上の商業施設は要らないのではないかと。	JR芦屋駅南地区のまちづくりの記載については、審議会での意見を踏まえ、「JR芦屋駅から阪神芦屋駅にかけて歩いて楽しい商業空間となるよう、また、JR芦屋駅の南側へ乗降する人がより便利になるよう、JR芦屋駅南地区のまちづくりの中で、商業サービスのあり方を検討します。」と変更します。
26	前期基本計画	市民にとって「行政への信頼感」というのは大事なことだが、「お互いが理解し合い、信頼関係を構築する」というのはおかしなことであり、適切でない。	市民会議において行政の視点から見た将来像は「市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政」となっており、市民と行政の協調や、市民と行政の協働のまちづくりについても述べられています。参画や協働のためには、行政の透明性を確保し、市民と行政が信頼関係を構築することは必要であると考えます。
27	前期基本計画	まちづくりの目標 15 で、「健全な財政状況」としているが、平成 32 年度も収支不足にならない試算が必要ではないかと。	基本構想においては、平成 22 年 2 月現在の収支見込みを示しており、10 年後の平成 31 年度までの収支の不足額を表しています。平成 32 年度以降の収支見込みについては、順次、毎年ローリングし、2 月の予算編成時に併せて公表する予定です。 現在の本市における諸課題への対応や依然として震災関連の公債費負担が相当大きいことを考慮すると、今後も相当厳しい財政状況が見通されることから、平成 32 年度に収支不足が発生しない試算をこの段階で示すことは困難と判断していますが、総合計画の目標達成に向けて、行政改革をさらに推進し、収支不足を早期に改善させることを目指してまいります。
28	前期基本計画	行財政改革問題では、いわゆる「小泉改革路線」への批判があるにもかかわらず、従来の延長線になっており、それを転換するような政策提言はあまり取り入れられていない。	素案では、更なる行政改革の推進によって行政のスリム化や無駄の排除を継続することが述べられており、原案においても、芦屋の資源を活用しながら効率的な行政運営を進めることとしています。

No.	分類	ご意見要旨	市の考え方
29	前期基本計画	「本来、市として果たすべき仕事や役割を検証し、公共サービスの再構築に取り組みます」という場合、何が「本来、市として果たすべき仕事や役割」なのか「憲法の規定に立ち返って」ということを明記すべきである。	本市では、震災や三位一体の改革及び景気悪化なども加わり厳しい財政状況が続いていますが、医療、福祉の環境整備や教育など必要な事務事業に必要な財源の手立てができるように「選択と集中」による適正な予算編成と執行に努めています。引き続き、常に市民ニーズを把握し、適切に対応できるよう市として果たすべき仕事や役割を常に検証しながら取り組んでいきたいと考えます。
30	他	市議会議員への連絡、要望などを簡略化するため、議員に公的メールアドレスを付与すべきである。 また、オンブズマンシステムがないため、掲示板的なネットシステムの構築を考慮しているが、市政への市民からの提案やクレームの利便性向上に有効であることから、その節には市議会議員の協力が必要である。	芦屋市の総合計画は市行政の計画としており、市議会に関することは市議会でご検討いただくこととなりますので、ご意見を市議会へお伝えしました。
31	他	総合計画を視覚的に楽しいものにするために基本構想図として 1/15,000 程度の縮尺の図面で、持ち歩いて計画が分かるものを添付してほしい。	総合計画を地図上に表すことは難しいと考えますが、概要版では視覚的なものとなるよう検討します。

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について
前期基本計画
第1章
前期基本計画
第2章
前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

5 第4次芦屋市総合計画アドバイザー会議

(1) 第4次芦屋市総合計画アドバイザー会議設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日

(設置)

第1条 第4次芦屋市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するに当たり、学識経験者等の意見を求めるため、第4次芦屋市総合計画アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 アドバイザー会議は、総合計画の策定に関することについて、助言又は指導を行う。

(組織)

第3条 アドバイザー会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 アドバイザー会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長の指名により定める。

(会議)

第5条 アドバイザー会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 アドバイザー会議は、審議のために必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(他の会議等への出席)

第6条 委員は、第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議、第4次芦屋市総合計画基本計画素案作成職員会議、芦屋市総合計画策定委員会等の総合計画策定に関する他の会議等へ出席し、助言又は指導を行うことができる。

(庶務)

第7条 アドバイザー会議の庶務は、総合計画に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 委員名簿

平成 21 年 4 月 1 日現在 (50 音順・敬称略)

役職	氏名	所属
	稲澤 克祐	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
会長	今川 晃	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授
	勝見 健史	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授
	小浦 久子	大阪大学大学院工学研究科准教授
	菅 磨志保	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任講師
	松井 順子	神戸市看護大学助教
副会長	安田 丑作	神戸大学名誉教授

(3) 開催日

回	日程
第 1 回	平成 21 年 3 月 31 日 (火)
第 2 回	平成 22 年 2 月 12 日 (金)
第 3 回	平成 22 年 3 月 28 日 (日)

基本構想
第1章

基本構想
第2章

基本構想
第3章

基本構想
第4章

基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

6 第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議

(1) 第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議設置要綱

平成21年3月15日

(設置)

第1条 第4次芦屋市総合計画の素案（以下「素案」という。）を市民参画で作成するため、第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 素案を作成し、芦屋市総合計画策定委員会に提出すること。
- (2) その他素案の作成について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、40人程度の委員をもって組織する。

- 2 委員は、公募による市民委員とする。
- 3 委員の募集及び選任は、別に定める。

(部会)

第4条 市民会議に、別表に定める部会を置く。

- 2 各部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。
- 3 市民会議の委員は、いずれかの部会に属し、当該部会の部会員となる。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 8 部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第5条 市民会議には、各部会の調整等を図るため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事は、前条第1項の各部会の部会長及び副部会長をもって充てる。
- 4 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。
- 5 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第6条 市民会議は、必要に応じて全体会を置くことができる。

- 2 全体会は、市民会議の委員をもって構成する。

(アドバイザーからの助言等)

第7条 市民会議は、別に定める第4次芦屋市総合計画アドバイザー会議の委員から助言又は意見を受けながら素案を作成する。

- 2 市民会議は、素案作成のために必要があるときは、素案作成に関係のある者の出席を求め、助

言又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、総合計画に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、市民会議が素案を策定した日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

部会名	分 野
安 全 安 心 部 会	防災、消防、耐震化、防犯、交通安全、駐車・駐輪、人権、平和、消費生活等に関する分野
保健福祉医療部会	保健、医療、健康、地域福祉、高齢者支援、障がい者支援、経済的困窮者支援等に関する分野
次世代育成部会	学校教育、子育て支援、青少年育成、愛護等に関する分野
市 民 活 動 部 会	コミュニティ、市民活動、ボランティア活動、生涯学習、スポーツ、芸術・文化、文化財、男女共同参画、市民交流等に関する分野
まちづくり部会	市街地整備、道路整備、住宅、景観、公園、緑化、河川、海岸、上水道、下水道、環境、産業等に関する分野
行 政 部 会	情報公開、市民ニーズ、市民参画、組織運営、人事管理、効率化、窓口サービス、収入確保等に関する分野

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

基本構想 第1章
 基本構想 第2章
 基本構想 第3章
 基本構想 第4章
 資料
 前期基本計画 前期基本計画 前期基本計画 前期基本計画
 前期基本計画 前期基本計画 前期基本計画 前期基本計画
 前期基本計画 前期基本計画 前期基本計画 前期基本計画
 前期基本計画 前期基本計画 前期基本計画 前期基本計画

(2) 委員名簿

(部会ごとに50音順・敬称略)

部会	役職	氏名
安全安心部会		大井 雅士
		唐津 弘子
		合田 恭子
	副部会長	竹田 忠史
	部会長	中村 辰夫
	副部会長	前田 晴美
		山梶 朋子
保健医療福祉部会	部会長	姉川 昌雄
		岩本 恵子
		栗本 絹江
		副島 罔義
		谷田 和子
	副部会長	星 三男
		持永 宣雄
		八十 常充
次世代育成部会	部会長	池内 清
		石川 あすか
		奥村 鉄也
		白石 恭一
		谷垣 有希子
	副部会長	前田 佳代子
		守 隆
		吉田 雍一

部会	役職	氏名
市民活動部会	部会長	糸川 寿子
		奥野 尚史
		栗本 麻里
		斉藤 傑
	副部会長	渋谷 準
		藤田 葉子
		松尾 光起
		安木 良明
まちづくり部会	部会長	稲山 信治
		井上 治子
		川辻 啓子
		河原 拓
	副部会長	武内 達明
		船橋 久郎
		三浦 由佳子
		守屋 正彦
行政部会	部会長	大橋 一生
	副部会長	草郷 孝好
		高橋 麻利
		野崎 勝義
		平井 雅三
		藤田 季
		増谷 昭夫
		山崎 恵子

(3) 開催日

(平成 21 年 5 月～12 月)

【全体会】

回	日 付
第 1 回	5 月 23 日 (土)
第 2 回	10 月 3 日 (土)
第 3 回	10 月 31 日 (土)
第 4 回	12 月 12 日 (土)

【幹事会】

回	日 付
第 1 回	11 月 14 日 (土)

全体会	4 回
幹事会	1 回
安全安心部会	9 回
保健医療福祉部会	7 回
次世代育成部会	11 回
市民活動部会	8 回
まちづくり部会	11 回
行政部会	10 回
合計	61 回

【安全安心部会】

回	日 付
第 2 回	6 月 6 日 (土)
第 3 回	6 月 27 日 (土)
第 4 回	7 月 11 日 (土)
第 5 回	7 月 25 日 (土)
第 6 回	8 月 8 日 (土)
第 7 回	9 月 12 日 (土)
第 8 回	9 月 19 日 (土)
第 9 回	9 月 27 日 (日)
第 10 回	10 月 24 日 (土)

【保健医療福祉部会】

回	日 付
第 2 回	6 月 13 日 (土)
第 3 回	6 月 27 日 (土)
第 4 回	7 月 18 日 (土)
第 5 回	8 月 1 日 (土)
第 6 回	8 月 22 日 (土)
第 7 回	9 月 12 日 (土)
第 8 回	10 月 17 日 (土)

【次世代育成部会】

回	日 付
第 2 回	6 月 6 日 (土)
第 3 回	6 月 27 日 (土)
第 4 回	7 月 4 日 (土)
第 5 回	7 月 18 日 (土)
第 6 回	8 月 8 日 (土)
第 7 回	8 月 23 日 (日)
第 8 回	9 月 5 日 (土)
第 9 回	9 月 13 日 (日)
第 10 回	9 月 27 日 (日)
第 11 回	10 月 11 日 (日)
第 12 回	10 月 17 日 (土)

【市民活動部会】

回	日 付
第 2 回	6 月 6 日 (土)
第 3 回	6 月 20 日 (土)
第 4 回	7 月 4 日 (土)
第 5 回	7 月 18 日 (土)
第 6 回	8 月 1 日 (土)
第 7 回	9 月 12 日 (土)
第 8 回	9 月 23 日 (水)
第 9 回	10 月 10 日 (土)

【まちづくり部会】

回	日 付
第 2 回	6 月 6 日 (土)
第 3 回	6 月 27 日 (土)
第 4 回	7 月 11 日 (土)
第 5 回	8 月 1 日 (土)
第 6 回	8 月 8 日 (土)
第 7 回	8 月 22 日 (土)
第 8 回	9 月 12 日 (土)
第 9 回	9 月 19 日 (土)
第 10 回	9 月 27 日 (日)
第 11 回	10 月 10 日 (土)
第 12 回	10 月 24 日 (土)

【行政部会】

回	日 付
第 2 回	6 月 12 日 (金)
第 3 回	6 月 25 日 (木)
第 4 回	7 月 10 日 (金)
第 5 回	7 月 24 日 (金)
第 6 回	8 月 7 日 (金)
第 7 回	8 月 21 日 (金)
第 8 回	9 月 4 日 (金)
第 9 回	9 月 25 日 (金)
第 10 回	10 月 16 日 (金)
第 11 回	10 月 23 日 (金)

7 第4次芦屋市総合計画基本計画素案作成職員会議

(1) 第4次芦屋市総合計画基本計画素案作成職員会議設置要綱

平成21年6月15日

(設置)

第1条 第4次芦屋市総合計画を策定するに当たり、第4次芦屋市総合計画基本計画素案（以下「基本計画素案」という。）を職員参画で作成するため、第4次芦屋市総合計画基本計画素案作成職員会議（以下「職員会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 職員会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議と連携して基本計画素案を作成し、芦屋市総合計画策定委員会に提出すること。
- (2) その他基本計画素案の作成について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 職員会議は、48人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、各部推薦による委員及び公募による委員とする。
- 3 委員の募集及び選任は、別に定める。

(部会)

第4条 職員会議は、別表に定める部会をもって組織する。

- 2 別表に定める部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。
- 3 前条に定める委員は、別表に定める部会のいずれかの部会に所属し、当該部会の部会員となる。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 8 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第5条 職員会議には、各部会の調整等を図るため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事は、別表に掲げる各部会の部会長及び副部会長をもって充てる。
- 4 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。
- 5 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第6条 職員会議は、必要に応じて全体会を置くことができる。

- 2 全体会は、職員会議の委員をもって構成する。

(関係者の出席)

第7条 職員会議は、必要があると認めるときは、基本計画素案作成に関係のある者の出席を求め、助言又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 職員会議の庶務は、総合計画に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、職員会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、職員会議が基本計画素案を策定した日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

部会名	分野
安全安心部会	防災、消防、耐震化、防犯、交通安全、駐車・駐輪、人権、平和、消費生活等に関する分野
保健福祉医療部会	保健、医療、健康、地域福祉、高齢者支援、障がい者支援、経済的困窮者支援等に関する分野
次世代育成部会	学校教育、子育て支援、青少年育成、愛護等に関する分野
市民活動部会	コミュニティ、市民活動、ボランティア活動、生涯学習、スポーツ、芸術・文化、文化財、男女共同参画、市民交流等に関する分野
まちづくり部会	市街地整備、道路整備、住宅、景観、公園、緑化、河川、海岸、上水道、下水道、環境、産業等に関する分野
行政部会	情報公開、市民ニーズ、市民参画、組織運営、人事管理、効率化、窓口サービス、収入確保等に関する分野

(2) 委員名簿

(部会ごとに50音順)

部会	所属	役職	氏名
安全安心部会	水道工務課		岡本和也
	建築指導課		尾高尚純
	道路課	副部会長	白井宏和
	防災安全課	部会長	大上勉
	消防署消防第1担当		増田義明
	消防本部管理課		村江宏太
	行政経営課		山内健
保健医療福祉部会	消防署消防第1担当		栗田聡志
	障害福祉課		西川隆士
	病院業務課		西村雅代
	病院総務課	部会長	細山正之
	生活援護課		宮脇尚子
	都市計画課	副部会長	吉泉里志
	高年福祉課		吉川里香

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について
前期基本計画
第1章
前期基本計画
第2章
前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

部会	所 属	役職	氏 名
次世代育成部会	行政経営課		柏 原 由 紀
	こども課		加 藤 智 子
	学校教育課	部 会 長	北 野 章
	健康課		田 中 佐 代 子
	教職員課		鳥 越 雅 也
	管理部管理課		長 岡 良 徳
	収税課	副 部 会 長	長 谷 啓 弘
市民活動部会	収税課	副 部 会 長	田 中 孝 之
	市民センター		長 岡 一 美
	図書館		丸 尾 恵 子
	保険医療助成課	部 会 長	三 崎 英 誉
	行政経営課		山 川 範
	生涯学習課		渡 邊 一 義
まちづくり部会	道路課	部 会 長	石 濱 晃 生
	都市計画課		鹿 嶋 一 彦
	課税課		中 井 紘 子
	街路課		灰 佐 信 祐
	環境課		萩 原 裕 子
	公園緑地課	副 部 会 長	三 柴 哲 也
	下水処理場		藪 田 循 一
行政部会	課税課		御 宿 弘 士
	課税課		竹 内 浩 文
	秘書課		田 嶋 修
	人事課	部 会 長	平 野 雅 之
	収税課		福 岡 慶 起
	財政課	副 部 会 長	榊 井 大 輔
	文書行政課		本 宮 健 男

(3) 開催日

(平成21年7月～平成22年2月)

【全体会】

回数	日付
第1回	7月14日(火)
第2回	7月28日(火)
第3回	2月8日(月)

【幹事会】

回数	日付
第1回	12月10日(木)

【安全安心部会】

回数	日付
第3回	8月12日(水)
第4回	8月26日(水)
第5回	9月25日(金)
第6回	9月29日(火)
第7回	10月13日(火)
第8回	10月23日(金)
第9回	10月29日(木)
第10回	11月18日(水)
第11回	11月24日(火)
第12回	11月26日(木)
第13回	12月3日(木)
第14回	12月16日(水)
第15回	1月5日(火)
第16回	1月21日(木)
第17回	1月27日(水)
第18回	1月29日(金)

【保健医療福祉部会】

回数	日付
第3回	8月10日(月)
第4回	8月25日(火)
第5回	9月10日(木)
第6回	9月16日(水)
第7回	10月15日(木)
第8回	10月21日(水)
第9回	10月29日(木)
第10回	11月13日(金)
第11回	11月20日(金)
第12回	11月27日(金)
第13回	12月2日(水)
第14回	12月18日(金)
第15回	1月7日(木)
第16回	1月22日(金)
第17回	1月29日(金)

【次世代育成部会】

回数	日付
第3回	8月4日(火)
第4回	8月11日(火)
第5回	9月1日(火)
第6回	9月17日(木)
第7回	10月1日(木)
第8回	10月8日(木)
第9回	10月15日(木)
第10回	10月27日(火)
第11回	11月6日(金)
第12回	11月17日(火)
第13回	11月25日(水)
第14回	12月16日(水)
第15回	12月22日(火)
第16回	1月19日(火)
第17回	1月22日(金)
第18回	1月26日(火)
第19回	1月27日(水)
第20回	1月28日(木)

【市民活動部会】

回数	日付
第3回	8月4日(火)
第4回	8月18日(火)
第5回	9月8日(火)
第6回	9月15日(火)
第7回	9月29日(火)
第8回	10月13日(火)
第9回	10月20日(火)
第10回	10月27日(火)
第11回	11月10日(火)
第12回	11月17日(火)
第13回	11月24日(火)
第14回	12月3日(木)
第15回	12月15日(火)
第16回	12月22日(火)
第17回	1月19日(火)
第18回	1月26日(火)
第19回	1月28日(木)

【まちづくり部会】

回数	日付
第3回	8月12日(水)
第4回	9月1日(火)
第5回	9月8日(火)
第6回	9月17日(木)
第7回	10月9日(金)
第8回	10月19日(月)
第9回	10月28日(水)
第10回	11月4日(水)
第11回	11月9日(月)
第12回	11月24日(火)
第13回	12月2日(水)
第14回	12月14日(月)
第15回	12月21日(月)
第16回	1月7日(木)
第17回	1月21日(木)
第18回	1月26日(火)
第19回	1月29日(金)
第20回	2月1日(月)

【行政部会】

回数	日付
第3回	8月11日(火)
第4回	8月24日(月)
第5回	9月7日(月)
第6回	9月28日(月)
第7回	10月13日(火)
第8回	10月27日(火)
第9回	10月28日(水)
第10回	11月4日(水)
第11回	11月9日(月)
第12回	11月16日(月)
第13回	11月30日(月)
第14回	1月20日(水)
第15回	1月26日(火)
第16回	1月28日(木)

全体会	3回
幹事会	1回
安全安心部会	16回
保健医療福祉部会	15回
次世代育成部会	18回
市民活動部会	17回
まちづくり部会	18回
行政部会	14回
合計	102回

8 芦屋市総合計画策定委員会・専門部会

(1) 芦屋市総合計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 11 月 17 日

(設置)

第 1 条 第 3 次芦屋市総合計画（以下「第 3 次総合計画」という。）の総括と検証を行うとともに、第 4 次芦屋市総合計画（以下「第 4 次総合計画」という。）を策定するため、芦屋市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第 3 次総合計画の総括と検証を行うこと。
- (2) 第 4 次総合計画を策定すること。
- (3) その他総合計画の策定に係る調整に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会)

第 5 条 委員会には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。
- 7 専門部会は、委員会から付託された事項について協議し、その結果を委員会に報告する。

(関係者の出席)

第 6 条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総合計画策定を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年11月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会が第4次総合計画の基本構想及び前期基本計画の案を策定した日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月12日から施行する。

別表(第3条関係)

教育長
技監
総務部長
総務部参事(行政経営担当部長)
総務部参事(財務担当部長)
市民生活部長
保健福祉部長
都市環境部長
都市環境部参事(下水道事業担当部長)
都市環境部参事(都市計画担当部長)
市立芦屋病院事務局長
会計管理者
水道部長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

(2) 委員名簿

【策定委員会委員名簿】

平成22年4月1日現在

役割	所 属	氏 名
委員長	市長	山中 健
副委員長	副市長	岡本 威
委員	教育長	藤原 周三
	技 監	戸島 透
	総務部長	松本 博
	総務部参事（行政経営担当部長）	西本 賢史
	総務部参事（財務担当部長）	南雲 直樹
	市民生活部長	竹内 惠一
	保健福祉部長	磯森 健二
	都市環境部長	谷崎 明日出
	都市環境部参事（下水道事業担当部長）・水道部長	安田 孝
	都市環境部参事（都市計画担当部長）	砂田 章吉
	市立芦屋病院事務局長	佐藤 徳治
	会計管理者	今倉 明
	消防長	樋口 文夫
	教育委員会管理部長	波多野 正和
	教育委員会学校教育部長	上月 敏子
	教育委員会社会教育部長	橋本 達広

【専門部会委員名簿】

平成22年4月1日現在

部会名	役 職	所 属	氏 名
市民活動・次世代育成部会	部会長	市民参画課長	福島 貴美
	副部会長	こども課長	中村 尚代
	委員	行政経営課（文化振興担当課長）	細見 正和
		広報課長	阪元 靖司
		市民参画課（人権推進担当課長）	西 初吉
		市民参画課（国際交流担当課長）	木村 守彦
		市民参画課（男女共同参画推進担当課長）	岡田 きよみ
		上宮川文化センター（隣保館長）	阪下 幸雄
		上宮川文化センター（児童センター長）	柿原 浩幸
		健康課（保健担当課長）	瀬戸山 敏子
		こども課（保育所担当課長）	水谷 幸雄
		管理課長	朝生 充治
		学校教育課長	北野 章
		生涯学習課長	細井 良幸
		スポーツ・青少年課長	木高 守
		市民センター長、公民館長	浅野 裕司
青少年愛護センター長	藤原 礼子		
図書館長	高田 浩志		

名会部	役職	所属	氏名
安全安心・保健医療福祉部会	部会長	地域福祉課長	寺本 慎 児
	副部会長	防災安全課長	榊田 忠 夫
	委 員	保険医療助成課長	北川 加津美
		地域福祉課（福祉センター担当課長）	浅田 太枝子
		生活援護課長	西 嘉 成
		健康課長	北口 泰 弘
		障害福祉課長	余 吾 康 幸
		障害福祉課（障害福祉施設担当課長）	川原 智 夏
		高年福祉課長	安達 昌 宏
		高年福祉課（介護保険担当課長）	永井 喜 章
		建築指導課長	今井 智 樹
		消防本部管理課長	上田 保
		警防課長	向堂 晋 治
		警防課（救急救命担当課長）	市川 武 夫
		警防課（通信装備担当課長）	下江 久 雄
		予防課長	吉岡 幸 弘
市立芦屋病院事務局総務課長	高山 栄 昭		
まちづくり部会	部会長	都市計画課長	林 茂 晴
	副部会長	環境課長	津村 直 行
	委 員	経済課長	越智 恭 宏
		道路課長	篠崎 正
		住宅課長	平 和 樹
		公園緑地課長	下岡 政 夫
		環境処理センター長	山田 淳二郎
		下水道課長	西村 仁
		下水処理場長	山城 勝
		水道工務課長	藤本 保
		都市計画課（まちづくり担当課長）	東 実
		都市計画課（開発指導担当課長）	森本 勝 則
		建築課長	辻 正 彦
		建築課（施設保全担当課長）	竹中 満
街路課長	北田 恵 三		
行政部会	部会長	行政経営課長	上田 剛
	副部会長	人事課長	小山 忠 寛
	委 員	文書行政課長	田中 尚 美
		文書行政課（行政担当課長）	寺川 貴 嗣
		人事課（組織・研修・厚生担当課長）	本間 慶 一
		行政経営担当（行政経営担当課長）	青田 悟 朗
		お困りです課長	谷 牛 薫
		財政課長	古田 晴 人
		市民課長	上倉 礼 子
防災安全課（危機管理担当課長）	今石 佳 太		

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

(3) 開催日

【策定委員会開催日】

回数	日程
第1回	平成20年11月17日(月)
第2回	平成21年1月13日(火)
第3回	平成21年6月4日(木)
第4回	平成21年7月9日(木)
第5回	平成22年2月16日(火)
第6回	平成22年5月10日(月)
第7回	平成22年5月25日(火)
第8回	平成22年6月7日(月)
第9回	平成22年10月18日(月)
第10回	平成22年10月29日(金)

【専門部会（市民活動・次世代育成部会）】

回数	日程
第1回	平成22年4月15日(木)
第2回	平成22年5月18日(火)
第3回	平成22年5月26日(水)

【専門部会（安全安心・保健医療福祉部会）】

回数	日程
第1回	平成22年4月13日(火)
第2回	平成22年5月20日(木)
第3回	平成22年5月31日(月)

【専門部会（まちづくり部会）】

回数	日程
第1回	平成22年4月16日(金)
第2回	平成22年5月21日(金)
第3回	平成22年5月28日(金)

【専門部会（行政部会）】

回数	日程
第1回	平成22年4月14日(水)
第2回	平成22年5月19日(水)
第3回	平成22年5月27日(木)

9 芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和 26 年 3 月 3 日
法律 第 8 号

(目的)

第 1 条 この法律は、芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第 2 条 芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画（以下「芦屋国際文化住宅都市建設計画」という。）は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 芦屋国際文化住宅都市を建設する事業（以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という。）は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第 3 条 芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市が執行する。

2 芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第 4 条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第 1 条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、この事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第 5 条 国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 28 条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第 6 条 芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも 6 箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年 1 回国会に対し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第 7 条 芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の芦屋特別都市計画事業は、これを芦屋国際文化住宅都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第 95 条の規定により、芦屋市の住民の投票に付するものとする。

附 則(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号)

この法律(中略)は、新法の施行の日(昭和 44 年 6 月 14 日)から施行する。(後略)

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)

この法律(中略)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。(後略)

10 市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 一 わたくしたち芦屋市民は文化の高い
教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は自然の風物を
愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は青少年の夢と
希望をすこやかに育てましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は健康で明るく
幸福なまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は災害や公害の
ない清潔で安全なまちにしましょう。

11 市木と市花



市木 クロマツ



市花 コバノミツバツツジ

12 未来のあしや絵画コンクール

芦屋市は、平成 22 年（2010 年）11 月 10 日に市制 70 周年を迎えました。

これを記念して、市内の小学校 3 年生～6 年生及び中学校 1 年生、2 年生を対象に、自分たちの思い描く「未来のあしや」を描いてもらいました。たくさんご応募いただいた中から、各学年の最優秀賞と優秀賞を、この計画書に掲載しています。

掲載ページ	受賞者	
23	小学校 6 学年最優秀賞	山手小学校 宮部 真衣さん
39	中学校 2 学年優秀賞	山手中学校 東海林 茉奈さん
69	小学校 3 学年最優秀賞	精道小学校 細江 青生さん
79	中学校 2 学年最優秀賞	山手中学校 池田 奈津美さん
81	中学校 1 学年優秀賞	精道中学校 田中 美和さん
93	小学校 3 学年優秀賞	岩園小学校 川本 眞優さん
99	小学校 5 学年優秀賞	打出浜小学校 桑山 颯太郎さん
109	小学校 4 学年優秀賞	山手小学校 川上 瑠尉さん
111	小学校 5 学年最優秀賞	山手小学校 宮原 千波さん
119	中学校 1 学年最優秀賞	山手中学校 大野 晃嗣さん
132	小学校 6 学年優秀賞	浜風小学校 森下 颯斗さん
137	小学校 4 学年最優秀賞	宮川小学校 山野 楓さん

※学校名、学年は、平成 22 年 11 月 3 日現在のものです。

基本構想 第 1 章
基本構想 第 2 章
基本構想 第 3 章
基本構想 第 4 章
基本構想 資料
前期基本計画 について
前期基本計画 第 1 章
前期基本計画 第 2 章
前期基本計画 第 3 章
前期基本計画 第 4 章

14 第4次芦屋市総合計画策定に関連した資料一覧

No.	資料名	作成年月
1	市民アンケート調査結果報告書	平成 21 年 3 月
2	芦屋市将来人口推計報告書	平成 22 年 3 月
3	芦屋市将来人口推計報告書(概要版)	平成 22 年 3 月
4	芦屋市の前回将来人口推計の検証	平成 22 年 3 月
5	第3次芦屋市総合計画の振り返り	平成 21 年 9 月
6	第3次芦屋市総合計画後期基本計画実施状況報告	平成 21 年 9 月
7	第4次芦屋市総合計画基本構想素案 (第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議)	平成 21 年 12 月
8	第4次芦屋市総合計画基本計画素案 (第4次芦屋市総合計画基本計画素案作成職員会議)	平成 22 年 2 月
9	第4次芦屋市総合計画(原案) -基本構想・前期基本計画-	平成 22 年 6 月

策定事務局

役 職	氏 名
参事 (行政経営担当部長)	西 本 賢 史
総務部主幹 (行政経営担当課長)	米 原 登己子
総務部行政経営課主査	山 川 範
総務部行政経営課主査	山 内 健
総務部行政経営課	桑 原 正

基本構想
 第1章
 基本構想
 第2章
 基本構想
 第3章
 基本構想
 第4章
 基本構想
 資料
 基本構想

前期基本計画
 について
 前期基本計画
 第1章
 前期基本計画
 第2章
 前期基本計画
 第3章
 前期基本計画
 第4章

附属資料

第4次芦屋市総合計画

－ 基本構想・前期基本計画 －

発行日 平成23年（2011年）4月
発行 兵庫県芦屋市総務部行政経営課
〒659-8501
芦屋市精道町7番6号
印刷 グランド印刷株式会社

